

# GCAS Report

Vol.5 Graduate Course in Archival Science  
Gakushuin University

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報



ISSN2186-8778

2016

GCAS Report Vol.5 2016

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報



目次

[講演]	006	より良き社会のために ―「記録」が語るもの 松岡資明
	020	記録を残すために ―写真資料保存修復の基礎 白岩洋子
[研究ノート]	036	記録管理におけるレコードキーパーの機能と役割に関する一考察 ― オーストラリアの州公的記録法の事例から 大木悠佑
	052	アーカイブズ・マネジメント試論 ―業務の数値化を中心に 倉方慶明
[書評]	072	菅真城『大学アーカイブズの世界』 田中智子
	077	安藤正人・久保亨・吉田裕編『歴史学が問う公文書の管理と情報公開 ― 特定秘密保護法下の課題』/ 北海道新聞社編『特定秘密保護法を読む 全条文 反対声明・意見書』 川田恭子
	082	中野目徹『公文書管理法とアーカイブズ 史料としての公文書』 藤村涼子
	087	三井文庫編『史料が語る三井のあゆみ ― 越後屋から三井財閥』/ 企業史料協議会編『企業アーカイブズの理論と実践』 千代田裕子
	093	国立民族学博物館監修 『渋沢敬三没後50年 屋根裏部屋の博物館 ATTIC MUSEUM』 難波秋音
	100	石田佐恵子・村田麻里子・山中千恵編著 『ポピュラー文化ミュージアム ― 文化の収集・共有・消費』 高野彩香
	107	佐藤元英・武山眞行・服部龍二編著『日本外交のアーカイブズ学的研究』 千葉功
[報告]	112	米国アーキビスト協会ワークショップ(2015) 「建築レコード ― 設計と施工の記録群を管理する方法」参加記 齋藤歩
	120	ICAが考えるアーカイブズとは ― 『情報社会におけるアーカイブズ、記憶、そして民主主義』の紹介 葉袋未夏
	123	ブラジル・サンパウロ人文科学研究科資料調査・中間報告 青木祐一
[コラム]	128	青空のソウル訪問 高埜利彦
[彙報]	130	

<u>Title of Contents</u>	[lecture]	006	For A Good Society: What are Things that 'Archives' is Telling? Tadaaki Matsuoka
		020	Saving Documents: Basic Approach to Preserving Photographic Documents Yoko Shiraiwa
	[research note]	036	A Study on the Function and Role of the Recordkeeper in the Records Management: the Case of State Public Records Act in Australia Yusuke Ohki
		052	A Tentative Study on the Improvement of Archives Management in the Way of Quantifying Its Works Yoshiaki Kurakata
	[review]	072	Masaki Kan, <i>Daigaku Archives no Sekai</i> Satoko Tanaka
		077	Masahito Ando, Toru Kubo and Yutaka Yoshida, <i>Rekishigaku ga tou Kobunshokanri to Jouboukougai</i> The Hokkaido Shimibun Press, <i>Tokuteibimitsuhogoho wo yomu</i> Kyoko Kawata
		082	Toru Nakanome, <i>Kobunshokanriho to Archives: Shiryo toshiten no Kobunsho</i> Ryoko Fujimura
		087	Mitsui Bunko, <i>Shiryo ga kataru Mitsui no ayumi: Echigoya kara Mitsuizaibatu</i> Business Archives Association, <i>Kigyo Archives no Riron to Jissen</i> Yuko Chiyoda
		093	National Museum of Ethnology, <i>Shibusawa Keizou Botugo 50 nen Yaneurabeya no Hakubutukan ATTIC MUSEUM</i> Akine Namba
		100	Ishita Saeko, Murata Mariko and Yamanaka Chie, <i>Popular Culture Museum: Collecting, Sharing and Consuming Cultures</i> Sayaka Takano
		107	Motoei Sato, Masayuki Takeyama and Ryouji Hattori, <i>Nihongaiko no Akaibuzugaku teki Kenkyu</i> Isao Chiba
	[report]	112	A Report Participating SAA 2015 Workshop "Architectural Records: Managing Design and Construction Records" Ayumu Saito
		120	What is a ICA's View of Archives: Introduction of <i>ARCHIVES, MEMORY AND DEMOCRACY in the Information Society</i> Mika Minai
		123	Interim Report: Archival Research for "Centro de Estudos Nipo-Brasileiros", Sao Paulo, Brazil Yuichi Aoki
	[column]	128	Visit to Seoul in the Blue Sky Toshihiko Takano
	[miscellany]	130	

講演

---

lecture

[タイトル]

# より良き社会のために

「記録」が物語るもの<sup>[1]</sup>

For A Good Society: What are Things that 'Archives' is Telling?

[著者]



松岡資明 | Tadaaki Matsuoka

[キーワード]

| アーカイブズ | 公文書管理法 | 時間軸 | 説明責任 | アーキビスト |  
archives / Public Records and Archives Management Act / time axis  
accountability / archivists

[要旨]

思えば今から13年前、学習院大学で開かれた国際シンポジウム「記録を守り記憶を伝える——21世紀アジアのアーカイブズとアーキビスト」が契機となって公文書管理法は生まれた。公文書管理法の施行から既に4年半が過ぎたが、残念ながら、大きく前進したとは言えない状況にある。「時の経過」あるいは「時間軸」に対する意識の希薄さが、そうした状況を招いているように思える。過去、現在、未来は時間によってつながっており、特定の時代を切り離して考えることはできない。私たちは未来に対する責任を負っているものであり、それを具体的な形で示したのがアーカイブズ（記録資料）ではなかろうか。歴史を証拠づけるものであり、未来への説明責任を果たす役割がある。時代とともに価値観は変化し、政治的な力によって翻弄されるおそれもある。時間軸を見据え、普遍的な価値を追求する役割を担う存在としてアーキビストが期待される所以である。

Thirteen years ago the International Symposium 'Keeping Records, Sharing Memories: Archives and Archivists in the 21st century Asia' was held at Gakushuin University. I believe that it triggered the introduction of the Public Records and Archives Management Act in 2009. After four and a half years since the enforcement of the Act, however, it cannot be said that the public records and archives management of this country has made significant progress. It seems to me that little awareness to 'passage of time' or 'time axis' has led to such a situation.

Past, present and future is connected with time and no era cannot be understood separately with other ages. We are to bear the responsibility for the future and, in my view, archives is what are most important and concrete form to represent this responsibility.

As the evidence of history, archives play a crucial role for accountability to the future.

However, archives might be influenced by the changing values or political power of each age. It is why archivists are expected as the profession to protect archives with their universal value looking in the time axis.

今から約1カ月前の9月28日、毎日新聞の朝刊第一面に、目を疑うような記事が掲載された。そこには、昨年7月1日に閣議決定した集団的自衛権の行使容認に必要な憲法9条の解釈変更を、内閣法制局がたった1日の審査で終わらせ、しかも審査の過程を公文書に残していなかったという趣旨の内容が記されていた。

記事によると、法制局は閣議前日の6月30日、内閣官房の国家安全保障局から審査のための閣議決定案文を受領した。そして閣議当日の7月1日、つまり翌日、憲法解釈をしている法制局第一部の担当参事官が「意見はない」と国家安全保障局の担当者に電話で伝えたということである。平和の道を行ってきた戦後日本にとって、憲法解釈の変更という極めて重大な問題をわずか1日で審査し、しかもその記録さえ残していない。いったい、これはどういうことなのか。

横畠裕介内閣法制局長官は今年6月の参議院外交防衛委員会で解釈変更を「法制局内で議論した」と答弁している。衆議院平和安全法制特別委員会では「局内に反対意見はなかったか」と問われ、「ありません」と答弁したが、いずれも裏付ける記録がないということになる。議論もせず、独断で決めたのではないかという疑念を持たれたとしても、反論できないことになる。

歴代内閣はこれまで、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと立場をとってきた。なかでも、1972年の政府見解においては、法制局長官以下幹部の決裁を経て決定されたことを示す内部文書が局内に残っている。にもかかわらず、今回の解釈変更に関しては議論したことを示す記録が何も残っていないのである。2009年6月に公文書管理法が制定となり、2011年4月に施行となっているにもかかわらず、なのである。

ご存じのように、公文書管理法第4条は「行政機関は意思決定に至る過程や実績を検証できるよう、文書を作成しなければならない」と規定している。今回の憲法解釈変更は、こうした公文書管理法の精神を踏みにじる行為であったと言わざるを得ない。公文書管理法の施行から4年半を経て、しかも法律を最も厳格に守るべき立場にある内閣法制局のこのような行状。果たして許されることなのだろうか。

公文書管理法に関していえば、日本は先進国だけでなく世界のなかでも制定が後れた状態が続いてきた。その理由は様々である。近代の始まりとともに政府が急激に拡大し、膨張する事務量に追いつかなかったとか、大日本帝国憲法下での「各省官制」によって各行政機関が「分担管理」原則に従って運営されていたためとか、さらには第二次大戦の末期、軍部を中心として大量の公文書が焼却されたためなどと言われている。詳細は今後の研究に待つとして、世界と比べて日本の公文書管理が甚だしく後れていたことを否定する見方はほとんどないと言って過言ではない。

そうした日本で公文書管理法が制定できたのは、ある種の幸運が働いたからではないかと思う。しかも、この学習院大学でのシンポジウムが一つのきっかけとなったことを改めてお伝えしたい。

今から13年前の2002年12月7日。学習院大学の西5号館B1教室で国際シンポジウムが開かれた。そのタイトルは「記録を守り 記憶を伝える——21世紀アジアのアーカイブズとアーキビスト」というものだった。私もある研究者の方に誘われてシンポジウムの取材をした。12月に入ってかなり寒い日だったように記憶しているが、門外漢だった私は、200人を超す方々がこのような趣旨のシンポジウムに参加していることにまず驚いた。しかし、もっと驚いたのは、日本が中国、韓国に比べてこの分野で大きく後れているという事実であった。法律が未整備だけでなく、専門職であるアーキビストの養成がほとんどなされていないという現実である。経済復興を短期間のうちに成し遂げ、先進国に仲間入りして久しい日本が、当時はまだ発展途上の状況をようやく脱した段階にあった隣国の中国、韓国に大きく水をあけられている。そのころはまだアーカイブズのことをよく知らなかった私は、日本が圧倒的に後れている「現実」に衝撃を受けたと言うか、打ちのめされたように感じた。

その衝撃に刺激を受けて30行余りの原稿を書いた。記事はシンポジウム開催の10日後に日本経済新聞の文化面に掲載となった。昭和30年代から続く「文化往来」である。短信のニュースと言ったら良いだろうか。日経の文化面は最終ページにあるので、他紙と比べて文化記事が比較的幅広く読まれている。記事には、「中国、韓国に大きく後れをとる日本」の見出しがついていた。この記事を読んだ読者の一人に、後に総理大臣になる福田康夫さんがいた。当時は小泉内閣の官房長官であった。

後に福田さんからうかがった話によれば、まだ政界入りする以前、父親である福田赳夫氏の後援会の人から依頼されて戦後すぐの前橋周辺の写真を探したことがあったという。日本国内ではどこにもなく、たまたま出張したアメリカで国立公文書館を訪ねたところ、そこで発見できた。そのときの驚きは、大変大きかったという。外国の、しかも戦後すぐの田舎の様子を写した写真を保管していて、外国人にも分け隔てなく公開する。そのことがきっかけとなり、記録をきちんと管理するのは国として取り組むべき課題であるという考えを持つに至ったという。

そうした下地があったところに偶々、日本が中国、韓国に比べて大きく後れているという刺激的な表現が刺激となり翌年春になって、公文書管理法制をどのように具体化するか検討するための組織ができた。それが、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存、利用等のための研究会」である。座長は慶応大学教授の高山正也さん。後に国立公文書館の館長を務めた。研究会はその後、「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」と名称を変更し、高山さんに代わって元大蔵次官の尾崎護さんが座長に就任した。

その後、福田さんは第91代の内閣総理大臣となり、初めて公文書管理の担当大臣を置いた。指名されたのが上川陽子少子化担当相である。上川さんは第二次安倍内閣で法務大臣を務めたが、若かりし頃、東大を出てハーバード大学に留学し、その後アメリカの上院議員のスタッフを務めた経験がある。公文書管理担当相就任直後のインタビューでは公文書問題への熱い思いを語り、実際に極めて積極的に取り組んだ。担当相になってわずか1カ月余りのうちに19にのぼる主要な行政機関をすべて回り、公文書管理状況を視察したのは有名な話である。上川大臣はこれに並行して「公文書の利用等に関する有識者会議」を設置、尾崎座長の主導で11月までの半年余りのうちに12回に及ぶ会議を開き、報告書をまとめた。最終報告の段階では残念なことに福田さんも、上川さんも既にその任を離れていたが、有識者会議での議論をもとに制定された法律が公文書管理法である。

時間が前後するが、7月にまとめた中間報告で上川さんが大変強く主張した言葉がある。それが「時を貫く」という表現だ。「時を貫く公文書管理」。公文書管理法の本質を言い当てた言葉であると思う。公文書という限られた分野にとどまらず、日本の政府も、企業も、国民も、意識のうえて希薄なのが「時を貫く」意識ではないだろうか。言葉を換えれば、歴史意識ということになるのだろう。

これは私が以前から感じていたことであるが、日本では、「情報」と言うときに思い浮かべるのはフローの情報で、ストックの情報に思い至る人が少ない。日本人の情報に対する感度は極めて高いものがあると思うが、フロー、つまり現時点で流通している情報に偏りがちな気がする。物事には原因があって結果があるのであって、何事も過去の経緯を知らずに取り掛かっても適切な対応ができない。例えば、日本の外交政策でしばしば、指摘されるのは「後手に回った」という批判だ。情報収集をする際、過去の経緯を十分に知ったうえで行くと、そうでない場合では結果に大きな差が出る。当たり前の話ではないだろうか。

卑近な例でいえば、中国が設立計画を進めているアジアインフラ投資銀行(AIIB)への参加問題があった。日本は結局、アメリカの意向を汲んで当面は参加せず、「様子見」で落ち着いたわけだが、よく考えてみると、「様子見」という言葉がこの件に限らず様々な場面で登場する。一見、情勢を的確に判断するには好ましいように思えるが、実はそうではなく、手持ちの情報では何とも判断できないために結論を先延ばししているだけ、のような気がする。

過去の記録を十分に生かしていないことが、日本独自の判断ができないという状況を招いているのではないかと思う。情報収集能力が弱いのではなく、情報の何たるかをよく理解できず、既にあるはずの情報、主に過去に関係する情報だが、そうした情報があまり生かされていないことに本当の原因があるように思えてならない。

このような日本の、記録・記憶に対する意識の希薄さが因らずも表面化したように思える事例が先ごろあった。ユネスコの世界遺産への登録を目指す明治の産業遺産群である。鉄鋼、造船など近代日本をつくりあげた産業遺産23カ所のうち、長崎県の端島など日中戦争、第二次大戦中に朝鮮人労働者を強制徴用して働かせた施設がある。韓国が強く反発し、大きな問題となったが、幸いなことに最終的には韓国も納得して事なきを得た。それに関連して、ユネスコは8項目に及ぶ勧告を出した。2年後をめどに、世界が納得できるような情報を発信する情報センターを設置することなどである。設置を義務付けられたわけではないが、韓国をはじめ世界の人々に理解してもらうためにも、情報センターを設置すべきであるとする。その中核となるものは、言うまでもなく23カ所の産業遺産に関連するアーカイブズだ。これらの産業遺産群に係る資料は膨大な量にのぼると推定される。例えば、新日鉄住金の八幡製鉄所には、創業を開始する以前からのものを含めて写真乾板だけで数千枚以上保存されている。業務日誌などを含めると全体ではどれほどの資料群になるのか、見当もつかない。

それにしても今回の一連の騒ぎを見ていて不思議に思ったのは、当初の日本の言い分ではなからうか。それによると、今回登録しようとした産業遺産群の年代は1850年代から1910年代であって、韓国が主張している徴用工問題とは対象とする年代、歴史的な背景が異なるということであった。確かに、産業遺産そのものは明治期につくられた施設であろう。しかし、今回申請した施設のなかには現在も稼働中の施設がいくつもある。そのような施設を遺産群のなかに含めているのに、昭和の時代の過去については不問にしたいという。これでは、都合の良い時代は切り離して考えようとしているという具合に受け取られても仕方がないのではないだろうか。

繰り返し申し上げるが、むし返したくない過去があったとしても、それを切り離すことはできない。

これも私が新聞記者という仕事を通して感じたことだが、日本では時間軸が途中で分断されているのではないかと感じる場面がしばしばある。例えば、私が日本経済新聞社を退社する直前の今年1月、美術企画で「廃仏毀釈」をテーマにして連載記事を書いた。「廃仏毀釈」などと申し上げても、若い方はよくは知らないかもしれないが、明治時代が始まるころ、全国で寺院が壊されたり仏像がたたき割られ火をつけて燃やされるような事件が起きた。地域によって濃淡はあったが、各地で物騒な事件が頻発した。現在、私たちが目にすることのできる寺院や仏像は、そうした苦難を乗り越えて生きながらえた寺院、仏像なのである。

誰もが知っている奈良・興福寺の五重塔が二束三文で売り飛ばされそうになったなどという話も残っている。実際には売られなかったのだが、宝塔が売却された話に尾鰭がついて、五重塔が売却されたという話が世間に広まった。50円

で売られ、購入した人が九輪(くりん)などの金属を回収しようとして火をつけようとしたところ近隣の住民に反対されて断念した、などという話である。九輪とは五重塔のてっぺんについている九つの丸い輪のことを言うが、そんな話が実話であるかのようには伝わっている。

もっとも、興福寺も一時期は僧侶がまったくなくなった時期があった。僧侶全員という若干語弊があって、承仕(じょうじ)という僧侶兼事務職の人たちは残っていて、当時の状況を記録した資料が東大寺図書館にある。承知の「承」に、仕事の「仕」と書いて「じょうじ」「しょうじ」と読むが、要するにお寺の雑務を取り仕切った人たちである。こうした人たちが残した記録がある。廃仏毀釈に関する資料がほとんどないなかで、大変貴重な資料だと思う。昨年春に資料整理が済み、報告書も出ている。

若干余談になるが、この資料を寄贈したのは天文年間以来、興福寺の承仕を務めた中村家の末裔だ。中村純一という人で、灘の白鶴酒造に養子に入って当主になった人だが、後に白鶴美術館をつくった。恐らく、記録の重要性をよく理解していて後世にきちんと残そうとしたのだろうと思う。

廃仏毀釈に関連する記録が残っていたという話を紹介したが、廃仏毀釈で跡形もなく消えた大寺があったお話を紹介したい。かつてNHKが紹介したこともあるが、奈良県天理市にあった内山永久寺というお寺である。江戸時代は法隆寺と同格の寺で1000石もあったが、建物は全く残っていない。取材のため何回か足を運んだが、今では名産の柿の畑が広がっているだけ。石碑と立て看板があるだけで何も無い。かつてはお堂が50以上も立っていたという大寺だが、地元はともかくとして、そんなことを知っている人はほとんどいない。

この原因をつくったのは、明治という時代が始まるほんの少し前に、新政府が出した神仏分離令である。新しい時代を日本が生き抜いていくには、古来の神仏習合を否定する必要があったのということなのだろうが、そうした大変革が過去にあったことさえ多くの日本人は忘れてしまっている。一種の文化大革命ともいえるべき大事件だと思うが、日本人の意識のなかからはほぼ完全に抜け落ちていく。日本は近代を迎えて以降、そんな「仕切り直し」を何度も繰り返してきたような気がしてならない。

過去を切り離すことは本当に可能なのだろうか。「世界標準」からすれば、それは少し無理があるように思える。

過去に対するこうした意識の差が、日本と中国や韓国を隔てているのかもしれない。加害者と被害者という絶対的な違いも当然作用していると思うが。というのも、初代のアジア歴史資料センター長を務めた石井米雄先生(京都大学名誉教授)は自身の体験を基に、「歴史認識を共有することなどできない」と話していた。石井先生は昭和20年の終戦のすぐ後、着古した軍服を着ていて、街ですれ違っ

たGHQの米兵に殴られた経験がある。その米兵は戦友が日本兵に殺されたためかどうか分からないが、何か恨みのようなものがあった。石井先生を殴った。殴られた石井先生と殴った米兵はまさに被害者と加害者。殴られた痛み、悔しさに満ち満ちている先生が殴った米兵と意識を共有することなどできない。あるのは「米兵がおれを殴ったという歴史事実だけ」と語っている。ただし、意識は共有できなくても歴史事実は共有できるし、しなければならない。近隣の国々との関係を保っていくには第一に、歴史事実に共有する努力から始めなければいけない、のではないだろうか。

そのプロセスに極めて重要な役割を果たすのが、アーカイブズ(記録資料)ということになる。では、アーカイブズはどのような役割を果たすのかといえば、大きく二つあるのではないと思う。第一に、第二と言う人もいるが、とりあえずこの場合は第一ということにして、第一に歴史を検証するためのアーカイブズである。歴史を実証的に調査・研究するための物証と言ったら良いだろうか。もちろん、可能な限り数多くの物証が必要だと思う。公文書があればそれで済むというわけではない。民間資料、私文書などを含めて関連する様々な資料や口述記録(オーラルヒストリー)から歴史を組み立てる必要があると思う。

続いて、アーカイブズのもう一つの役割は、説明責任を果たすための物証ということになると思う。説明責任といっても、現在生きている人たちだけでなく、将来生まれてくるであろう世代に対する説明責任も含む。

前者、つまり歴史を検証するための記録については特に私が申し上げるまでもない。そこであえてもう一つの役割について申し上げたいと思う。この役割については複雑な面がある。説明責任を果たすということになると、過去の問題だけでなく現在の情報との結びつきが大いに関係するわけだが、現在使っている情報、すなわち「業務のために現に使っている情報を記述した文書」、役所の言葉にすると「現用文書」と言うが、現用文書を開示するか否かについては情報公開法という法律が規定している。これに対して、アーカイブズとしての文書管理を規定する法律は公文書管理法である。情報公開法と公文書管理法は、国民の「知る権利」を保障するための車の両輪と言われるが、どうも二つの車輪の大きさや回転速度が違うらしい。

情報公開法ができたのは1999年。施行は2001年で世界的にみても早い方だったのだが、公文書管理法は成立が2009年、施行が2011年でともに情報公開法より10年後れた。公文書管理法は逆に、世界的にみても遅い方に属する。ところが問題は、情報公開法は現在までの15年間ほとんど改正がなされず、世界の大勢に後れてしまったのである。

国際的に著名なNGOにArticle19というイギリスの団体がある。Article19は基本的人権として表現の自由と情報の自由を擁護する活動を行っている組織

で、透明性の向上と市民参加促進のために情報公開法制の各国の状況を調査し制度制定のための支援を行っているが、その団体の専門家が先ごろ来日して講演をした。デイビッド・バニサーさんという方だが、バニサーさんによると、世界の3分の2の国が情報公開法制を整えているなかで、日本の情報公開法制は「世界的にみて、低位にある」ということであった。

一例をあげると、日本では、情報公開法に基づいて開示請求があり、「非開示」と決定して請求者が不服の場合、不服審査が行われる。これに対し、多くの国では裁判官がその当否を判断するためのインカメラ審理が行われている。裁判官が文書を見て、開示すべきか否かを判断するというものだ。世界ではもはや当たり前になっているインカメラ審理が、日本の情報公開法には規定されていない。また、第三者による監視機関が常設されていないというのも世界的にみて珍しいとのことであった。

さらに申し上げれば、アメリカのオバマ大統領が提唱したオープン・ガバメント・パートナーシップという、「開かれた政府」を目指す国々が進めている活動があるが、世界で70近い国が参加しているのに、先進国であるはずの日本はなぜか参加していない。ドイツのメルケル首相が来日した際、安倍首相に参加を促したが、いまだに参加したという話は聞いていない。

このように、情報の公開という面からみると、日本は先進国どころかいまだに後ろ向きの対応から脱しきれていない状況だ。加えて申し上げれば、昨年12月に施行になった特定秘密保護法がある。一応、特定秘密も公文書管理法にのっとって運用されることになっているが、抜け穴になりそうなところがたくさんあり、特定秘密に指定された情報の保存・公開がどこまで保証されるかは不明だ。

アーカイブズを論じる時、情報公開法制は切っても切り離すことのできない関係にあると思う。公文書管理法は現在、施行後5年を迎える今年度末に向けて公文書管理委員会で改正に向けての議論が始まっているが、情報公開法や先の国会で改正法が成立した個人情報保護法をはじめとする情報に関する様々な法制に目配りをしながらより良いものにしていく必要があろうかと思われる。

というのは、過去を含めた情報の公開こそが、主権者である国民が政治に参加する際の基盤となるからだ。法律を盾とし、圧倒的な量の情報を独占する政府に対して、国民は極めて非力である。この「情報の非対称」を変えていかない限り、真に民主的な国家など望みようがない。公文書管理法第一条は、公文書が、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」とであると規定している。このことを改めて胸に刻み、アーカイブズに向き合っていくことが大事なのではないか。そして、行く先に何を指すのかと言えば、より良き社会ではないかと、私は思う。ドイツ・プロイセンの宰相ビスマルクは「愚者は経験に学び、賢者は歴史に学ぶ」という言葉を残したそうだが、賢者であろうとなかろうと、多少なりとも社会を良くしていきたいとの思いがあれば、過去に学ぶことがいかに大事かを理解し

ているだろうと思う。しかし、文書の保存年限を作成の段階で決め、レコードスケジュールに従って保管をしても、長い年月の間に情報の価値は変わってくるものだ。取るに足りないと思われていた情報が数十年後に大きな意味を持つようになったりする事例もないわけではない。

そのためには、歴史学をはじめとする幅広く高度な知見に基づいて文書を評価選別し、保管に当たる専門職の存在が欠かせない。それがアーキビストである。

ただ正直を言えば、日本ではこれまで、アーキビストを取り巻く環境はかなり厳しい状況にあったと言うべきだろう。公文書をはじめとするアーカイブズに対する社会の認識が薄かったためだが、公文書管理を推進する役割を担うはずの国立公文書館自体が、十分な数の専門職員を配置できていなかった。また地方自治体においても公文書館を設置している自治体は少なく、公文書館は設置したものとごわずかの数しか専門職を配置することができない状態が続いてきた。一説によれば、日本でアーキビストとして勤務している人は200人ぐらいという。

しかし、2011年4月の公文書管理法施行、その直前に発生した東日本大震災、さらには企業が果たすべき社会的責任を求める声の広がりなどを背景として、記録に対する認識が少しずつではあるが、高まってきたように感じる。一例をあげれば、新たな国立公文書館建設に向けて結成された国会議員による議員連盟がある。

現在、東京・北の丸公園にある国立公文書館は書庫がほぼ満杯の状態であり、数年のうちに限界に達する見込みである。茨城県つくば市にある分館も70%以上埋まっている。このため、現在の公文書館に代わる新しい文書館を早急に建設する必要に迫られている。新館建設は容易なことではない。なぜなら、大変厳しい財政状況のなかで、政治や行政の機能が集中する東京の中心部に、それなりのスペースを必要とする公文書館をつくるには、実に多くの課題をクリアしなければならないからだ。

このため昨年2月、公文書管理に理解のある国会議員が中心となって「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」という超党派の議連が結成された。いささか長い名前で間違えてしまいそうだが、自民党幹事長の谷垣禎一さんが会長を務め、これまでに200人近い国会議員が名前を連ねるまでになった。

議員連盟の働きかけを受けて国会は今年4月、小委員会をつくって場所の選定をめぐる議論を進めてきた。8月下旬、いくつかあった候補地が2カ所に絞られた。1カ所は憲政記念館が建っている場所、もう1カ所は国立国会図書館に隣接するバス駐車場である。いずれも衆議院が所有する土地であり、それぞれA案、B案として検討が進むことになる見込みだ。現段階では建設する場所が絞ら

れただけなのだが、場所が絞られたことは大きな意味がある。内閣官房には、新たな公文書館に必要な機能などを検討する「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査・検討会議」（座長・老川祥一読売新聞社最高顧問）が設置されていて、今後、会議での議論がより突っ込んだものになると期待できるためである。

それに関連して少々前向きな話をお伝えしたい。現在の国立公文書館は定員が50人にも満たず、諸外国に比較して10分の1以下の弱小組織と言われている。このため、早急に体制強化を図るべきであるとする指摘が有識者などによって以前からなされてきた。ただ、大胆な行政改革が進められるなか、公文書管理といえども定員増を実現することは極めて難しい課題であったが、新しい国立公文書館の建設に向けて動きを本格化する前提として、内閣府公文書管理課は来年度予算で公文書管理課、国立公文書館を合わせて約30人の増員要求を提出している。どこまで実現できるか予測はつかないが、ぜひ、大きな一歩となることを期待したい。

また、国立公文書館に属するアジア歴史資料センターの充実についても2000万円近くのにぼる新規の予算要求がなされている。今年8月に発表となった戦後70年の首相談話は国際的に大きな関心を集めたが、これに関連して有識者16人による懇談会ができ、報告書をまとめた。その中で、国立公文書館、外務省外交史料館、宮内庁宮内公文書館が所蔵する明治から太平洋戦争終結の時期までの公文書をデジタル化し、世界に発信しているアジア歴史資料センターの存在意義が改めて印象づけられた。センター充実の予算要求はそれを受けてのことであり、アーカイブズ（記録資料）に対する認識がさらに高まることが期待できると考えられる。

とはいえ、公文書をはじめとするアーカイブズが直面する課題は山積している。先ほど、アーカイブズに対する認識が少しずつ高まっていると申し上げたが、社会全体でみれば理解が進んだとはまだまだ言えない状態である。地方自治体が設置している公文書館は現在、全国で70強を数えるに過ぎない。大雑把に言うと、そのうちの半分が都道府県、残る半分は市町村が設置している公文書館だ。市町村のなかには9政令市が含まれている。公文書館という名前のほか、文書館、記録資料館、図書情報館、総合資料館など様々な名前が付けられている。厳しい予算と絶対的な人員不足という制約の中でどの館もよく健闘していると思う。しかも、公文書館法によって専門職員を配置しないことが認められており、定年後の職員の再雇用、臨時職員などでやりくりしている事例が少なくない。

また首長の無理解から職員の数が減らされたりする例もあるほか、アーカイブズに理解のある首長が選挙で落選する例もままあるのが現実だ。そうした状況下で、どのようにしてアーカイブズに対する理解を広げていくか、が問題だ。そのためにはまず、行政機関の職員にとってアーカイブズが有用なものであることを知っ

てもらい、利用を促進する手立てを考えていく必要があろうかと思う。

民間のアーカイブズでは、「社員の役に立つ」ことを掲げ、社員からの要求や問い合わせに可能な限りこたえる努力を続けた結果、企業の倒産という最も厳しい状況のなかでもアーカイブズを存続させることに成功した事例もある。

アーカイブズの理解促進に続く大きな課題としては、先ほど申し上げた情報の公開をめぐる法律上の問題がある。情報公開法や公文書管理法がある一方で、個人情報保護法、特定秘密保護法など情報公開を制限する法制がある。情報の公開と管理・制限をどうバランスをとって国民の知る権利に応えていくのか、極めて大きな課題である。

個人情報保護法に関して申し上げれば、ビッグデータなど商業的な情報活用ばかりが取り沙汰されており、近い将来、発生が確実視されている大災害に対する備えなどについて配慮された様子はほとんどうかがえない。情報公開法についても、公文書管理法についても同様であり、東日本大震災の経験を経ながら、そこから得た教訓をあまり生かそうとしていないのは大変残念なことだ。

プライバシーや国家機密に関わる情報が秘匿されるのはある程度認めるべきであろう。問題は、公開すべき情報と秘匿すべき情報を出来る限り切り分けるルールを確立することではないだろうか。しかも秘匿する情報は極力少なくしていただきたい。個人情報保護法が専門のある研究者は1年ほど前の講演で、「日本の法律、なかでも情報に関する法律には全くと言ってよいほど理念を感じられない」と指摘していた。理念なき法制、政策が行政官の裁量を肥大化させ、恣意的な情報の秘匿を生む温床になっているのではないかと感じる。様々な分野の専門家、さらには海外で実績のある専門家の助言、支援も受けながら「開かれた社会」の実現に一歩ずつでも近づけていく必要があると思う。

が、課題はこうしたものとどまらない。技術的な面でも大変大きな課題がある。言うまでもなく、電子化、デジタル化である。これまで、記録の多くは紙に記されてきた。しかし、電子技術の発展によりアーカイブズ自体がデジタル化しつつある。文書の作成から分類・評価そして保管の段階までの時間が短縮され、場合によっては作成する段階からアーカイビングを始めなければいけないような状況も生まれ始めているという。

しかし日本では、デジタル化への対応は極めて後れていると言わざるを得ない。中央省庁は現在、地方支分部局を含め全体で1530万ファイル近い公文書を保有しているが、デジタル化して保管されている文書はわずか6.5%にとどまっており、紙媒体が93%を超えている。文書作成自体はほぼすべて電子化されているため、一度、紙に出力して保存しているわけで、効率的とは言えない状態である。効率の悪さを是正するだけでなく、公文書の利用を促進するためにも、これまで以上にデジタル化に取り組む必要がある。

公文書の利用促進という点で、デジタル化は大きな効果を発揮すると期待される。なぜなら、デジタル化した文書であれば検索・閲覧が容易にできる。ただちに文書そのものを閲覧するところまで行くのは難しいとしても、目録がデジタル化されるだけでも文書の検索は格段に向上することが期待できるためである。しかし、公文書のデジタル保存は遅々として進んでいない。これには、保存期限満了となった文書を公文書館へ移管する側、すなわち各省庁に大きな問題があると言わざるを得ない。公文書の移管は、2011年度から電子媒体での移管が始まっているが、その率はいまだ1%にも達していない。1%どころか2011年度では0.1%、2012年度でも同じく0.1%にとどまっており、2013年度によやく0.3%に達した程度である。カナダでは2017年度からすべての公文書を電子媒体で移管する予定であり、2019年度から同じようにすべての公文書の移管を電子化する予定のアメリカなどと比べて2周も3周も後れているといえる。

いま、公文書館への公文書の電子移管について申し上げたが、実は紙媒体での移管についても大いに問題がある。保存期限を満了した文書は、公文書管理法によって公文書館に移管するか、廃棄するか、保存期限を延長するか三つの道がある。このうち歴史的価値のある公文書は移管する決まりになっているが、施行になる前の時点で、各省庁から公文書館へ移管する率は1%に満たない状況であった。しかし、公文書管理法が施行となった後も、移管率については改善がみられていない。むしろ悪化する傾向すらある。

国の公文書は毎年、200万から200数十万のファイルが保存期限満了を迎えているが、このうち公文書館等に移管されるファイルは1万ファイル前後かそれ以下にとどまっている。率にすると、0.7%から0.5%。2013年度は0.3%と最も低い数字にとどまった。保存すべき文書を公文書館に円滑に移管する手立てについても、抜本的な対応が必要なのではないだろうか。

公文書管理体制全体の問題として、各省庁と公文書館の間の連携を良くする必要がありそうだ。フランスでは公文書館の職員が各省庁に常駐し、各省庁の公文書管理担当職員と連携して移管をスムーズに行っているとされている。こうした事例を参考にして移管の仕組みを改革していくことが大事ではないかと思う。

仕組みということに関してさらに言及すれば、縦割りの日本型組織を補う意味で、連携がこれまで以上に重要な要素になると思う。アーカイブズ研究に関しては、日本アーカイブズ学会、記録管理学会、企業史料協議会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)など関連する諸団体があるが、シンポジウムの開催などを通じて連携が行われるようになったのはここ数年のことではないだろうか。

しかし省庁に目を転ずると、依然として連携が進んだとは言えない状態が続いている。東日本大震災の発生後、政府による様々な緊急会議が開かれた際に、

主要な15の会議のうち10の会議で議事録がつくられていなかった事実が示す通りである。緊急だったため、どの組織が記録を担当するか事前の調整が間に合わず、結果として記録が残せなかったと当事者は説明している。組織をまたぐ横断的な会議では起りがちなことかもしれないが、自己が所属する組織に対する意識、忠誠心は強いのに対し、国全体として取り組んでいるという意識が希薄に思えるのは実に嘆かわしいことである。記録を残し後世に伝える意識をはぐくむには、各人がより広い視野を備え、「公共」とは何であるかを改めて考えていく必要があると思う。アーカイブズに対する理解を広げていくには、やはり相当に長い時間が必要ということなのかもしれない。

私は、アーカイブズがより良い社会、精神的に豊かな社会を目指すのに資するものではないかと考える。飛躍があるように聞こえるかもしれないが、アーカイブズとは「ひとの行(おこない)」を記録として残し、「行い」に至った経緯を明らかにすることによって、新たな「行い」に生かす、ことではないだろうか。むろん、使い方によって良くも悪くもなる。そして必ず、「行い」の裏には「ひと」がいる。

日本国憲法は、その第11条で基本的人権をうたっている。辞書によれば、人権とは「生まれながらに持っている生命・自由・平等などの権利」だとある。それはつまり「個」を認めることであり、私たちは「個人」を認め、尊重する社会を目指す必要があるのではないだろうか。むろん「個」には社会の一員としての責任を負う義務がある。そうしたことをひっくるめて、「証(あかし)」となるのがアーカイブズなのではないか、と近ごろ思うようになった。

100年後、200年後、そして人類に1000年後があるとしたら、その時代の人たちは現代日本人をどう評価するだろうか。デジタル化した情報を長期的にどのように保持していけるのか、いまだ解を模索中の問題もある。こうしたもの以外にも、乗り越えるべき課題は山ほどある。その取り組みの先頭に立つのがアーキビストだと思う。おそらくは、地味でしんどく、しかし挑戦的でやりがいのある仕事だと思う。皆さんのチャレンジを期待したい。

ご清聴ありがとうございました。



松岡資明 [まつおか・ただあき]

元日本経済新聞社文化部編集委員。2002年以來、アーカイブズの意義と重要性を訴える記事を数多く執筆し、社会的な認知を広げるとともに、日本の公文書管理制度の改革に寄与。2012年5月より内閣府「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」委員、2014年5月より内閣府「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」委員。2015年7月、学習院大学客員教授に就任。

- | 著書 | 『アーカイブズが社会を変える — 公文書管理法と情報革命』(平凡社新書、2011年)  
『日本の公文書 — 開かれたアーカイブズが社会システムを支える』(ポット出版、2010年)
- | 受賞歴 | 2007年4月「第9回 図書館サポートフォーラム賞」受賞  
2015年6月「第9回 野上紘子記念アート・ドキュメンテーション推進賞」受賞

[タイトル]

# 記録を残すために

## 写真資料保存修復の基礎 [1]

Saving Documents: Basic Approach to Preserving Photographic Documents

[著者]



白岩洋子

Yoko Shiraiwa

[キーワード]

| 写真資料 | 保存修復 | 劣化 | クリーニング | 東日本大震災 |

photographic documents / conservation and preservation / degradation /  
cleaning / Great East Japan Earthquake and Tsunami

[要旨]

写真と言えばデジタル方式が主流となっていく中、形あるものとして存在する写真とその歴史的価値は多に注目されるべき時に来ている。写真は科学や産業の発展と共に常に変化、発展し続けてきたことで様々な技法や種類が存在しており、保存修復もそれぞれに対応して挑まなければならない。ところが国内では写真に対する保存修復の分野が確立されていないため、入手できる情報も限られている。写真は制作、保存、展示のそれぞれの工程で劣化が起こる。従って写真の技法を識別し材料を認識することは写真の保存修復において一番重要だと言えるだろう。今回の講義では写真の種類、構成、劣化や損傷について取り上げ、保存する際の包材や環境、保存修復処置の一つとしてクリーニングの説明をしたい。最後に2011年の東日本大震災によって被災した写真に関する被害を簡単に紹介したい。

In recent years, photographs are more commonly known as digital imaging. As a result, the time has come to pay more attention to photographs from the past which exists as real objects and their historical values. The form of photography has been changing and developing along with the field of science and industry and produced various different processes, the fact which makes conservation and preservation of photographic objects always challenging. However, the field of photograph conservation in Japan has not been established and resources are limited. Degradation of photographs occur at each stages of production, preservation and display and it is important to identify the process and materials. This lecture briefly covers process identification, structure, common deterioration, preservation topics, and basic conservation treatment. Few remarks are made at the end about damaged photographs saved from the Great East Japan Earthquake and Tsunami in 2011.

本日は学習院大学院人文科学研究科、アーカイブス学専攻の特別講義にご招待いただき深く感謝申し上げます。また沢山の方々に集まっていただき、皆さんの写真への興味をとても嬉しく思っております。

さて、本題に入る前にいくつか例をあげて、写真資料の持つ力、特にその説得力についてお話したいと思います。まずは1908年のピカソのアトリエの写真ですが、これは、Frank Gelett Burgessというアメリカ人小説家が記事を書くため、ピカソにインタビューした際に撮影した写真です。その前年にピカソはキュビズムの出发点と言える「アヴィニオンの娘たち」を描いていますが、この写真から彼がアフリカやオセアニアの原始美術に囲まれながら、その傑作を作り上げたことがわかります。また興味深いことにこの写真に写っているオセアニア彫刻の頭部は更にキュビズム様式を極めていった彼の2年後の作品に登場しています。この写真はピカソがキュビズムの概念を構築する上で何に影響を受けていたのかを証明する貴重な一枚となった有名な写真で、1984年にニューヨークのMoMAで開催された「20世紀美術におけるプリミティビズム」展に取り上げられました[2]。このように資料写真は、ある事実を記録として残そうと撮られたものであっても、何か別の事柄の証となることもあります。様々な分野で調査や研究が実施されるうちに、写真の持つ情報によってはその存在理由が変わったり、新たな価値や評価が加わったりすることがあります。

もう一つの例です。これら2枚はビリー・ザ・キッドの写真で、ティンタイプ(フェロタイプ)と呼ばれている技法です。ティンタイプは有名な坂本龍馬の写真(コロジオン湿板写真)と同じように制作されますが、支持体はガラスではなく、薄い鉄などの金属の上に黒色のニス塗られたものです。左の写真は名刺くらいのサイズですが、2011年にオークションで230万ドルで落札され話題になりました[3]。またつい数週間前(10月中旬)のニュースでは右の写真が取り上げられていました。数年にわたる調査の結果、ビリー・ザ・キッドが写されていることがわかり、その価値は現在500万ドルだろうと言われております[4]。写真の面白いところは、これらの作者は不詳であるにもかかわらず、撮影された人物がビリー・ザ・キッドだということとその価値が驚くほど高くなるということです。その理由としては、彼が謎に満ちた伝説の人物で、21歳という若さで射殺されているということなどがあげられるかもしれませんが、他の美術の分野ではこのようなことはまずないでしょう。言うまでもないのですが、それだけ写真の持つ真実性、信憑性に高い評価があるわけで、デジタル時代に入ってから、「もの」として存在するこれらの写真への認識や評価が変わっていくことは間違いないでしょう。

写真資料を集めている機関としてひとつご紹介したいところがあります。写真資料の中にはご存知のように、人や出来事だけではなく、物を撮った写真も多く存在しま

1 ―― 本稿は、学習院大学大学院アーカイブス学専攻の授業「アーカイブズ・マネジメント論研究」(記録史料保存論、講師：安江明夫(元国立国会図書館副館長))の一環で、本専攻と学習院大学文学会との共催で実施された特別講義「記録を残すために―写真資料保存修復の基礎」(日時：11月17日(火) 18:00-19:30、場所：学習院大学中央教育研究棟405教室)を原稿化したものである。当日の参加者は66名であった。

2 ―― ウィリアム・ルービン原著『20世紀美術におけるプリミティビズム―部族的なるものとモダンなるものとの親縁性』1995 淡交社

3 ―― <http://www.reuters.com/article/2011/06/27/us-auction-billykid-photo-idUSTRE7501HX20110627>

4 ―― <http://edition.cnn.com/2015/10/15/living/billy-the-kid-photo-feat/>

す。ここは英国ロンドンにあるWitt Library [5]で、もともとはRobert Witt夫妻が集めた美術作品の写真資料を現在ではCourtauld Art Institute(コートルド美術研究所)が管理しています。1200年頃から、200万点近くの写真や図版が集められてきました。美術家による各作品のあらゆる撮影記録写真が保管されており、展覧会カタログの図版写真や紙焼き写真、広報に使用されたものなどさまざまです。これらの写真資料は、作品の来歴、真贋、修復歴などの証明や裏付けとなり得るためとても貴重な資料とされています。また写真という視覚的な資料であることから言語の問題もなく、美術史関係者をはじめとする世界中の研究者に利用されています。

## 2 — 写真資料を残していくために考えること

デジタル以前の「写真」と呼ばれるものは大きく分けて2つのグループがあります。一つはハーフトーン、フォトグラヴィア、コロタイプなどに代表される写真製版、写真印刷と呼ばれるものです。もう一つは写真、写真印画と呼ばれるもので、今回この講義で取り上げるのはこちらの方です。まず、写真資料は他の資料とどう違うのか、なぜ扱いが難しいと言われるのかを考えた時、写真の持つ脆弱性として以下があげられます。

### 写真の脆弱性

- 層によって構成されている。
- 紙やプラスチックなど有機材料が使用されている。
- ゼラチンや紙など吸湿性の高い材料が使用されている。
- フィルムの加水分解や染料の加水分解、銀粒子の酸化還元現象など化学的变化が起こる。
- 表面がデリケート、取り扱いにくい支持体が存在するなど物理的な弱さがある。
- 他の材料、例えば紙、ガラス、金属、革などと共に存在していることがある。

では、次に写真を取り巻く脅威“threat”にはどのようなものがあるのでしょうか？

- 環境(湿度、温度、光、空気汚染、虫害など)
- 包材、ハウジング
- 人為的ミス(ハンドリングや、資料やアルバムの解体などによる分離)
- 材料そのものによる劣化要因
- 自然災害
- 火事
- 略奪、戦争

そして上記の脅威に対処するためには以下を把握し、評価“Assessment”をしながら、保存修復を実施しなければなりません。

- 環境に関する評価、モニタリング
- 写真の種類の識別
- 写真の状態調査
- それぞれの写真の種類や状態を見極めた上で何に対して弱いのか?
- どのような方法や処置で対応するか?

### 3 —— 写真の種類と識別

写真史を見てみると、19世紀から現代に至るまで技術や産業の発展と共に実に多くの技法が入れ替わり立ち替わり登場してきたことがわかります。その多様さが写真の保存修復を近づきたいものしているのかもしれませんが、保存修復を検討する時には、基本的に以下の3項目を念頭に置いて点検や調査をすると良いと思います。それによって写真の種類を絞り込んでいくことができます。

ここでは鶏卵紙を例にとります [図1]。

#### 1) 技法の識別

鶏卵紙 [6]

#### 2) 写真の構成

2層: 下の支持体の層は紙、上のバインダー層 [7] はアルブミン(その中に銀粒子)

#### 3) 使用されている材料

紙(支持体)、アルブミン(バインダー層)、銀(画像形成材料)

では次にもう少し詳しく写真の構成を見ていきます。それぞれの層とその材料によって技法が識別できます [図2]。

6 —— 1850年にフランスのLouis-Desiré Blanquart-Evrardが発明した技法。紙の支持体に卵白(アルブミン)を塗布して一度乾かしてから、感光液の硝酸銀溶液を塗布し再度乾かす。その後ガラス支持体のネガを密着させて太陽光で露光し画像を焼き出し、調色、定着、洗浄を行う。国内では幕末から用いられた技法で、鶏卵紙に彩色された横浜写真が代表的である。

7 —— 乳剤層とも言われる。画像形成材料を含み支持体に結合させている層。

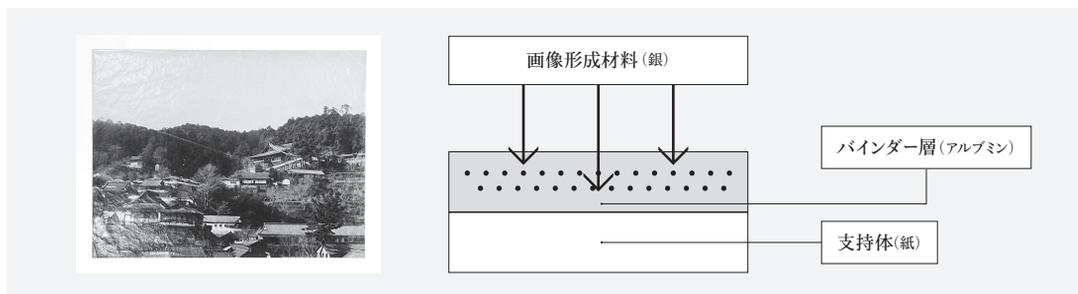


図1 —— 写真の種類と識別 —— 鶏卵紙

8 — バライタ紙は下地層にゼラチンと硫酸バリウムが含まれている。硫酸バリウムは印画紙を白く、また紙の表面をなめらかにすることでより鮮明でコントラストのきいた画像を得ることができる。

RC (Resin Coated) 紙は1960年代に登場した。硫酸バリウムの代わりに酸化チタン含有ポリエステルの下地層があり、裏面にもポリエステル層がある。バライタ紙に比べ、水洗、乾燥時間が短縮される。RC紙は現在でも発色現像方式に使用されている。

## 写真の構成

### 1) 支持体

支持体としては、**金属**(ダゲレオタイプ、ティンタイプ)、**ガラス**(アンプロタイプ又はコロジオン湿板写真、ネガとしてのコロジオン湿板とゼラチン乾板)、**紙**(塩化銀紙、サイアノタイプ、プラチナプリント、鶏卵紙、コロジオンP.O.P.、ゼラチンシルバープrint)、**プラスチック**(主に硝酸セルロース、酢酸セルロース、ポリエステル等のフィルム)があげられます。

### 2) 下地層

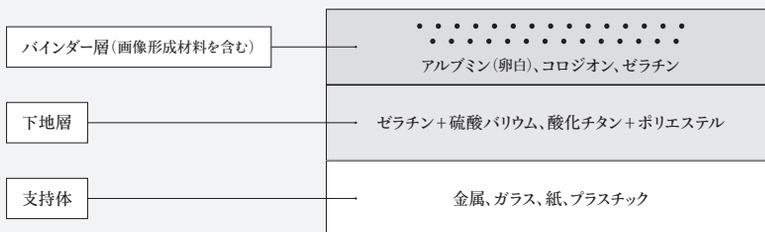
下地層は支持体が紙の場合に存在することがあり、ゼラチンと硫酸バリウムの層を含むバライタ紙と呼ばれるものと酸化チタンとポリエステルの層を含むRC紙があります[8]。下地層がある紙はゼラチンシルバープrintや発色現像方式に使用されてきました。

### 3) バインダー層

バインダー層は3種類、アルブミン、コロジオン、ゼラチンがあり、一般的に多くの写真はこの層に画像形成材料が含まれます。ただし塩化銀紙、サイアノタイプ、プラチナ、パラジウムプリントのようにバインダー層を持たないものもあり、その場合は支持体に画像が含まれます。

### 4) 画像形成材料

画像形成材料としては、**金属粒子**(銀、プラチナ、パラジウム)、**染料**(チバクロームやイルフォクロームの銀色素漂白方式、発色現像方式、ダイトランスファー・プリントなど)、**顔料**(カーボン印画、カープロ印画、ゴム印画など)があげられます。



1. 金属粒子(銀、プラチナ、パラジウムなど): 鶏卵紙、シルバークロームプリント、プラチナプリント、パラジウムプリントなど。
2. 染料: 銀色素漂白方式(チバクローム、イルフォクローム)、発色現像方式、ダイトランスファー・プリントなど。
3. 顔料: カーボン印画、カープロ印画、ゴム印画など。

図2 — 写真の構成

#### 4 —— 鶏卵紙とゼラチンシルバークプリントの特徴

今回は数多い写真技法の中から鶏卵紙 (Albumen Print)、ゼラチンシルバーク P.O.P. (Printing Out Paper) とゼラチンシルバーク D.O.P. (Developing Out Paper) を取り上げてその特徴や違いを見ていきたいと思います[図3]。なお、それぞれの技法の年代は参考文献や国によっても全盛期が異なるため、あくまでも目安として参考にして下さい。

9 —— 金調色は銀画像に金メッキを施して、耐久性、保存性を高め空気汚染から保護する。金の他に白金、セレン、硫黄化合物などによる調色がある。保存性を目的とする他に色調を変える効果もあった。例えば鶏卵紙やP.O.P.は金調色していない場合は赤茶色になるが、金調色した場合は深い焦げ茶色、紫がかった茶色になる。またD.O.P.は硫黄調色することによってセピア色を得ることができる。

##### 4-1：鶏卵紙(1850-1900)の主な特徴

- a) 光によって画像を焼き付ける「焼き出し」によって画像を得る。  
銀粒子は焼き出し銀。
- b) 支持体は薄手の洋紙。紙の繊維が見える。
- c) 光沢、半光沢。
- d) 表面にちりめん状の細かいシワが見られる。
- e) 支持体が薄いため、通常マットやカードなどに貼り付けられている。
- f) 色は暖色、紫がかった茶色。
- g) 国内の鶏卵紙は手彩色されている場合がある。
- h) 金調色[9]されていることが多い。

劣化の特徴としては支持体が薄いため破れや亀裂が起りやすく、バインダー層であるアルブミンと支持体の紙の伸縮の違いによって、台紙などに貼り付けられていない場合は丸まってしまうことがあります。銀の粒子は極小の焼き出

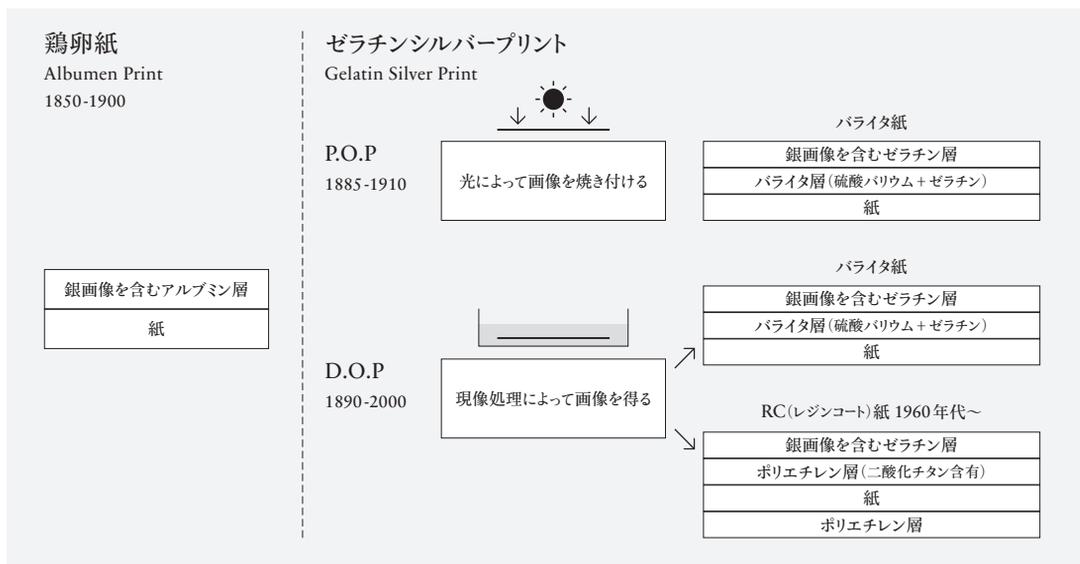


図3 —— 鶏卵紙とゼラチンシルバークプリント

10——銀画像の劣化で最もよく見られる。写真のシャドウ部分に青色っぽく、鏡面のような薄膜ができ、光の当て方によって確認できる。特にゼラチンシルバー D.O.P. に多い。

し銀であるため、酸化、硫化の影響を受けやすく、ディテールの喪失、全体の退色、黄変化(紫がかかった茶色→黄色っぽい茶色、画像のない部分→黄色)が見られます。また紙資料のように、茶褐色の斑点状のフォクシングが見られることがあります。鶏卵紙は光と多湿環境により退色が進みますが、支持体の紙が薄いので貼り付けてマウントされている場合は糊や台紙の影響を受けることがあります。

#### 4-2：ゼラチンシルバー P.O.P.(1885-1910)の主な特徴

- a) 光によって画像を焼き付ける「焼き出し」によって画像を得る。  
銀粒子は焼き出し銀。
- b) 支持体はバライタ紙。紙の繊維は見えない。
- c) 光沢があり、なめらか。
- d) マットやカードに貼り付けられていることが多い。
- e) 色は暖色、赤茶、紫がかかった色。
- f) 金調色されていることが多い。

画像層の劣化の特徴は鶏卵紙と似ており、ハイライト部分のディテール喪失、退色、硫化による変色(紫がかかった茶色→黄色っぽい茶色、緑色っぽい茶色)が見られます。硫化の主な原因は定着液(チオ硫酸ナトリウム)の不十分な洗浄で、鶏卵紙と比べバライタ下地層があるため、その部分に残留しやすいからだと言われていいます。また銀鏡<sup>[10]</sup>が見られる場合もあります。

#### 4-3：ゼラチンシルバー D.O.P.(1890-2000)の主な特徴

- a) 現像処理によって画像を得る。銀粒子はフィラメント銀。
- b) 支持体はバライタ紙とRC紙(1960年代以降)の2種類。  
紙の繊維は見えない。
- c) 無光沢、半光沢、光沢。
- d) 色は寒色、ニュートラルカラー、調色されている場合は様々な色調。
- e) 裏面に印画紙の製造者の印字がある場合がある。

画像層の劣化の特徴としてよく見られるのは銀鏡です。また初期の写真には黄変化が見られることがあります。ハイライト部分のディテール喪失、退色も見られますが、P.O.P.に比べると銀粒子(フィラメント銀)は大きく、またその形状から安定しており、症状が出るのは遅いと言われています。

## 5 — 写真の主な劣化

鶏卵紙とゼラチンシルバープリントの特徴や劣化について簡単にご説明しましたが、ここで劣化についても少し詳しい解説を加えたいと思います。写真は先ほど申し上げた通り、層になっていることから、どの部分に劣化が起こっているのか、例えば支持体なのか、画像なのかを判断することも大切です。写真の劣化の種類は3つに分けて考えられます。

- 物理的劣化(シミ、破れ、汚れ、亀裂、欠損、変形など)
- 生物的劣化(カビや虫害など)
- 化学的劣化(退色、黄変、銀鏡など)

特に化学的劣化は写真の劣化の特徴と言えるでしょう。また生物的劣化は結果的に物理的劣化を引き起こすこともあります。例えばカビによるバインダー層の損傷や虫害による欠損などです。

写真の化学的劣化の代表的なものに銀の酸化還元と銀の硫化があげられます[図4]。

### 銀の酸化還元

水分と酸素が要因で起こります。湿度が高い環境で画像銀である金属銀が酸化し、銀イオンが発生します。次にそれらが拡散されて移動が活発になります。その銀イオンが写真の表面に到達し還元されることで画像銀の粒子に戻り、鏡のような光沢を出します。これが銀鏡と呼ばれるものです。空気中の大気汚染物質によって写真の周辺部からこの現象が発生していくことも多く、また銀鏡が全体に見られる場合は包材の影響も考えられます。

### 銀の硫化

酸化によって発生した銀イオンが空気中の二酸化硫黄や硫化水素と反応して硫化銀となり、変色や退色を起こします。定着液のチオ硫酸ナトリウムの残留が

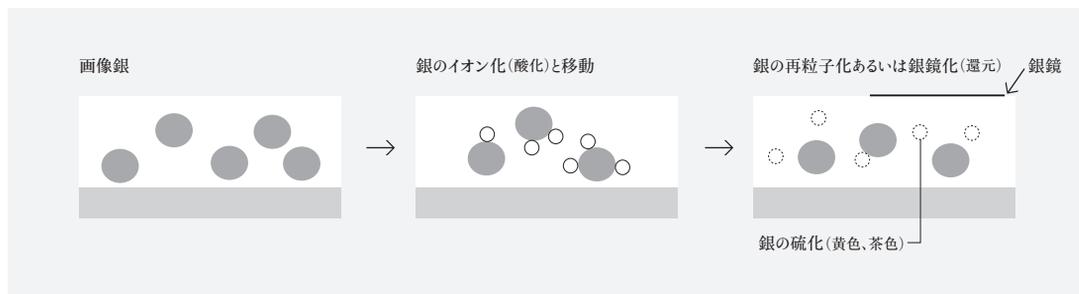


図4 — 銀の酸化還元と硫化

11——ゼラチンP.O.P.と同じ方法で画像を得るが、バインダー層がゼラチンではなくコロジオンである。コロジオンはニトロセルロースをアルコールとエーテルで溶かしたプラスチックの一種。コロジオンP.O.P.は紙の種類がマットと光沢の2つがあり、ゼラチンP.O.P.に比べると表面に傷が付きやすい。

原因でも起こります。銀粒子の密度によって硫化が異なることがあり、色の変化はハイライトが黄色、シャドウが茶色になることが多いです。ちなみに銀製品が黒っぽくなるのも同じ現象です。

## 6 —— 保存修復作業の基礎 —— 手順と処置

### 6-1: 写真の点検

写真の保存修復作業を行う前に、まず写真の点検、取り扱いの際の注意点をあげたいと思います。点検をする際には手袋を使用して、直接写真に触れることを避けます。その場合の手袋はコットンまたはゴム製のものを使用します。コットン手袋の場合は汚れていないか確認します。手に汗をかきやすい人や長時間写真に触れて作業をする場合はゴム手袋(ラテックスやニトリルゴム製、パウダーなし)を使用して下さい。また複数名で会話をしながらの点検の場合はマスクの使用をおすすめします。カビにひどく汚染されている写真を点検する時はN95、DS2認定以上の防塵マスクを必ず使用しましょう。写真は両手で丁寧に取り扱い、折り目などをつけないようにします。劣化の進んでいるマットやアルバムは紙が脆く、簡単に壊れてしまうことがあるので注意が必要です。写真を移動する際や包材から引き出す時は、台紙や厚紙を支えとして使用します。常識ですが、点検の際には飲み物や食べ物をそばに置かないこと、きれいな部屋で点検すること、部屋の温湿度に注意するなどあげられます。点検後は埃などがつかないように、写真をすぐにしまうことも大切です。

写真を識別したり点検する際はいろいろな角度から光を当てます[図5]。光の当て方によって、付着物や損傷、カビやレタッチなどが確認しやすくなります。なお、写真の識別が肉眼で難しい場合はルーペや顕微鏡を使用します。また今回は詳しい説明をしなかったコロジオンP.O.P.[11]は光をある角度から当てると虹

### 保存修復作業

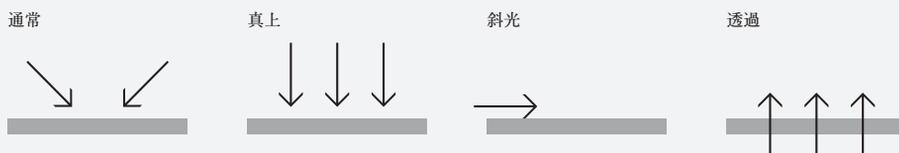


図5 —— 写真を点検する時の光の当て方

色(玉虫色)に見える場合があり、識別が難しいとされるゼラチンP.O.P.とコロジオンP.O.P.を見分けられることがあります。

## 6-2: クリーニングについて

保存修復処置の一つとしてクリーニングに関してご説明します。表面の汚れを取り除くことは基本的な作業ですが重要で、埃や汚れと一緒にカビや付着物の除去も可能な場合があります。クリーニングには乾式(ドライクリーニング)と水や有機溶剤を使用した湿式(ウェットクリーニング)があります。ドライクリーニングには消しゴムの他、卸し金でおろした消しゴムの粉、スポンジ、刷毛、綿などを使用します。最初に刷毛で埃を除いた後、消しゴムの粉を広げて、力を入れずに固形消しゴムを上から転がしていきます[写真1]。一度粉を刷毛で取り除いた後、更に丸めた綿で円を描くように汚れを取る場合もあります。また特に汚れている端の部分はマットで押さえながらクリーニングします[写真2]。写真の表面にはいろいろな種類がありますので、まずはテストをしてみた上でどのクリーニング方法が適しているかを検討します。表面のとてもデリケートな写真の場合はクリーニングによって傷をつけてしまうので注意しなければなりません。刷毛は主にリス毛、羊毛、ヤギ毛などを使用しています。湿式クリーニングを行う際は写真の種類を識別した上でテストを行います。主に綿棒と精製水、精製水にエタノールを混合したものを使用して行います[写真3]。綿棒の水分の含みやクリーニングの際の力加減などの判断は経験を要します。また一度水分を含んだバインダー層を何度も綿棒でこすると傷つけてしまう場合があるので、その都度乾かしながら繰り返し行います。鶏卵紙の場合は汚れが紙の中に入ってしまう場合やちりめん状のしわが加湿と乾燥によってひどくなる場合があるので、できればドライクリーニングにとどめます。また写真の場合はプリントした後、撮影者やプリンターによるレタッチが施されている場合もあり、その部分が経年劣化により変色すると肉眼ではカビとの見分けがつきにくい場合があります。調査の段階でレタッチかどうかを判断し、レタッチの場合はオリジナル性を重視するため、それらの部分を除去しないよう避けてクリーニングを行います。

## 6-3: テープや接着剤の除去について

写真の裏面のテープを除去する際には、スパチュラやメス、又は熱(ドライヤーやヒートスパチュラ)を使用してまずテープの基材(フィルム等)を取り除いた上で、接着剤を消しゴム、固形のラバークリーナー、有機溶剤で除去します。一度に除去しようとせず何段階かにわたって作業することがポイントです。熱を使用する場合はたとえ裏面であっても、表のバインダー層に影響が出ないように注意します。紙のテー



写真1 —  
消しゴムの粉を使用した乾式クリーニング

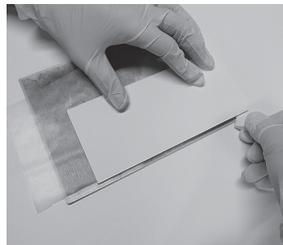


写真2 —  
写真の端の乾式クリーニング



写真3 —  
綿棒を使用した湿式クリーニング

12 — ISO 18920(JIS K 7642)[現像処理済み写真印画の保存方法]

13 — ISO 18902:2007(JIS K 7645)  
[写真— 現像処理済み写真フィルム、乾板及び印画紙— 包材、アルバム及び保存容器]

14 — ISO 18916 [写真画像への影響度試験]

プの場合はまず水やメチルセルロースなどを使用して紙の部分をふやかし、取り除いてから残った接着剤の除去を行います。

## 7 — 保存に関して(包材、環境)

### 7-1: 包材について

包材を使用する目的としては、写真を取り扱う際の保護、環境汚染や変化からの保護、汚れや埃などからの保護があげられます。なお、写真に使用する包材の材料等は、2つのISO(国際標準化機構)、JIS(日本工業規格)を参考にします[12]。

ちなみに紙の場合、ISO18902:2007(JIS K 7645)[13]では以下の条件が記載されています。またPAT(photo activity test)[14]に合格した材料を使用することが推奨されています。

- pH  $7.0 \pm 0.2 \sim 9.5 \pm 0.2$
- アルカリ緩衝剤 2% by weight
- セルロース含有量 cellulose content >87%
- リグニン、金属、酸、過酸化物、ホルマリン、有害サイジングが含まれていない

写真を保管する包材を選択する場合、紙とプラスチックに意見が分かれることがあります。紙の場合はグラシン紙を避け、上記の規定を参考に選択します。プラスチックの場合はPVC(ポリ塩化ビニル)を避け、P.A.T.に合格しているポリエチレン、ポリエステル、ポリプロピレンを使用します。紙かプラスチックかの選択は、写真資料を利活用する人が誰なのか、その頻度や保存環境などを考慮した上で決定します。また封筒型の包材を使用する場合は、保護紙を入れるなど、取り出す際に写真に直接触れないよう、また出し入れの際に負担や損傷が起らないようにする工夫が必要です。スリーブや封筒に入れられた資料はサイズに分けてまとめ、中性紙の保存箱に入れ保管します。紙のアルカリ性包材が適さない写真はサイアノタイプ、染料転写方式(ダイトランスファー)があげられ、また鶏卵紙で彩色が施されているものに関しても場合によっては注意が必要です。

### 7-2: 写真の保存環境

写真の長期保存のための環境を整える場合、温湿度、光、大気汚染、虫害対策などを考慮に入れなければなりません。温湿度に関しては写真の種類により条件が変わります。例えばゼラチンシルバークラウドプリント、カーボン印画、染料転写方

式(ダイトランスファー)、銀色素漂白方式などは<18℃、RH30-50%とされており、発色現像方式は<2℃、RH30-40%と温度が低く設定されています[15,16]。

### 7-3: コールドストレージについて

写真の場合は湿度だけではなく、化学的劣化を遅らせるために温度を低くすることが長期保存につながるという認識が一般的です。そのため、近年ではコールドストレージを積極的に取り入れたり、検討している機関もあります。コールドストレージは特にフィルム、発色現像方式、インクジェットプリントの長期保存に推奨されています。メリットとしては、写真の寿命を延ばす他に、時間をかけながら整理や対応ができる、アクセスを最小限にする、包材の取り替えなどの作業費用の問題をなくす事ができるなどがあげられます。コールドストレージは4～12℃の設定の範囲を指しておりますが、更に長期の保存を検討する場合、0℃以下の冷凍保存をする場合もあります[17]。システムの選択としては、単体の冷蔵冷凍庫(RHコントロールあり/なし)、仕切られた空間全体の温度を下げた冷凍冷蔵庫、民間の保冷施設への委託などがあります。コレクションの規模、予算、場所によってどのようなシステムを選択するかを検討します。

### 7-4: カビの対策

高温多湿の日本の風土はカビが大きな問題です。特に写真はカビに汚染されるとゼラチン層が軟化、分解するため保存修復が困難となります。カビの生育には水分と酸素が必要であり、RH65%以上の環境で繁殖します。以下がカビの対策として考えられます。なお、上記のクリーニングのところで述べたように、写真の場合はカビとレタッチの見分けがつきにくい場合があります。

- 温湿度の環境を整える。
- 空気の循環する場所に保管する。
- 保管する際に防湿剤(シリカゲル、調湿紙、ゼオライト等)を使用する。
- カビの栄養となる埃、汚れを写真から除去しておく。
- 早期発見のために時々写真資料を確認する。
- 包材の交換をする。

## 8 —— 被災写真に関して

最後に2011年の東日本大震災での写真の被害について簡単にご説明します。

15 — Image Permanence Institute  
Storage Guides [https://www.  
imagepermanenceminstitute.org/  
imaging/storage-guides](https://www.imagepermanenceminstitute.org/imaging/storage-guides)

16 — Bertrand Lavédrine, "A Guide  
to the Preventive Conservation of  
Photograph Collections", Getty  
Conservation Institute, 2003, p.89  
Table 27.

17 — 温度範囲: Room=20℃以上、  
Cool=12～20℃、Cold=4～12℃、  
Frozen=0℃以下

18 — 白岩洋子「東日本大震災 — 津波によって被災した写真に関する報告」日本写真学会誌第74巻4号 2011. [https://www.jstage.jst.go.jp/article/photogrst/74/4/74\\_176/\\_pdfDoticon\\_blk\\_Right.png](https://www.jstage.jst.go.jp/article/photogrst/74/4/74_176/_pdfDoticon_blk_Right.png)  
19 — Yoko Shiraiwa, "Rescuing Tsunami damaged photographs in Japan", Journal of the Institute of Conservation, U.K. vol.36, No.2, 2013. [http://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/19455224.2013.820205Doticon\\_blk\\_Right.png](http://www.tandfonline.com/doi/pdf/10.1080/19455224.2013.820205Doticon_blk_Right.png)

私に関わった被害を受けた写真のほとんどは個人所蔵の写真でした。お見せしている写真は震災から6週間後の陸前高田市の様子ですが、拾得された写真が崩壊した家屋の側に置かれておりました。ビニール袋に入れて避難所の外に置かれていたものもありました。このような状況でしたので、水害にあって長く放置された写真は写真同士や上にかぶせられていた紙との密着、カビの繁殖が多く見られました。束にして重ねて保管されていた写真は海水に濡れて乾いた後、固い塊となっていました。額に入っていた写真はガラスやアクリルに密着してしまったものもあり、特にRC紙のプリントは裏面にもプラスチック層があることから、裏面から水分を入れて剥がすことができないものもありました。フェルアルバムのようにプラスチックシートがかぶせてある台紙は水を吸い上げた後の乾燥が遅く、また台紙の糊が栄養分となりカビの繁殖がかなり進んでしまっているものもありました[18,19]。

ここで2つのアルバムの例をお見せします。こちらのアルバムは私が持ち主の許可を得て震災後6週間の時点でお預かりして、洗浄作業をしたものです。ゼラチンシルバープリントの写真がアルバムに収められておりましたが、合紙がな

4



5



6



7



写真4 — カビに汚染されていない被災写真の洗浄後

写真5 — カビに汚染されていた被災写真の洗浄後

写真6, 7 — 大船渡市における被災写真の冷凍保存

いため、写真が面どうし密着してしまっており、ページによっては開けない状態でした。ただしカビにはまだ汚染されていなかったため、写真をアルバムページから外した後、水につけて密着した写真を剥がし、洗浄して綺麗な状態でお戻しすることができました[写真4]。もう1点のアルバムは震災後1年以上経ってありました。ゼラチンシルバークラウドと発色現像方式(パライタ紙)のプリントが含まれていましたが、カビの繁殖が始まっていました。カビの影響により、写真を剥がして洗浄した際、片方の写真のパライタが張り付いていたり、すでにカビのある部分の画像が流れてしまっている状態がわかるかと思います[写真5]。このように水害にあった写真はカビや細菌の繁殖を防ぐことが最も重要です。そのためには写真が救出されてから、すぐに冷凍して生物的劣化を防ぎ、処置までの時間をかせぐという対処法があります。今回この方法は国内では文化財や公文書などの紙資料には適用されましたが、個人所有写真に適用されたのは、修復士が在住していた岩手県大船渡市一ヶ所のみでした[写真6, 7]。大船渡市に冷凍庫が初めて導入されたのは、震災の年の6月に入ってからでしたが、それでも多くの写真をカビの繁殖から防ぐことができました。その後数年にわたり洗浄作業が行われましたが、他の自治体で拾得された写真に比べてかなり状態が良い場合が多く、効率よく洗浄ができたようです。そして何よりも素晴らしいのは、拾得された写真の多くが持ち主に返却されたことでした。ちなみに水害にあった写真は革などのケースに入った写真、湿式コロジオン、ガラス乾板を除き、速やかに冷凍保存し、処置が行える体制を整えてから作業を行うことが理想とされています[20]。

## 9 — 終わりに

写真は産業遺産、歴史、社会と深い関わりを持っています。特に写真資料は真実を忠実に記録しているということから、私たちの周りのあらゆる学問の分野で重大な役割を持っていることは言うまでもありません。多くのデジタル画像にあふれる中、今後は形あるものとして存在する写真に対する認識や価値が更に変わっていくと思われれます。国内では資料のデジタル化に関しては広く取り組みが見られるのですが、アーカイブスの中でもオリジナルの写真資料に対する評価が低いことを残念に感じます。デジタル化の体制を整える一方でオリジナルをできる限り良い状態で残していく努力も必要ではないでしょうか。私たち保存修復に携わる人間は、無関心や無視は、劣化や損傷と同様、写真に対する脅威と考えます。今後国内でこの分野の重要性が理解され、ハード面とともに人材教育が行われることを期待しています。そして私たち皆の財産である写真資料を確実に次世代に残すために、多くの人々が積極的に関わっていくような状況になることを願っています。



## 白岩洋子 [しらいわ・ようこ]

絵本・写真修復家。

1989年上智大学文学部フランス文学科卒業。1991年ロンドンの美術商に入社後、1995年日本に子会社を設立し2003年まで取締役日本代表として就任。

2004年ロンドン芸術大学キャンパwel・カレッジ・オブ・アーツにて修復のディプロマを取得。

2005年より2009年まで株式会社絵画保存研究所に勤務、紙作品の修復を担当。

海外の美術館及び修復機関にて写真修復の短期研修を受け、2010年独立開業。紙作品及び写真作品の修復を専門として行う。

受賞歴 | 2009年 山口孝子氏との共著論文「ダゲレオタイプハウジングの修復——東京都写真美術館コレクションより」(「日本写真学会誌」72(3)、2009年、214-219頁)にて、「日本写真学会論文賞」受賞

2011年「東日本大震災被災写真の修復に関する活動と報告」により、「日本写真学会会長表彰」受賞

研究ノート

---

research note

# 記録管理におけるレコードキーパーの機能と役割に関する一考察

オーストラリアの州公的記録法の事例から

A Study on the Function and Role of the Recordkeeper in the Records Management:  
The Case of State Public Records Act in Australia

大木悠佑 | Yusuke Ohki

| 記録管理 | レコードキーパー | アカウンタビリティ | 公文書管理法 |  
records management / recordkeeper / accountability / public record act

電子記録の登場とともに、アーカイブズ機関・アーキビストはよりプロアクティブな関与が必要とされるが、2011年4月に施行された公文書管理法の行政文書の管理において、「アーカイブズ」あるいは「アーキビスト」の文言はみられず、法的な権限を有していない。質の高いアーカイブズを構築するためにも、現用文書の段階から適切な管理が必要であり、アーカイブズ機関やアーキビストがどのような役割を果たし、どう関与していくかが問題である。そこで、レコード・コンティニューム理論を形成したオーストラリアにおいて、州政府の公的記録法によって、アーカイブズ機関及びアーキビストにどのような権限を法的に規定しているか、またその背景と、レコードキーパーとしての役割について考察を加える。アーカイブズ機関は記録管理における標準設定者、番犬役として、各種標準やスケジュールの設定を整備し、アカウンタビリティのエージェンシーとしてレコードキーピングに関与する役割を担っているのである。

This paper researches how the archivists participate in records management from the aspect of the public records act in Australian states, especially New South Wales and Victoria.

In Japan, the Public Records act, which was established in 2011, doesn't impose the important role on the archives and archivists in the records management area. For good archives, appropriate management in the current phase is needed. Moreover, since digital records appeared, archivists come to recognize that they play a more pro-active role in records and archives management than ever.

From the state law of Australia, which Records Continuum theory originate in, I consider the role of archives and archivists as recordkeeper. I point out that because the archivists in Australia establish and authorize the records management standards and records schedules, they play a monitoring role as an auditor and standards setter in the records management area.

現用段階などの記録管理の分野において、アーカイブズ機関やアーキビストはどのように関与し、どのような役割を担っていくべきだろうか。例えば、2011年4月に施行された公文書等の管理に関する法律[1]では、アーカイブズ機関(国立公文書館等)及びその専門職員であるアーキビストはどのように位置づけられているだろうか。公文書管理法第2章「行政文書の管理」では、保存期間満了時の措置を決定するのは行政機関の長であるし(第5条5項)、行政文書等の廃棄は、内閣総理大臣の同意を必要とし(第8条2項)、行政文書管理規則の承認も内閣総理大臣の同意が必要となっている(第10条3項)。また、行政機関の長は管理状況を内閣総理大臣に対して報告し、また内閣総理大臣は行政文書の適正な管理の確保のために必要がある場合、管理状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、当該職員に実地調査をさせることができる他、歴史公文書等の管理の確保のために、内閣総理大臣の指示を受けて国立公文書館が実地調査を行うことができる(第9条)としている。公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告[2]では、移管、廃棄などで公文書管理担当機関の専門的意見について指摘されたが、(実務として関与しているとしても)法律条文の中にアーカイブズ機関とアーキビストに関する文言がほとんどみられず、法的な権限を有していないことは明らかであろう。

一方で、現在のアーカイブズ界において、アーカイブズ機関及びアーキビストは、電子記録の登場もあり、ますますプロアクティブに、つまり、記録の作成時点(及びその前のシステム設計の時点)からの関与が必要とされてきている。それはひとえにアーカイブズとして保存すべき記録を現用の段階から適正に管理すること、またそのための記録管理システムを構築することがより求められているからである。アメリカ合衆国においても、2014年11月に改正された連邦記録法により、共通役務庁(General Services Administration)と分かち持っていた現用記録管理の責務が合衆国アーキビストに集約され、記録管理に関与する権限が強化されている[3]。電子記録の扱い方にもよるが、世界的に、アーカイブズ機関が記録管理の段階へより関与していく方向に向かっていることは確かだろう。なによりも質の高いアーカイブズを構築するためにも、現用段階から一貫した適切な管理、保存をしていく必要があること[4]は確かである。

では、アーカイブズ機関は、記録管理にどのような権限を持ち、どう関与し、どのような役割を担うべきなのか。本稿では、レコード・コンティニューム理論を形成し、記録管理とアーカイブズ管理により強固なつながりを示す、オーストラリアの主な州政府の事例をもとに、公的記録法(アーカイブズ法)でどのような権限が与えられているのかを整理し、またその背景となっている1980年代から1990年代にかけてのアカウントビリティと記録管理を巡る問題、そして記録管理とアー

1 ―― 「公文書等の管理に関する法律」、2011年4月施行。

2 ―― 公文書管理の在り方等に関する有識者会議最終報告『「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～』、2008年。

3 ―― 小原由美子「米国における連邦記録法の改正について」、『アーカイブズ』、57号、2015年、<http://www.archives.go.jp/publication/archives/no057/4385>。(webサイトの最終閲覧は2015年10月15日。以下同じ。)

4 ―― 小谷允志「アーカイブズと記録管理」、『情報管理』、第48巻9号、2005年、609頁。

5 — Western Australia, 'Royal Commission commercial activities of Government', vol. 1-6, 1992.

6 — Western Australia, 'Report of the Royal Commission into Commercial Activities of Government and other matters Part 2', pp.4-5, 1992, [http://www.parliament.wa.gov.au/intranet/libpages.nsf/WebFiles/RC+1992/\\$FILE/0015319.pdf](http://www.parliament.wa.gov.au/intranet/libpages.nsf/WebFiles/RC+1992/$FILE/0015319.pdf).

7 — Sue McKemmish, 'Recordkeeping, Accountability and Continuity: The Australian Reality', Sue McKemmish and Frank Upward, eds., *Archival Documents: Providing Accountability Through Recordkeeping*, Ancora Press, 1993, p.15.

8 — Ibid., pp.10-13.

カイズの管理全体(レコードキーピング)に関与するレコードキーパーの役割について見ていく。

なお、本稿の対象は、親組織からの移管を受ける組織内アーカイブズを対象としていること、また、日本国内の地方自治体が設置する公文書館においては、たとえば廃棄権限が公文書館にあるなど、記録管理に一定の関与を示している事例もあるが、多種多様であるため、公文書管理法を一つの比較対象として取り上げることをあらかじめこわっておく。

## 2 — 1980-90年代における

### オーストラリアの州政府不正事件と記録管理

オーストラリアの各州では、1980年代から1990年代にかけて、政府機関・企業による不正事件が起きている。こうした一連の不正事件を通じて、オーストラリア社会は政府機能と市民に対するアカウントビリティ・システムの危機を痛感するとともに、記録の不存在や管理不備による記録の紛失によって、多くの事件の全貌を明らかにできなかったことから、アカウントビリティを果たすうえで記録管理が重要であることを改めて認識することになった。

例えば、西オーストラリア州(Western Australia)では、1980年代に、当時の首相ブライアン・バーク(Brian Burke、労働党)ほか政府執行役員らが、天然ガス資源のパイプライン建設工事などに関連して、州政府とビジネス関係のあった企業へ資金提供を行い、見返りとして賄賂を受け取った事件では、複数の企業が関与し、最低でも6億豪ドルの損失を計上したとされている[5]。しかし、当時の内閣には記録管理に対する意識は十分でなく、重要な会議での議案、提案案、意思決定の記録は存在していなかった[6]。調査報告書では、公的な記録が業務に携わる人間によって、失われたり、破壊されたり、持ち去られたり、あるいはそもそも重要な決定に関する記録が作成されないことが、政府機関の責任の根源を揺るがしていることが指摘され、適切な記録管理及び効果的な記録のセキュリティが、グッド・ガバナンスに必要不可欠であることが述べられた。そして、同報告書において法律及び業務運営の再構築を提案し、その中で独立したアーカイブズ機関が必要であることが求められた[7]。また、ヴィクトリア州では、児童虐待による2歳児の死亡事件に、不十分な記録管理が重大な要因となったことが調査委員会によって指摘され、ニューサウスウェールズ州(New South Wales、以下、NSW州)では、政府情報の大量で不注意な取引により多くの個人情報流出する事件が起こっており、政府機能、アカウントビリティの不全が記録管理システムの機能不全と深く関与していることが認識されることになった[8]。

こうした一連の不十分な記録管理に関する不正事件の調査報告書には、行

政改革と法律の改正に関連し、記録管理の重要性と独立した権限を持つアーカイブズ機関の設置、そして記録管理への関与について提言されていることが多い。クイーンズランド州では、「アーカイブズ機関がクイーンズランド州の公的記録の管理及び保存に関与すべき責任の程度」が議論され、アーカイブズ機関が、アーカイブズ及び文化的目的に寄与することと同様に、現在の業務の記録管理に関する要求事項に貢献することが必要であるとされた[9]。

1980年代以降、事実、多くの州が公的記録法(Public Records act)を制定・改正した。そのことによって、アーカイブズ機関等をその組織の改称・変更を通じて、単なる歴史資料の保存庫ではなく、行政機関のグッド・ガバナンスとアカウンタビリティを支援し、監査するという新たな役割を果たす機関としている。この背景には、1970年代以降、オンブズマン制度、行政不服審判所法、情報公開法など、行政のアカウンタビリティ向上を図る法律が制定され、こうした制度設計の中で公的記録法(アーカイブズ法)が成立していることもあり、アーカイブズ機関が行政のアカウンタビリティの一部として機能する役割が求められたことも要因となっている[10][表1]。このように一連の不正事件を経て、アカウンタビリティ・システムの強化と記録管理の適正化が求められ、そこに関与するアーカイブズ機関が認識されることとなった。

表1 — オーストラリア6州と連邦政府における公的記録法ほか成立年

州	FOI ※	オンブズマン制度	公的記録法
連邦政府	1982年	1977年	1983年(Archives act)
NSW	1989年	1975年	1998年
Victoria	1982年	1973年	1973年
South Australia	1991年	1972年	1997年
Tasmania	1991年	1979年	1983年
West Australia	1992年	1972年	2000年
Queensland	1992年	1974年	2002年

※ FOI … Freedom of Information act等情報の公開に関する法律。

同時に、オーストラリアのアーキビスト達の間では、アーキビスト自身の役割や機能について議論が起きている。Chris Hurleyは、アカウンタビリティのエージェンシー(実行主体)として、監査人、オンブズマン、裁判所とともに、アーキビストを含む記録管理に関与する専門職レコードキーパー(Recordkeeper)を挙げており、アーキビストの役割として、「単にレコードキーピング・システムを良質に稼働させることを保証するだけでなく、より重要なこととして、常にグッド・プラクティス及び標準に従わせること」を挙げている[11]。また、Glenda Aclandも同様に、アーキビストの役割として、記録の物理的・モラルディフェンスに責任を持つ番人(keeper)、大量の記録から永久的

9 — Ibid., p.13.

10 — 自治体国際化協会「オーストラリアにおけるオンブズマン制度と情報公開法について」、1998年、3頁。http://www.clair.or.jp/j/forum/c\_report/pdf/162.pdf.

11 — Chris Hurley, 'Recordkeeping and accountability', Sue McKemmish, Michael Piggott, Barbara Reed and Frank Upward eds., *Archives: Recordkeeping in Society*, Centre for Information Studies Charles Sturt University, 2005, pp.237-241.

12 — Glenda Acland, 'Archivist-keeper, undertaker or auditor', *Archives and Manuscripts*, vol.19, no.1, 1991, pp.9-15.

13 — Livia Iacovino, 'Archives as Arsenal of accountability', Terry Eastwood and Heather MacNeil eds., *Currents of archival Thinking*, Libraries unlimited, 2010, p.183.

14 — ニューサウスウェールズ州政府ウェブサイト、<https://www.nsw.gov.au/>。他に久保信保・宮崎正寿『オーストラリアの政治と行政』、ぎょうせい、1990年、265-295頁。

15 — New South Wales, 'State Records Act 1998', current version for 20 May 2014, <http://www.legislation.nsw.gov.au/maintop/view/inforce/act+17+1998+cd+0+N>.

16 — ニューサウスウェールズ州財政サービス省ウェブサイト、<https://www.finance.nsw.gov.au/>.

な記録を選択する実行者(undertaker)とともに、証拠のための記録システムの監査を担い、組織の記録について知的なコントロールを行う監査人(auditor)を提示している[12]。つまり、アーキビストとは単なる歴史的な記録の番人ではなく、標準やベスト・プラクティス、監査を通じて適正な記録管理に寄与する、記録管理専門職であるレコードキーパーの一部を担う役割であるとしているのである。

以上のように、アーカイブズ機関がアカウンタビリティのエージェントとしての役割を求めた調査委員会の報告書や政府情報の公開に対する社会的な要請、アーキビスト達自身の役割に関する論考もあり、アーカイブズ機関に行政機関が適切な記録を作成、維持するための標準を設定する法的な権限を認められた公的記録法(アーカイブズ法)の制定・改正が行われていった[13]。では実際にどのようにその役割が規定されているだろうか。具体的な州記録法をもとに、アーカイブズ機関がどのような権限を有しているか見ていきたい。

### 3 — オーストラリアにおける公的記録法とアーカイブズ機関の機能

ここでは、公的記録法をもとに、アーカイブズ機関がどのように記録管理に関与する権限を有しているか確認していく。オーストラリア各州には公的記録法が成立しているが、各州の公的記録法は大小の違いこそあれ、同じような現用の記録管理へ関与する権限及び役割を担っている。そこで、シドニーを州都とするNSW州及びメルボルンを州都とするヴィクトリア州の事例を詳細に見ていきたい。

#### 3-1: ニューサウスウェールズ州の公的記録管理とアーカイブズ機関の機能

まずはNSW州の事例から見ていこう。NSW州はオーストラリアの南東部に位置し、オーストラリア最大の都市シドニーを州都としている。州の元首は英女王、その代理を州総督が務め、上院・下院からなる二院制の議会が置かれ、議員内閣制に基づく首相が政治の実権を有している[14]。公的記録の管理は、公的記録法(State Records Act 1998[15])に基づいて行われ、財政サービス省(Department of Finance, Services and Innovation)の政府サービス部門に属する州政府記録局(State Records Authority)が担当し[16]、NSW州公文書館(NSW State Records)が設置されている。

NSW州のアーカイブズ機関は、まず、アーカイブズ法(the Archives Act 1960)に基づいて、1961年にアーカイブズ機関(Archives Authority)が、図書館の一部門から独立して設置された。その後、1998年に成立した公的記録法(アーカイブズ法に代わって成立)によって、新たな役割、責任を与えられた機関として、NSW

州公文書館と改称した[17]。州のアーカイブズの管理と、ルールを設定し、公的記録の管理に関するガイダンスを提供する機関として、「各公的部門の業務が文書化され、公的記録が、現場へのサービスの提供、グッド・ガバナンスとアカウンタビリティをサポートするために、効率的に管理されることを保証すること」、並びに「州の市民及びコミュニティがより豊かであるために、文化、情報資源としての州のアーカイブズを収集、文書化、保存し、利用できるようにすること」、この2点を目的としている[18]。その機能は公的記録法に規定されているので、次にその根拠法である公的記録法について見ていこう。

公的記録法は、「州政府機関の記録を作成、管理、保存し、これらの記録へのアクセスを提供すること、及び州記録局の設置等を規定する法律」として1998年に成立し、1999年より施行されている。8パート、85の条文より構成される法律で、概要は表2のとおりである。

表2 — NSW State Records Act 1998の構成

パート1	総則
パート2	公的機関(作成機関)の記録管理に関する責務
パート3	州記録の保存
パート4	非現用州記録のコントロールに関する権限
パート5	他の州記録及びコントロール下でない記録のリカバリー
パート6	30年経過後の州記録への公的なアクセス
パート7	州政府記録局と委員会
パート8	雑則

この法律の中から、記録管理とアーカイブズ機関の機能に関する部分を中心に見ていきたい。パート2において、記録作成機関の義務と責任が規定されている。まず、各公的機関の最高責任者に対して、この法律が求める要件と規制に適合していることを保証する義務が課され(10条)、そして、各公的機関に対して、安全な保存庫とコントロール下にある公的記録の適切な保存を保証する義務が課されている(11条)。記録管理に関する義務として、各公的機関は、その業務活動における完全に正確な記録を作成し維持すべき義務(12条1項)を、また、13条で承認されたベスト・プラクティスにもとづく標準及び規定に適合した記録管理プログラムを設定し、維持しなければならない義務を負っている(12条2項)。そして各公的機関は、その記録管理プログラムについて、アーカイブズ機関の監視を受け、実施状況を報告しなければならない(12条4項)とされ、その実施が法律の要求事項及び規則等のコンプライアンスに適合しているかどうかの監視を受けるために、アーカイブズ機関とそのスタッフへのアクセスを提供しなければならない(15条)、アーカイブズ機関が公的機関のコントロール下にある記録へアクセスする権利を認めている。また、アーカイブズ機関は、公的機関がこの法律及び規定の

17 — NSW State Records, "A 50 Year History @ State Records NSW", <http://www.records.nsw.gov.au/about-us/50-years-at-state-records>.

18 — NSW State Records, "About Us", <http://www.records.nsw.gov.au/about-us/about-us>.

順守すべき要求事項に関する過失について、(当該公的機関の)担当大臣へ報告する責任(20条)を負っている。業務上必要性のなくなった記録について、各公的機関は、アーカイブズ機関の承認無しに、処分、所有権の移管及びNSW州の外への移送、あるいは改編はしてはならないと規定され(21条)、また、本来の目的での利用に必要ななくなった公的記録は、公的機関が管理する権限を失い、アーカイブズ機関が管理する権限が生じる(27条)。このように、記録の処分権限及び利用の必要性がなくなった記録の管理権限をアーカイブズ機関が保有していることが明記されている。

アーカイブズ機関と委員会はパート7で規定されている。アーカイブズ機関は、この法律の目的のため、主権に基づいて法的に定められた団体とされ、原則的には担当大臣の指示及びコントロールを受ける機関である(64条)。アーカイブズ機関の基本的な機能は、以下の5点が挙げられ、その他にこの機能を行う上で必要となる補足的及び付随的な機能を行うこととされている(66条)。

- a. 州記録の作成、維持、保管、処分、保存処置及び利用に関する効率的かつ効果的な方法、行為及びシステムを設計し、促進すること
- b. この法律にもとづいて、アーカイブズ機関が所蔵しているあらゆる記録に対する保管、保存処置、管理及びアクセスを提供すること
- c. 公的、私的を問わず、州のアーカイブズ資源の保存処置に関するアドバイスと養成
- d. 州記録の機能的及び業務的コンテストの中での文書化と記述
- e. この法律またはその他法律によってアーカイブズ機関に課された機能

aの機能の一つとして、公的機関が設定すべき記録管理プログラムに関する標準及び規定の承認が挙げられる(13条)。アーカイブズ機関は、各公的機関が導入する記録管理プログラムのため、ベストプラクティスである標準及び規定を承認する。その記録管理標準には、記録の作成、維持及び処分の全ての局面が含まれる(13条1項)。また、アーカイブズ機関の標準及び規定は、69条によって設置される委員会によって承認される(13条2項)。アーカイブズ機関は、承認された標準及び規定についてレビューし続ける義務(13条4項)と、その承認を公刊される官報の通知によって周知する義務がある(13条5項)。69条によって設置される委員会は、公的記録法、公的部門の雇用と管理法(Public Sector Employment and Management Act 2002)及び州所有企業法(State Owned Corporations Act 1989)をそれぞれ所管する大臣が指名する者、並びにいずれかの立法議会の成員、裁判員を含めた合計9名により構成される(69条)。アーカイブズ機関の方針や戦略的プランの決定とアーカイブズ機関が設定する権限を持つ13条(記録管理のベストプラクティスの規定と標準)及び21条(保護手段)を承認する機能を有する。

次に、公的機関の記録管理に関わる、アーカイブズ機関が設定する記録管理の標準及び規定を確認しておこう。NSW州の記録管理に関する標準(Standard on Records Management)は標準ナンバー 12、SRファイル番号 14/0304として公表されている[19]。現在の版は2014年に、州記録局長(Director)と委員会の承認を受けて設定されている。この標準は、公的記録法3条で定義される公的機関に対して適用されるものであり、オープンデジタル、紙記録を含む全ての記録を対象とし、記録と情報の全体的な管理に関する要求事項を示すものである。その構成は、「1. 記録及び情報管理に関する組織の責任」、「2. 業務をサポートする記録及び情報管理」、「3. 記録及び情報が適切に管理されること」、の3つに関する原則から構成され、それぞれに関して、最小限のコンプライアンス要求事項とコンプライアンスを満たす例が示されている。例えば、「3. 記録及び情報が適切に管理されること」では、「3.6 記録及び情報が業務的、法的及びアカウンタビリティ要求事項を満たすように必要な限り維持される」ことがコンプライアンス要求事項で示されており、それを満たすための事例として「方針、業務ルール及び手順が記録及び情報の維持及び処分を管理する方法を特定すること」、「記録及び情報が現在承認されている維持処分権限に基づいて宣告されること」、「州のアーカイブズとして必要とされる記録は、公的利用の必要性が無くなった時に、ルーティンワークとして、州公文書館に移管されること」の3点が挙げられている。各公的機関は、この標準に示される要求事項を満たす記録管理プログラムを設定する義務が課せられている。

### 3-2: ヴィクトリア州の公的記録管理とアーカイブズ機関の機能

次にヴィクトリア州の事例をみていこう。ヴィクトリア州はNSW州の南西に位置し、オーストラリア第2の都市メルボルンを州都としている。NSW州と同様上院、下院からなる二院制と議員内閣制の政治制度である。公的記録の管理は公的記録法(Public Records Act 1973[20])に基づいて行われている。州のアーカイブズ機関Public Record Office Victoria(以下、PROV)は、総理府(Department of Premier and Cabinet)の一機関として[21]、連邦公文書館(National Archives of Australia)のヴィクトリア分館と同じ建物内に設置されている。PROVは、イギリス植民地時代及び州政府以降の、移民関係や囚人、州政府記録、調査委員会などのヴィクトリア州に関する多くの記録を所蔵している[22]。PROVの使命は、「公的記録の利用及び管理に関して、政府に対するリーダーシップを提供し、ヴィクトリア州の歴史的記憶を保存し、安全かつアクセス可能性を保証すること」である[23]。PROVは、公的記録法に基づいて以下の目的を担う機関として設置されている[24]。

19 — State Records Authority of New South Wales, 'Standard: No.12 Standard on records management', 2014, <http://www.records.nsw.gov.au/recordkeeping/rules/standards/records-management>.

20 — Victoria, 'Public Records Act 1973', Current as at 2014, [http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/download.cgi/cgi-bin/download.cgi/download/au/legis/vic/consol\\_act/pr1973153.pdf](http://www.austlii.edu.au/cgi-bin/download.cgi/cgi-bin/download.cgi/download/au/legis/vic/consol_act/pr1973153.pdf).

21 — State Government of Victoria "Department of Premier and Cabinet", [http://www.vic.gov.au/contactsandservices/directory/ea01fz149\\_120.&organizationalUnit&059e4324-9d48-4235-9db1-96b6dcd745d#Other%20Bodies](http://www.vic.gov.au/contactsandservices/directory/ea01fz149_120.&organizationalUnit&059e4324-9d48-4235-9db1-96b6dcd745d#Other%20Bodies).

22 — Public Record Office Victoria, "About Us", <http://prov.vic.gov.au/about-us>.

23 — Public Record Office Victoria, "Public Record Office Victoria Corporate Plan 2013-14 to 2016-17", 2013.

24 — Public Record Office Victoria, "About Us", <http://prov.vic.gov.au/about-us>.

25 — Sue McKemish, 'Recordkeeping, Accountability and Continuity: The Australian Reality', p.17.

26 — ヴィクトリア州公文書館は、オーストラリアの各州の中で一番初めに図書館から分離している。Ibid., p.17.

- 公的記録の作成、維持及び安全を規制する標準を設定すること、その標準には保存する価値が存在しない公的記録の選別及び処分も含む
- 設定された標準のコンプライアンスを達成するために、機関に対しアドバイスを提供し、適用を補助すること
- 州のアーカイブズとして永久的な価値を有する公的記録の保存
- アーカイブズがヴィクトリア州政府及び市民に対するアクセス可能性を保証すること

公的記録法は、1973年に成立し、最終改正は2014年12月に行われている。PROVの設置並びに州の公的記録の保存及び管理に関する、全32条からなり、アーカイブズ機関が記録管理に関する役割を明確に宣言した最も早い法律である。ヴィクトリア州では1970年代に公的サービスを行う中で、記録管理の向上に注力していたこともあり[25]、こうした早い時期に公的記録法及びPROV[26]が成立したのだろう。

法律の中から、記録管理とアーカイブズ機関の機能に関する部分を中心に見ていこう。記録を作成、保存する公的機関の責任は、「その業務の正確で完全な記録を作成し、維持すること」、「12条に基づいて設定された標準に適合した記録管理プログラムを実行する責任を持つこと」として規定されている(13条)。PROVへの移管については、25年以上経過及びその目的上すぐに利用する必要がない場合、公的機関は可能な限り速やかに、PROVの責任者であるキーパー (Keeper)との調整に基づいてPROVの保管庫に移管しなければならない(8A条)とされている。

PROVの役割は、第7条キーパーの責任として、「(1)コントロール下にある公的記録(アーカイブズ記録)のセキュリティと保存」、「(2)記録と出版物に関する利用できるリストのインデックス及びその他のガイドの論理的で秩序だった分類」、「(3)公的、及びその他目的に関わる公的記録の複製」、「(4)法的手続きまたはその他の目的で証拠として求められた公的記録のコピー及び抄本の真正性の証明」が規定されている。

公的機関が導入すべき記録管理プログラムに関する標準の設定もキーパーの責任である(12条)。この標準は以下の4点を含むものであり、PROVはその標準の適用について補助すべきとしている。

- 公的記録の作成、維持及びセキュリティについて
- 保存すべき価値ある公的記録の選別について
- PROVへの公的記録の移管について
- 保存すべき価値のない公的記録の隔離と処分について

PROVは、公的記録の保存状況及び記録管理プログラムの調査のため、公的機関及び公的記録を保存するオフィスに入ることも可能である(13A条)。そして、キーパーは、首相に対して、業務内容の報告義務が課されている(21条)。

第4条では、諮問委員会の設置、第5条においてその機能が規定されている。諮問委員会は、公的機関、地方自治体、記録管理、行財政などの分野の経験を有する者10名以下によって構成される。諮問委員会は、キーパーの相談に応じて、PROVと公的機関の協調を推進し、その他この法律の執行に関するあらゆる事項について、大臣に報告及び推薦を行うことができる。

12条で規定されている標準について、ヴィクトリア州の事例も見ておこう。ヴィクトリア州の記録管理に関する標準は、7つのレコードキーピング行為(戦略的マネジメント・捕捉・コントロール・保存・アクセス・処分・運用マネジメント)[図1]と階層性(標準・設計書・ガイドライン・ファクトシート)[図2]を伴って設定されている。各標準は、ベストプラクティスやISO及びオーストラリア・スタンダードなどの国際、国内標準を反映した形で、キーパーの責任において設定され、全ての州政府機関に適用される。標準は、目的・範囲・定義などからならイントロダクションと標準の詳細から構成されており、最小限の要求事項を満たすこの標準の下位に設定されている設計書によって詳細に説明される形となっている[27]。

27— Public Record Office Victoria, "Standards & Policy", <http://prov.vic.gov.au/government/standards-and-policy>.

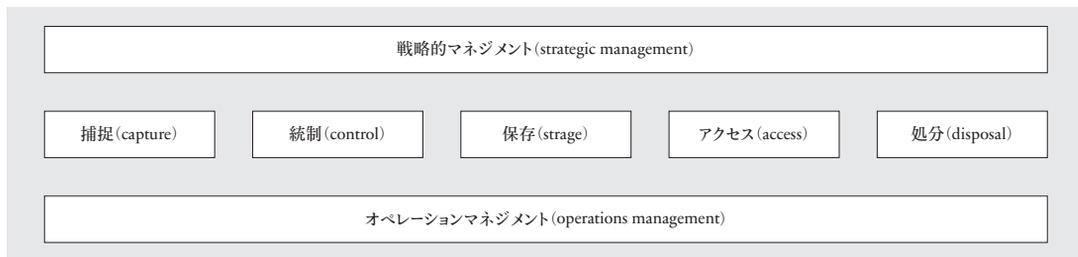


図1 — 記録管理の標準&ポリシーの枠組み  
(<http://prov.vic.gov.au/government/standards-and-policy/all-documents/recordkeeping-standards-framework>をもとに作成)

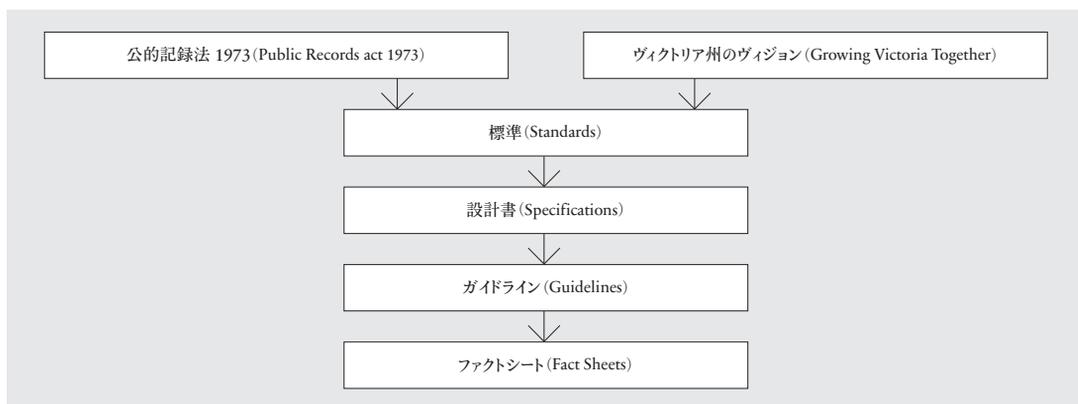


図2 — 記録管理の標準の枠組み  
(<http://prov.vic.gov.au/government/standards-and-policy/all-documents/recordkeeping-standards-framework>をもとに作成)

### 3-3 : アーカイブズ機関の記録管理への関与の特徴

NSW州とヴィクトリア州の事例をもとに公的記録法とアーカイブズ機関の機能を概観してきた。アーカイブズ機関は、以下のような現用の記録管理へ関与する様々な権限を付与されていることが指摘できるだろう。それは、記録の処分(移管及び廃棄)に関する決定を行う権限を有すること、及び作成、保存などの記録管理に関する標準を設定し、各公的機関はそれに従った記録管理プログラムを適用し、その管理状況の監視をうけることである。また、その標準の中には、記録の保存年限及び処分を決める基準となる各機関の記録保持処分権限書(Retention and Disposal Authority)を策定し、決定することも含まれている。つまり、第三者機関である、委員会の承認を必要としながらも、アーカイブズ機関が記録の保存年限、州記録となり得る基準の策定、州記録として永久的価値を有するアーカイブズかどうかの決定、機関の記録管理プログラムの元となる標準及びガイドラインの策定に権限を持っていることになる。そのため、記録管理に関与するアーカイブズ機関は、記録管理の標準及びガイドラインの策定及び承認、記録保持処分権限書を策定するために公的機関が実施している機能の分析などを担っていくこととなる。では、こうした機能は、レコードキーピング全体の中でどのような役割を果たしているのだろうか。クリス・ハーリーが示した、レコードキーパーの役割を基に考えていこう。

## 4 — レコードキーパーの役割とアーカイブズ機関が担う役割

### 4-1 : レコードキーパーの役割 — クリス・ハーリーの整理より

クリス・ハーリーは、アカウントビリティのエージェンシーとしてのレコードキーパーの役割を、規定者(Ordainer)、設定者(Preceptor)、助言者(Mentor)、促進者(Facilitator)、提供者(Provider)、実現者(Enabler)、監視人(Monitor)、番犬役(Watchdog)、強制者(Enforcer)、監査人(Auditor)の10に分けて整理している[28]。それぞれの役割は以下のとおりである。

- 規定者は、法的な役割を果たし、規制又は手続き上の要求事項の形式をとって、指示及び命令を出す責任がある。この役割には、処分の承認などを禁止する権限の形式を伴う場合もある。
- 設定者は、標準の設定者である。規定者は、物事の変化に介入するが、設定者は変化させるならば何をすべきかを述べる。但し、その行為の権力的な力はない。

- 助言者は、アドバイス、教育、指図又は推薦の情報源となるものである。助言者のアドバイス等は、適用してもなくてもよい。助言者は、標準又はベンチマークを達成しているかを特定はしない。その役割は専門的なガイダンスを提供することである。
- 促進者は、記録管理を実施する機関の補助を担う役割で、レコードキーパー又はその他から提案された要求事項、アドバイス又は推薦を実行する中で、協同参加者として介入する補助の役割を果たす。どのような手法をとるかの意思決定に参加し、意思決定とその専門的な補助を提供する。
- 提供者は、サービスの提供者であり、専門的なサービスを有料で提供する。これらのサービスが、依頼人の法令、標準等の義務に合致している、あるいは依頼人自身が課している目的に合致していることを保証する。
- 実現者は、サービスの提供ではなく、レコードキーピングの義務又は必要性に合致することが望ましいツール又はインフラストラクチャーに責任を有する。メタデータの枠組み、ポータル及びインターフェースなどが例として挙げられる。
- 監視人は、報告システムの構築を担うものである。レコードキーピングの運用に関する情報を収集する。提供すべき情報を決定し、定期的な収集と編集の手順の確立を監視する役割を担う。
- 番犬役は、干渉者である。間違った行為又は標準/手順からかけ離れた行為が検出されたときに行動をとる。検察や警告を行い、突発的ではなくルーティンで実施される。
- 強制者は、牙を持った番犬である。強制力や処罰の実施を含む。
- 監査人は、評価を行うものであり、すでに設定されている標準又はベンチマークに照らしてレコードキーパーのパフォーマンスを評価し、その結果を報告する。基本的には規定者、設定者、提供者、監視人、強制者とは異なる機関が担当しなければならない。

ハーリーは、この10の役割について、広い意味での提供する役割と機能を担うレコードキーパー（設定者、助言者、促進者、提供者、実現者）、規制的な役割と機能を担うレコードキーパー（規定者、監視人、番犬役、強制者）、レコードキーパーのパフォーマンス自体を監査する監査人と3つのグループに分ける[29]。提供する役割としてのレコードキーパーは、標準への準拠に当たり、強制的ではなく、説得と教育を通じて行動する。この役割においては、要求事項に合致した適切なレコードキーピングの提唱者であり、説得者として機能する。規制的な役割を担うレコードキーパーは、仕様、強制、コンプライアンス、罰則、威嚇を通じて、基準や要件の順守に関与していく権威的な役割を担う。

この両者の役割が混在している、あるいは明確に規定されていない場合、レコードキーパーは非効果的で、ご都合主義的に動作しているように見えてしまい、

標準が一貫性又は効果を伴わないことになりかねない。そのため、両者の役割が分離され、明確に宣言されていることが望ましいとハーリーは主張する[30]。また、一つの機関が一つ以上の役割を担うことは否定しないが、同時に実行すること、あるいは特定の役割と機能が一緒に一つの機関で担われることを避け、複数の機関が関与し、チェックする体制を求める[31]。では、先ほど見たNSW州やヴィクトリア州ではこれらの役割がどのように機能しているかを見ていきたい。

#### 4-2:アーカイブズ機関が果たすレコードキーパーの役割について— NSW州・ヴィクトリア州・公文書管理法の比較より

まずNSW州から見よう。アーカイブズ機関は、記録管理のためのベストプラクティスの標準及び規定を設定し(12条)、委員会によってその承認を受ける(69条)。ただし、アーカイブズ機関は、記録管理の標準を設定するが、公的機関が標準に適合した記録管理プログラムを導入することに関して強制的な力を行使することはなく、あくまでも、そのプログラム導入の補助やアドバイスを行う(66条)。また、公的機関はアーカイブズ機関による記録管理プログラムの監視を受け、そのプログラムの実施状況について、アーカイブズ機関によって設定された方法に従って、報告をしなければならない(12条4項)。プログラム実施状況の報告を受けたアーカイブズ機関は、記録管理が公的記録法やその他の法による要求事項に合致しない行為を検出し、その担当大臣へ報告することができる(20条)。

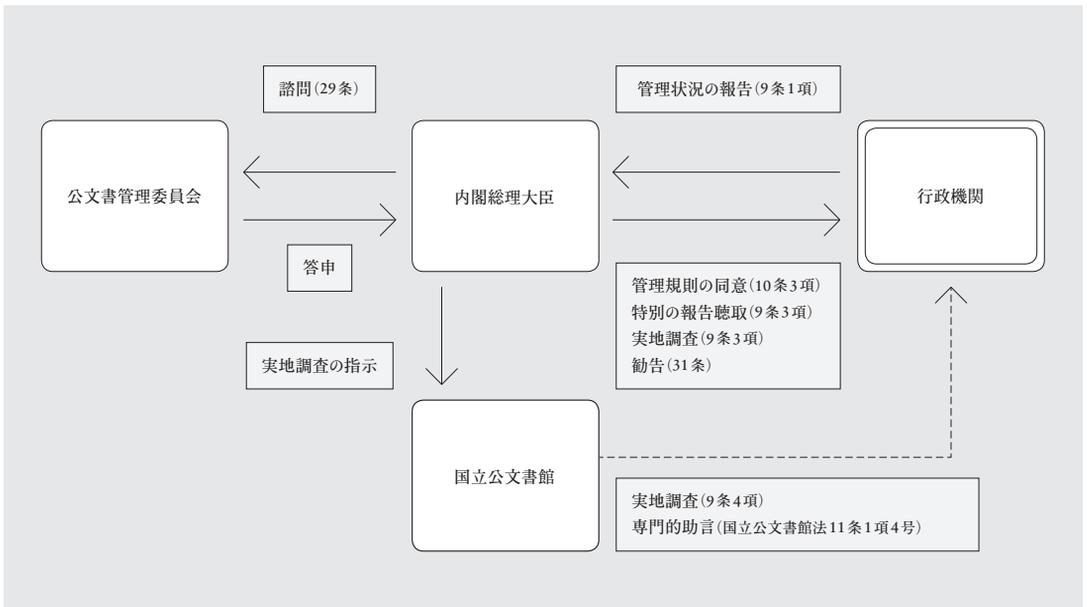
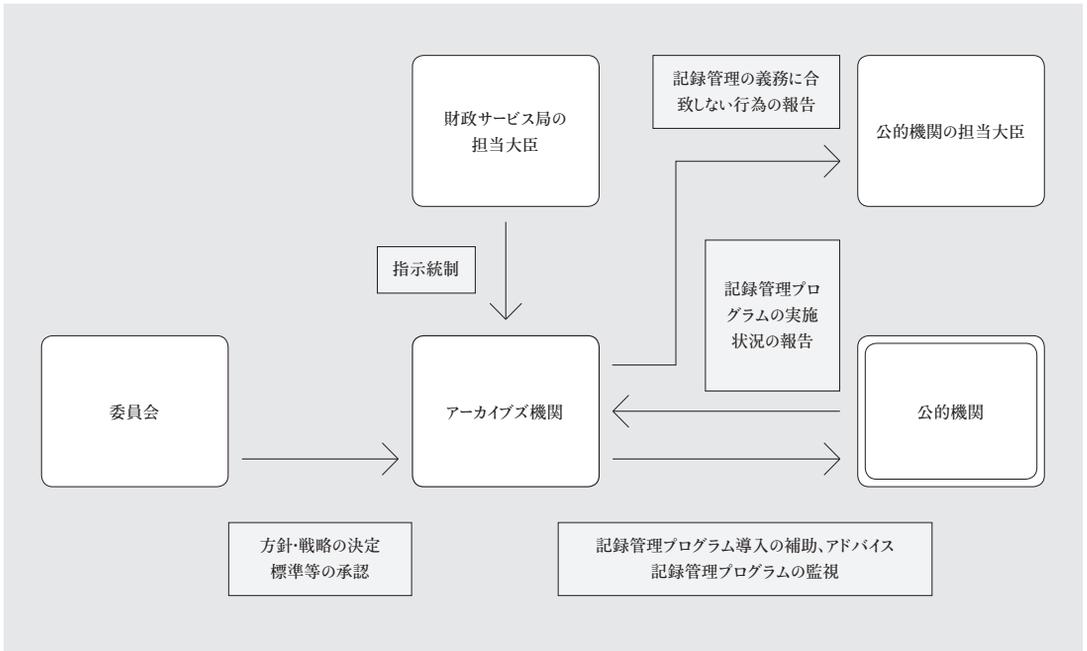
以上のことから、アーカイブズ機関は標準を設定する「設定者」、記録管理プログラム導入の補助やアドバイスを行う「促進者」、レコードキーピングの運用に関する情報を収集する「監視人」、そして標準/手順からかけ離れた行為が検出された場合に調査及び警告を行う「番犬役」を担っていると考えられる。

一方、アーカイブズ機関の方針及び戦略プランは、委員会によって決定され、また、13条にある記録管理標準の設定と21条にある州記録の保護手段に関する、委員会による承認を必要とする(69条)。

このように見ると、アーカイブズ機関は、専門的な知見をもとに公的機関の記録管理プログラムの基準となる標準を設定し、公的機関の適用を補助する役割を担いながら、公的機関の記録管理の報告を受け、法から外れた行為が行われていないかを監視する役割を果たしていると同時に、委員会によって、彼ら自身の行為もチェックされる体制となっていることがわかるだろう[図3]。

また、ヴィクトリア州も同様な形となっていることがわかる。PROVの責任者であるキーパーの責任において、記録管理プログラムの標準を設定し、公的機関におけるその標準適用の補助を担い(12条)、記録管理プログラムの監視(13A)を行っている。但し、PROVは、諮問委員会ではなく、首相に対して年次報告を行うことになっている(21条)。

それでは、日本の公文書管理法では、レコードキーパーの役割はどのように担われているだろうか。図3と図4を比較して一目でわかるとおり、国立公文書館ではなく、内閣総理大臣が主にレコードキーパーの役割を担っている。記録管理に関する標準の設定について、法律的な規定ではないが、各行政機関の管



32 — 「行政文書の管理に関するガイドライン」、2011年4月内閣総理大臣決定、最終改正2015年3月。

33 — 「国立公文書館法」、1999年6月施行、最終改正2014年6月。

34 — 内閣府「公文書等の管理に関する法律のポイント」、<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/about/gaiyou/point.pdf>。

理規則の参考となるガイドライン<sup>[32]</sup>を作成している点から、「設定者」としての役割を果たしている。同時に、各行政機関は内閣総理大臣に対して、文書管理規則の設定に際してあらかじめ協議し、そして同意を得なければならない(10条3項)。内閣総理大臣は、この事前協議において、「促進者」としての役割を、また同意を必要とし、その承認という法的な権限を行使することから「規定者」としての役割を果たしている。

公文書管理法では、各行政機関に対して「行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない」(9条1項)義務を課している。また、内閣総理大臣は、文書の管理「状況に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に実地調査を」行わせること(9条3項)、そして、各行政機関に対して、「公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる」(31条)として、勧告とその結果とられた措置に関して報告を求めることができる。このことから、内閣総理大臣は、文書管理上に関する情報を収集する「監視人」、勧告を行う「番犬役」、そして改善の結果をを求める強制力を行使する「強制者」としての役割を担っていることになるだろう。

では、国立公文書館はレコードキーパーの役割のうち、どれを担っているだろうか。「はじめに」でも触れたように、公文書管理法第2章「行政文書の管理」において、国立公文書館が果たす機能はかなり限定的である。その唯一と言ってもよい一つが、行政文書の適正な管理に関する調査(9条3項)と関連して、歴史公文書等の適切な移管を確保する必要があると内閣総理大臣が認めたとき、国立公文書館が報告または資料の提出を求め、実地調査をすることができる(9条4項)と規定していることである。

また、国立公文書館法<sup>[33]</sup>では、「歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと」(国立公文書館法11条1項4号)が業務として規定されている。現在のところ、国立公文書館は、この条項に基づいて、行政機関のレコードスケジュールの付与(8条2項)、行政機関による「行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理状況について」の内閣総理大臣への報告(9条1項)、内閣総理大臣が実施する、行政文書管理状況に関する報告及び資料の提出の求め並びに実地調査(9条3項)、行政文書管理規則の設置に関する内閣総理大臣との協議(10条3項)、これら4点に関して専門的な助言を行っている<sup>[34]</sup>。上記のことから、専門的助言と、その助言に強制力を持たないことから、国立公文書館は「助言者」としての役割を担っていると言える。

このように、日本の公文書管理制度では、国立公文書館が「助言者」としての役割を担う一方で、内閣総理大臣が「規定者」、「設定者」、「促進者」、「監視人」、「番犬役」、「強制者」と、一つの機関で複数の機能を担っていることが指摘できる。これはハーリーが指摘したように、レコードキーパーの役割が非効果的で、

ご都合主義になりかねない可能性があること、また、単一の機関によって担われているため、チェック体制が機能しないであろうことは想像に難くない。またレコードキーパー自身のパフォーマンスを監査する「監査人」の役割が欠如していることは明白であろう。公文書管理委員会が設置されているが、委員会に定められた機能は、内閣総理大臣により求められた諮問への答申である(29条)。これは専門的なガイダンスを提供するという意味で、「助言者」としての役割であろう。そのため、十分な監査機能を果たしているかは疑問である。レコードキーピングが機能不全に陥らないために、例えば、NSW州のように、国立公文書館が「設定者」、「監視人」、「番犬役」の役割を担う、あるいは、公文書管理委員会にレコードキーパーのパフォーマンスに対する監査機能を付与することにより、複数の機関が関与し、チェック機能を果たせる体制となることが必要であろう。

## 5 — おわりに

以上、NSW州とヴィクトリア州を中心に、オーストラリアの州政府の公的記録法によって、アーカイブズ機関が記録管理に関与することができる制度となっていることを確認し、クリス・ハーリーによるレコードキーパーの役割に従い、2州の公文書館の記録管理における役割と日本の公文書管理法を比較した。

オーストラリアにおいては、1980-90年代の政府の不正事件を受け、アーカイブズ機関がアカウントビリティのエージェンシーとして記録管理に関与する仕組みが求められ、アーキビスト達は、単なる歴史資料の番人としてではなく、レコードキーパーの一員として監査人、標準設定者、番犬役を担うことを認識していったのである。それと同時に彼ら自身も専門職アカウントビリティを果たす存在として、複数の機関が関連し、チェックを受ける仕組みを構築することを目指していると言えるだろう。

一方、公文書管理法においては、アーカイブズ機関ではなく、内閣総理大臣が複数のレコードキーパーの役割を担っている。オーストラリアでは、その社会的・歴史的背景によって、アーカイブズ機関がアカウントビリティのエージェンシーとしての役割を果たすことが求められた経緯があり、それを考慮せず同様にせよというのは日本の事情を無視した話であるが、ハーリーが示したように、グッド・ガバナンスを支えるレコードキーピングが機能不全に陥らないためには、複数の機関が関与するチェック体制とレコードキーパーのパフォーマンスを監査する「監査人」が必要であろう。

本稿においては、その監査の仕組みや、基準となる標準、ベンチマーク等を検討することはできなかったが、これらの考察は、よりアカウントブルな仕組みを持つレコードキーピング体制の構築に役立つだろう。今後の課題としたい。

[タイトル]

# アーカイブズ・マネジメント試論

## 業務の数値化を中心に

A Tentative Study on the Improvement of Archives Management in the Way of Quantifying Its Works

[著者]

倉方慶明 | Yoshiaki Kurakata

[キーワード]

| アーカイブズ・マネジメント | 業務効率 | 数値化 | 目録作成 | 実践的研究 |  
archives management / work efficiency / quantification of practices / inventory / case study

[要旨]

「不景気」の中、多くの文書館が予算削減の波にさらされ、業務の効率化を求められている。これまで資料整理論などのなかでも業務の効率化は主張されてきたが、そうした業務効率化に関する議論と実践は、一定のデータ(数値)に基づき検討が為されてきただろうか。アーカイブズの扱う資料は、一つ一つがオリジナル資料ゆえに内容・形態も異なり、作業の数値化は難しいとの見方のもとデータの収集が積極的に試みられてこなかったのではないだろうか。

本稿では東京外国語大学文書館が実施した目録作成業務の数値化に関する2つの実験を紹介するとともに、両実験の比較検証を通じて、数値に基づく業務効率化の試案を提示する。そして予算削減の時代におけるアーカイブズ業務数値化が、いかに文書館運営に資するかを検討する。

In these days, many archives face the budget cut, so they are taken into consideration for establishing more efficient archives management. The improvement of work efficiency had been insisted on many previous studies in Japan, but such research and practice has not been based on the numerical framework.

In this paper, I'll introduce two related cases of Tokyo University of Foreign Studies, which examine the quantification of making archival inventories. This paper try to compare and examine them, and insist on importance of the quantification of duties and the need of the management based on the numerical framework.

## 序論——実験の主旨と背景

近年に限った問題ではないかも知れないが、アーカイブズ事業を含む「文化事業」[1]に対する予算削減の波は、「不景気」の中、特に厳しいものであろう。そうした削減に対し、より効率的な人員・予算配分に基づく業務の効率化、いわゆるコストパフォーマンスの改善が求められているアーカイブズも少なくないのではないだろうか。

先行研究の中でも、資料整理に係る業務効率化に対する視座は、安藤正人(1986)が提唱した段階的資料整理の根幹にもあり、同氏は「膨大な受入史料全体をコントロール」[2]する為に、資料群全体を見たマクロな視点に立った資料整理を提起している。また、藤井譲治(1999)[3]は「一つ一つの文書群にこれだけの時間と費用と人員を費やすことが自治体史にとって可能なか」と資料群整理に係る時間・費用に対する疑問を提示し、塚本明(2001)[4]は『『現状記録』を行わずに減少できる分の人・時間・お金を投入すれば、この間に散逸した史料のいくつかは救い得たのではないか」と現状記録に対する批判を中心に資料整理全体に係る業務効率を提起するなど、アーカイブズの実践に関する議論の中で、業務の効率化は重要な検討課題の一つとなってきた。

しかしながら、そうした業務効率化に関する議論は、一定のデータ(数値)に基づき検討が為されてきたのだろうか。アーカイブズの扱う資料は、一つ一つがオリジナル資料ゆえに内容・形態も異なり、作業の数値化と比較は難しいとの見方のもとデータの収集が積極的に試みられてこなかったのではないだろうか。先に挙げた藤井(1999)では問題提起に際し、資料整理に掛かった時間・費用などを明示した上で論を展開しているが、その数字は大まかなものであり、例えば1時間の作業量などの詳細なデータについては言及していない。だが、アーカイブズ業務の効率化を逼迫した課題として捉えた場合、数値は改革案を検討する上での一つの重要な指標となり得る。ましてや新規にアーカイブズ立ち上げに取り組む団体にとっては、作業にどの程度の時間・費用が掛かるかを数値化して示した先行事例があれば、各種提案を進める上で役に立つ機会も多いだろう。

よって、本稿ではアーカイブズ業務の数値化を試み、実証的検証とそれを活かした効率的業務改善の一試案の提示を目指す。

### 1 —— 実験の概要

まず本実験の概要についてその目的、対象とする資料群、実験のプロセス、実験対象者について簡潔に整理する。

1 —— 組織の記録管理を主たる業務とするアーカイブズ業務を文化事業と捉えることに否定的な者もいると思うが、日本における一般の認識に鑑み、文化事業に含むものとした。

2 —— 安藤正人「欧米における史料整理と検索手段作成の理論と技法」『史料保存と文書館学』吉川弘文館、1986年、133頁。

3 —— 藤井譲治「現状記録調査と自治体史編纂」『千葉県史編さん資料 千葉県地域史料現状記録調査報告書 第5集』1999年、195頁。

4 —— 塚本明「史料保存と『現状記録』:『西家文書調査報告書』に寄せて」『三重県史研究』16号、2001年、53頁。

## 1-1：数値化対象業務「目録作成業務」と実験の目的

本実験の目的はアイテムレベルでの目録作成業務に掛かる時間、項目数などの数値化(データ採取)とその分析である。目録作成業務はアーカイブズ業務の中でも人員を要し、かつ将来的に業務委託(外注)の可能性が高い業務である。是非はともかく業務委託はアーカイブズの運営において検討すべき選択肢の一つであり、目録作成は一定の目録ルール(凡例)を設けることで、外注をしやすい業務の一つであろう。また、外注とすると大きさに聞こえてしまうが、多くのアーカイブズにおいて専門職(アーキビスト)の配置が充実しているとはいえない。今日、一部作業に学生アルバイトを用いるなどの手法は一般的である。

そうした将来的な委託時の検討指標とすることも視野に、特に以下の2つの課題の検証を念頭に目録作成業務の数値化を試みた。

### ①組織文書と個人文書の比較

アーカイブズが対象とする資料群は各々が独自性を持つが、資料群は組織体の活動記録として蓄積された文書(=組織文書)と、個人の活動記録として蓄積された文書(=個人文書)に大別される。組織文書が各組織の文書管理規則などにより、文書の作成・整理・保存に一定の様式があるのに対し、個人文書はその内容・形態についても多様な文書が混在していることも多い。もちろん個人文書であっても人物によって、また時期によって一定の様式のもと作成・整理されることもあるが、会議資料のように毎回一定の様式で作成される組織文書に比し、多様性のある文書群と言える。

こうした組織文書と個人文書の目録作成に掛かる時間には、業務上どの程度の差異が出るか。この点を比較検証することで、外注しやすい文書を選定する上での指標が導き出せると考えた。よって本実験では目録作成業務上における組織文書・個人文書の差異を比較検討する為、後述の通り、組織文書として東京外国語大学留学生日本語教育センター資料群を、個人文書として中嶋嶺雄学長資料群を対象に2種類の文書群での実験を試みた。

### ②資料目録作成業務経験者と未経験者の比較——経験値の有無の比較

目録作成業務は一定の項目をパソコン入力することを基本とする。しかし資料によっては表題がなく、形態や内容を勘案した内容表題、原文書の書き出しを記入する場合もあり、年代の特定や、何を摘要(備考)に記入するかの判断など、一定程度の経験値が必要と考えられる。

この経験の有無が作業効率にどの程度の差を生むのか、或いはどのような資料群であれば経験の有無が反映されないか。この点を検証することで、作業者の経験に応じた担当資料群の振り分けの判断基準が導き出せると考え、本

実験では経験者・未経験者に同様の資料群を担当させ一時間当たりの目録項目数の数値化を試みる。

また資料群によっては、数日の経験を積むことで未経験者の作業効率が経験者と同程度まで上昇する可能性も考慮し、数日間での作業効率の変化も検討する。

## 1-2: 対象資料群 — 組織文書と個人文書、2つの異なる資料群

本実験では上述の通り、組織文書と個人文書の目録作成作業に掛かる業務効率を検証する為、東京外国語大学留学生日本語教育センター資料群と中嶋嶺雄学長資料群の2つの資料群を用いて実験を行った。便宜上、前者を実験A、後者を実験Bとし、その資料群の概要を紹介する。なお、両資料群はともに、筆者の勤務先である東京外国語大学文書館の業務の一環で目録作成に当たった資料群であり、組織文書・個人文書である点以外に、その選定に特別な意図はない。

### ①実験A「対象資料群」:

留学生日本語教育センター資料群 = 法人文書中心の資料群

#### [概要]

東京外国語大学は、1954年の国費外国人留学生制度の確立以来、日本の留学生政策に大きな役割を担ってきた、中でも1970年に設置された留学生日本語教育センターは留学生に対する日本語教育とその教育法・教材開発において、日本の中核的役割を果たしてきた。2020年に向け「留学生30万人計画」が推進される今日、留学生教育及び海外からの留学生の積極的受け入れは多くの大学が進める施策であるが、同センターの資料群は他大学に先んじて進められた日本の留学生教育の歴史的経緯を示す資料群と言える。資料群の主たる概要は表1の通りであり、教育法・教材開発に関わる資料はもちろんのこと、センターの教授会資料など運営記録も含まれ、組織文書としての特徴を持つ。

#### [調査経過と本実験の位置づけ]

同資料群の整理事業は、2013年度より関係者への聞き取りを含む計画設計を始め、本格的には2014年度より着手した。計画の全体像は表2の通りであり、全体を「事前調査→概要目録化→詳細目録化→追加収集→活用・公開」の5段階に分け実施している(2016年1月現在未完了)。2014年8月までに第1段階に当たる現状記録と、第2段階に当たるファイルレベルでの概要目録作成は実施済みであり、本実験によるアイテムレベルでの目録化は第3段階の詳細目録化の一環として実施された。また、概要調査により資料全体像を把握していた為、本実験では資料群の中から意図的に、個人情報などが含まれず、

かつ組織文書の特徴である定型を持つ文書として、表1「地下倉庫－棚A」に含まれる教授会資料を実験の対象として選択した。

②実験B「対象資料群：中嶋嶺雄元学長資料群＝個人文書中心の資料群」

〔概要〕

国際政治学に関する研究者・識者として著名な中嶋嶺雄氏は東京外国語大学第9代学長であり、秋田国際教養大学の初代理事長・学長を務めたことも有名である。本資料群は2014年に亡くなった同氏の自宅に保管されていた遺

表1 ――「留学生日本語教育センター資料」概要(2014年8月概要調査より)

全体像	番号	概要	備考
地下倉庫	棚A	法人文書ファイル(教授会資料他会議資料・人事・会計文書 他)	貴重＝昭和40年代教授会資料・テープ
	棚B	法人文書ファイル(移転前までを中心とした会計文書 他)	
	棚C	法人文書ファイル(学生台帳、国費給与 他)、刊行物(献本・履修案内他)	
	棚D	刊行物(日本語、社会科、理科教材、レポート集 他)	
	棚E	点検評価報告、人事記録、センター活動記録	
	棚F	アプリケーションフォーム・学籍簿	貴重＝学籍簿
	棚G	日本語学校論集、留学生日本語教育センター論集、20周年シンポジウム資料 他	
事務室	棚2架	刊行物(概要、年報、ガイドブック 他をファイリングしたもの)	
305号室	棚A	日本語教育に関する書籍・事典・雑誌 他多数	
	棚B	入試関係資料(調査対象外)	調査対象外
	棚C	日本語教材・日本語視聴覚教材	
	棚D	入試関係資料(調査対象外)	調査対象外
	棚E	委員会資料(将来検討委員会、他)、アルバム多数	

表2 ――「留学生日本語教育センター資料」整理計画の全体像 ※今回は第3段階

段階	第1段階	第2段階
テーマ	事前調査	資料群概要目録化
概要	資料群に関する基本情報調査。特に資料群の保管状況に関する現状記録化を行う。その後、資料群の整理・活用計画に関して留日センターと協議する。	資料群の撮影および概要目録の作成を行う。
実施項目	1)資料群の全体像の把握 (日本の留学生政策に関する基本調査) 2)資料群の現状記録 (保管場所の撮影・記録化、保管状況に関する聞き取り調査) 3)整理計画に関する打合せ(整理想・最終目標)	1)資料群の概要目録の作成 2)日本の留学生政策に関する関連資料リストの作成
達成目標	整理計画の設計	資料群の概要目録の作成
作業	現状記録(聞き取り調査・現状記録) 整理計画の立案	撮影及び概要目録の作成 関連資料リストの作成
実施時期	2014年4月-8月	2014年8月-9月

品の一部であり、表3の通り学生時代から世界経済研究所、大学院、そして東京外国語大学における教官・学長、そして秋田国際教養大学の学長の各時代の資料により構成される資料群である。その内容は研究資料や多数の著作・論稿だけでなく、同氏が関係した東京外国語大学・秋田国際教養大学の大学経営に関する資料や、その発足から関与したアジア・オープン・フォーラムの関係文書など、国際化の時代の中での大学経営や国際交流を表す貴重な資料群を含んでいる。

学長時代の会議資料など、組織文書を一部含んでいるが、その大半は同氏の幅広い活動・交流の結果構成された個人文書による資料群と言える。

なお中嶋嶺雄氏の資料群はほぼすべての蔵書と論稿などの資料群の一部が秋田国際教養大学に移管されており、下記表3の資料群が全てではなく、2016年1月現在、その整理作業は継続中である。

―  
[調査経過と本実験の位置づけ]

同資料群の整理作業は、2014年8-9月頃より調査に着手した。同年11月に自宅における現状記録及び概要目録作成を行い、その後資料整理の作業上の都合から東京外国語大学に一時移管をし、アイテムレベルでの詳細な目録作成に入った。計画の全体像は表4の通りであり、本実験は第3段階に当たる移管後の目録作成に該当する。

―  
先の実験A同様に、本実験の前に概要調査により大よその資料群の構成は把握していたが、資料群が個人文書により構成され内容も多岐に及んでいたこと、及び個人宅での概要調査の為、出来る限り時間を短縮して調査を行ったことも

第3段階	第4段階	第5段階
資料群詳細目録化	資料群の追加収集	活用・公開
資料群の目録整理作業を実施。同時に資料群の保存状態の確認を行い適宜簡易修繕を施す。	資料群を補完する役割を持つ関連資料群の収集。他機関に所蔵されている資料群については、所在確認・利用状況などを調査し、複製物(撮影)を試みる。	資料目録及び関連資料収集に関する報告書の刊行。次年度以降にその成果を用いた企画展(又は常設展示)を開催。
1)資料群の詳細目録の作成 2)資料群の整理作業の実施 3)資料群の保存状態の調査及び簡易補修の実施	1)関連資料リストの精査(収集範囲の確定) 2)関連資料の収集作業の実施 3)関連資料の収集 ※海外も視野に入れた口述資料の収集(補完資料の記録化)	1)資料群の目録及び関連資料の保管状況に関する報告書の作成・刊行 2)資料群を用いた展示の開催 3)HP上での資料群の紹介
資料群の整理作業の実施	関連資料の収集(所在情報のリスト化)	報告書の作成・企画展の実施
資料目録の作成	関連資料の収集	報告書作成 企画展開催
2014年12月-	2015年度計画調整中	2015年度計画調整中

表3 — 「中嶋嶺雄元学長資料群」の概要(目録暫定版2015年4月8日時点)

大枠(年代及び所属組織別)	概要	備考
1) TUFS(学生時代)	学生運動、授業履修表、中国語など学習メモ・レポート	
2) 世界経済研究所	研究会議事録、研究所紀要原稿(校正)	
3) TUFS(教官時代)	研究資料(論文・新聞記事)、出張資料(シンポジウム、研究会、出張書類[半券・領収書])、AOF(アジア・オープン・フォーラム)資料、ゼミ資料(レポート、レジュメ、ゼミ合宿)、会議資料[国際関係学科、留学生政策、朝鮮語学科設置]	
4) TUFS(学長時代)	学長選挙、学長就任(祝賀会資料[出欠、会の準備]、就任祝い書簡)、学長退任(哀悼の書簡)、新聞記事(大学紹介、教育提言)、会議資料[百周年、大学移転、大学史]	→学長就任祝いの私信多数。 新聞・雑誌などに多数の記事掲載
5) AIU	設置準備(設置準備会議、打合せ、書簡)、パンフレット	
6) 親族	写真、保険関係	
7) 才能教育	役員会、音楽コンサート	
8) その他 (国立大学協会、セミナーハウス、UMAP)	書簡、メール	→ TUFS-AIUの学長と兼務して活動。 学長の職務との関係も深く、 単純にTUFS・AIU時代に分割不可能
9) 校正原稿	著書、新聞・雑誌校正原稿	

表4 — 「中嶋嶺雄元学長資料群」整理計画 ※今回は第3段階

段階	第1段階	第2段階
テーマ	事前調査	一時移管
概要	資料群に関する基本情報調査。特に資料群の保管状況に関する現状記録化を行う。その後、資料群の整理・活用計画に関して寄託者と協議する。	中嶋氏宅での目録化ではなく、大学に資料群を一時移管し、目録作成環境を整備する。
実施項目	1) 整理計画立案 ※寄託者との相談の上、調整 2) 資料群の現状記録 (保管場所の撮影・記録化、保管状況に関する聞き取り調査) 3) 概要目録作成(ダンボール/棚単位での目録作成) 4) 概要調査表の作成と概要調査記録の作成・提出	1) 資料群の撮影 2) 資料群の梱包 3) 資料群の中嶋氏宅から大学への一時移管
達成目標	整理計画の相談	
作業	初期調査(概要目録作成)	一時移管作業
実施時期	2014年11月	2014年12月

表5 — 実験A・Bの概要

実験A	
実施時期	2014年12月24日-26日
実験対象者	17名(学生アルバイト、学部1年生中心、うち作業経験者2名) ※なお適切なデータ取得が出来なかった者も含む
整理作業対象	留学生日本語教育センター資料群のうち会議資料(法人文書)中心 ※個人情報などに関わる資料は除外
目録入力項目	12項目(単位、資料番号、表題(内容表題)「書出」、作成者(差出)、受取人、年代(原文書)、西暦、号数、出版社、形態、数量、摘要、保存状態、個人情報) ※表7参照

あり、各作業者に振り分けた資料群の内容・形態については未知の状態で作業に着手してもらった。

### 1-3：実験のプロセス

実験A・Bの実施概要については表5の通りである。時間軸としては、まず、実験Aにより組織文書の目録作成作業における時間、項目数などのデータ採取を行い、その後、実験Bにより個人文書における同様のデータ採取を行った。

実験に際し採取した情報は、主として作業に従事した時間と、同時間内において達成した目録項目数である。この他、誤った記述や採録し忘れた項目の有無や、特に個人文書における目録採録の内容の確認を行い、時間・項目数との関係性を分析した。両実験はおよそ以下の手順で実施した。

#### ①目録作成業務に関する説明・実演

実験対象者に全員に凡例(表6)を示しながら、実際に対象者が同日扱う資料群を例に目録作成のやり方を説明するとともに、表7のように目録採録項目の注意を実演を交えて紹介した。特に注意した点は、表題がない場合には内容

第3段階	第4段階	第5段階
資料群詳細目録化	資料群の追加収集	活用・公開
資料群の目録整理作業を実施。同時に資料群の保存状態の確認を行い適宜簡易修繕を施す。	資料群を補完する役割を持つ関連資料群の調査・目録化。他機関に所蔵されている資料群の所在・利用状況などを調査。	資料目録及び関連資料収集に関する報告書の刊行。次年度以降にその成果を用いた企画展を開催。
1) 資料群の詳細目録の作成(アイテム単位での目録作成) 2) 資料群の整理作業の実施 3) 資料群の保存状態の調査及び簡易補修の実施	1) 詳細目録作成(アイテム単位での目録作成) 2) 追加調査の実施(聞き取り記録の追加他) 3) 資料群の移管先・保管方法の決定 4) 「報告書」の刊行方針の確定(原則的に資料目録が中心)	1) 資料群の目録及び関連資料の保管状況に関する報告書の作成・刊行 2) 資料群を用いた展示の開催 3) HP上での資料群の紹介
資料群の概要目録の作成	関連資料の収集(所在情報のリスト化)	報告書の作成・企画展の実施
目録作成[第1期]	目録作成[第2期]、追加調査	報告書作成、企画展開催
2014年12月-2015年3月	2015年4月-12月(予定)	2015年度-2016年度(予定)

#### 実験B

2015年1月-3月

6名(学生アルバイト、実験A経験者のうち業務処理能力の高い者を中心に依頼。その他、未経験者も追加)

中嶋嶺雄元学長資料の個人文書(多様な内容・形態の資料群が混在)

留日目録 - 凡例 (20141224)

1. 単位

資料が保管されていた棚・ロッカーの配置場所。「棚A1」は「棚Aの1段目」を意味する。

2. 資料番号

各資料の番号。一ファイル内に一括して複数の資料(アイテム)が含まれる場合、枝番で表記する。枝番の表記については、一括している資料(ファイル)を0番、内包する資料(アイテム)に枝番を「1、2、3…」と付す。ファイル番号、アイテム番号の順に表記し、それぞれハイフン(半角)でつなげる。

3. 表題(内容表題)「書出」

原則として、原文書の表記通りに原表題を記し、表題を欠くものについては、( )内に形態や内容による内容表題、「」内に書出を表記した。(表記の方法は原文書の冒頭の書出し部分を記した。)

資料群中に多くみられる書簡、写真、封筒などの表題については以下に通り記入した。

項目	記入例
①書簡・葉書	(書簡・葉書)「書出」
②写真(書き込みあり)	(写真)「…(書き込み内容)」
③写真(書き込みなし)	(写真)
④封筒・袋(手書きの書き込みあり)	※書き込みは表題として採録
⑤封筒・袋(ロゴ入り)	(封筒)

4. 作成者

作成者が複数の場合、一名を明記し、残りは「他〇名」とする。

5. 受取人

受取人が複数の場合、一名を明記し、残りは「他〇名」とする。

6. 年代

原則として、原文書の表記通りに表記する。「年代」が推定の場合は(1999年)と括弧( )で表記する。加えて、西暦を付す。

7. 号数

原則として、原文書の表記通りに表記する。

8. 形態

- 「状」: 紙文書 ●「綴」: 紙文書が複数綴ってあるもの(ホッチキスにより綴じてあるものも含む)
- 「書籍」: 書籍(和装本・洋装本の別は設けない) ●「雑誌」: 逐次・定期刊行物
- 「冊子」: パンフレットなど ●「ノート」: ノ ●「葉」: 葉書 ●「写」: 写真 ●「包紙」: 包み紙
- 「封筒」: 封筒 ●「袋」: ビニール袋以外の袋 ●「ビ袋」: ビニール袋 ●「スク」: スクラップブック
- 「ア大」: アルバムのうち写真が貼り付けてあるもの ●「ア小」: アルバムのうち差し込み型のもの
- 「クリアブック」: CB 穴あけせず、複数の袋状のもの ●「クリアファイル」: CF 穴あけせず、1枚の袋状のもの
- 「リングファイル」: RF ビニール製のファイル ●「フラットファイル」: FF 紙製のファイル
- 「パイプ式ファイル」: PF ●バインダー: B ●スライド: スラ ●トロ: トロフィー ●メダ: メダル
- その他 適宜表記

9. 表記全般

- 判読不明の部分は■(1文字)、または [ ] (複数文字)で、推定部分は「カ」で示した。誤字については、適宜(ママ)と記した。
- 算用数字は半角で表記した。
- 可能な限り原文のまま旧字体で表記した。
- 摘要には以下の事項を表記した。
  - ①資料群に関すること ②資料の判読の可否に関すること(内容の確認が難しい部分があるものについては「破損」と表記する)
  - ③蔵書印(蔵書印の付した場所の情報) ④原物・複製物に関すること(複製物について「コピー」と表記)
  - ⑤頁数・枚数に関すること ⑥その他(保存状態)
- 付箋については、メモ書きがある場合、摘要に付箋「…」と表記し、メモ書きがない場合、摘要に付箋貼付と表記した。
- 資料中の書き込みについては、摘要に書込と表記した。

表7 — 目録入力項目とサンプル

単位	資料 番号	表題(内容表題) 「書出」	作成者 (差出)	受取人	年代 (原文書)	西暦	号数	出版社	形態	数量	摘要	保存 状態	個人 情報
棚●	1-0	●●運営会議	総務●●課		昭和 五十四年 十一月二日	1979	第1号	●● 出版会	DF	1	表紙に 「田中資料」 と表記。	劣化	

表題を採る必要があること、年代は原則として原文表記をすること、またアーカイブズ資料には図書の日録とは異なり文書・冊子などの形態を表記する必要があること、そして資料群にカビやしみなどの劣化が見られた場合、後の修復処理などに活かす為表記しておく必要があることなどを伝えた。特に実験Bにおいては、個人文書の為、内容・形態が多様多様であり、その点にも留意するよう事前に指摘した。

#### ②実践(疑問点・誤りの適宜相談)

説明を踏まえて実践に入った。最初の1時間程度の間の実験対象者からの目録作成作業上の疑問点や誤り易い問題点について確認し、適宜その相談に応じた。また作業の休憩時間には、作業途中の日録を確認し、誤りがあれば修正を指示した。

#### ③作業時間及び作業項目数の数値化(データ採取)

作業終了後、各実験対象者が入力に掛かった時間数と項目数についてデータ採取を行った。加えて終了後の日録についても内容を確認し、その誤りを修正した。

この①～③のプロセスについては両実験とも同様である。

### 1-4 : 実験対象者と実験に関する認識

実験Aでは学部1年生を中心に目録作成作業に従事する学生アルバイトとして募集し、17名の実験対象者を確保した。17名のうち3名が作業経験者であり、残りの15名は未経験者であり、学部の1年生ということもあってか歴史資料の原物に初めて触れる学生が大半であった。また留学生が比較的多い東京外国語大学の特性上、17名のうち5名が留学生であったが、彼らの言語運用能力は高く、漢字・カタカナ・ひらがなの入力に一切支障がなく、日本人学生と同様の条件で作業に従事した。

実験に際して、対象者に対し作業開始前に作業の数値化を明言したが、何をどの程度調査しているかという数値化の内容については伝えていない。その為、各対象者がどこまで数値化を意識していたかは不明であるが、目録作成作業のアルバイトであり、業務処理にスピード・的確さが求められる点は各対象者

5—なおP・Zの2名については同時並行的に別の業務にも従事した為、目録作業のみにかけた正確な時間数が不明であり、平均値等の計算から除外した。

に暗示されていたと推定される。

また、実験Bについては、実験Aの対象者のうち業務処理能力の高い者を中心に依頼し、そうした経験者4名に加えて新たに作業未経験者を2名募集し、6名の実験対象者を確保した。実験Aより継続的に実験対象者となった者たちは、業務処理能力を買われての継続である旨伝えおろし、各対象者は実験A時より明確に作業のスピード・的確さを意識していたことが予想される。

なお実験A・Bに共通する点であるが、学生アルバイトとして募集したこともあり、対象者の授業時間・その他都合により従事した時間帯にずれがあることを予め断っておく。

## 2 — 実験結果とその分析

上述のプロセスにより実験A・Bからデータが採取できた。以下、その概略と傾向を簡潔に分析する。

### 2-1：実験Aの結果 — 一定の書式のある資料群での目録作成業務の傾向

実験Aの結果は表8の通りである。結論を出すにはサンプル数が少ないことは否めないが、以下、実験の結果の概要を示した上でその傾向を分析したい。

#### [概要]

実験Aでは17名の対象者の作業を基に目録採録した項目数(A)とその作業時間(B)をデータ化した。表8の「人物」の欄のA～P、Zは各々別の人物を指しており、対象者K・L・M・Zが複数日に渡り作業に従事し、対象者C・P・Zの3名が目録作業経験者である[5]。「項目数(A)」は当該作業日に達成した目録項目数を、「時間(B)」は当該作業日の業務時間数を示し、「A/B」は目録項目数を業務時間数で割った1時間に達成した目録項目数を示している。端的に言えば、この「A/B」の数値が高い対象者ほど、業務効率のよい人材になる。以下この業務効率を示す「A/B」の値を業務効率値と呼称する。

表8の結果を概観すると、以下の3点の特徴が確認された。

#### ①複数日参加した対象者の業務効率が向上

対象者K・L・Mの数値を見ると、日毎に業務効率値(A/B)が向上していることが分かる。対象者Kは「39→67.8」に、対象者Lは「22→25.7→31」に、対象者Mは「27→28.3→33.2」にそれぞれ向上しており、当初未経験であった者が数時間のトレーニングにより業務効率を向上させることが数値で示される。

表8—実験Aの結果(作業者の特性、目録作成経験者・留学生については備考参照)

人物	項目数(A)	時間(B)	A/B	日付	時間帯	対象資料	備考
A	105	5	21	20141224	10:00-15:45	会議録	
B	100	5	20	20141225	10:00-15:45	会議録	
C	248	6	41.3	20141225	10:00-16:45	会議録	目録作成経験者
D	101	4	25.3	20141225	10:00-14:45	会議録	
E	292	6	48.7	20141226	10:00-16:45	会議録	
F	221	6	36.8	20141225	10:00-16:45	会議録	
G	151	6	25.2	20141225	10:00-16:45	会議録	
H	18	2	9	20141224	10:00-12:00	会議録	
I	87	6	14.5	20141225	10:00-16:45	会議録	
J	109	4	27.3	20141225	12:45-16:45	会議録	
K	156	4	39	20141224	10:00-13:45	会議録	
	407	6	67.8	20141226	10:00-16:45	会議録	
L	66	3	22	20141224	10:00-13:45	会議録	
	77	3	25.7	20141225	10:00-13:45	会議録	
	93	3	31	20141226	10:00-13:45	会議録	
M	162	6	27	20141224	10:00-16:45	会議録	留学生
	170	6	28.3	20141225	10:00-16:45	会議録	留学生
	199	6	33.2	20141226	10:00-16:45	会議録	留学生
N	129	6	21.5	20141224	10:00-16:45	会議録	留学生
O	174	6	29	20141224	10:00-16:45	会議録	留学生
P	14			20141226		会議録	対象外(別任務と同時並行実施)
Z	198			20141224		会議録	対象外(別任務と同時並行実施)
	140			20141225		会議録	対象外(別任務と同時並行実施)
	240			20141226		会議録	対象外(別任務と同時並行実施)
平均	153.25	4.95	29.1				

※作業は10:00-12:00.45分休憩.12:45-16:45が基本。但し、授業などの関係で対象者によって作業時間数・時間帯に差異あり。

※A(項目数)/B(時間数)は小数点第2位四捨五入。

※平均値にP・Zは対象外

②業務効率に個人差が出る一方で、作業の経験者と未経験者の差異はない  
対象者A・B・H・Iの業務効率値(A/B)の平均値が「16.1」であるのに対し、対象者Cは「41.3」、対象者Eは「48.7」、対象者Kは「67.8」、と2～4倍もの業務効率に個人差が確認された。他方で、経験者である対象者Cを上回る業務効率値を未経験者の対象者E・Kが出しており、実験Aにおいては経験者・未経験者の業務に差異は現れず、むしろ個人差による数値の差異が指摘される。

### ③日本語母国語者と留学生の差異

留学生である対象者M・N・Oの業務効率値(A/B)の平均値は「27.8」であり、日本語母国語話者の平均値「30.3」、そして全体平均値「29.1」と比較すると、大きな差は見られなかった。但し、②で確認した日本語母国語者で高い業務効

6— 今回の対象者については個別確認ができていないが、東京外国語大学の留学生には国費留学生が多数含まれ、日本語検定1級を取得している等非常に能力の高い人材であることは間違いない。そうした能力の高い留学生であってもこうした差異が出るとの意味合いで認識頂きたい。

7— 対象者Pについては実験Aの折には別業務も担当していた為、新規対象者と見なしている。

率値を出した対象者C・E・Kの平均値「52.6」と比較すると、2分の1程度であり、より高い業務効率を求める時には母国語者への業務依頼が望ましいことを数値が示している。

#### [分析]

実験Aにおける最大の検証点は、組織文書における目録作業上の傾向である。今回実験の対象とした資料群は一定の様式を持つ会議記録であり、目録採録項目である「表題」「年代」「作成者」などの基本情報は一定の場所には必ずあり、「内容表題」を記入することもなく、対象者が入力に際して迷うことは殆どない。そうした特徴を持つ資料群を対象としたことが、未経験者であっても、特徴①に見られる短期的な業務効率の向上が見られ、場合によっては特徴②に見られるように経験者以上の業務効率を示すことになったと考えられる。そして特徴②で確認された個人差とは、単純にパソコンの操作技能への慣れ、集中力などアーカイブズ業務であるという特徴とは無関係な要因から現れた差と言えるだろう。このことから組織文書の中でも特に様式の定まった文書を目録化する場合には経験・未経験を問わず依頼可能と言える。

また特徴③の日本語母国語話者と留学生の差異についても、組織文書ゆえに一定のルーティンによりデータ入力を進めることができる為、全体平均値との差異は殆ど見られないものの、留学生にとって外国語にあたる日本語でのデータ入力が一定の負担を強いていたと考えられ、日本語母国語話者の好成績者との差異が現れたものと考えられる[6]。

### 2-2:実験Bの結果—多様な内容・形態のある資料群での目録作成業務の傾向

実験Bの結果は表9の通りである。こちらも結論を出すにはサンプル数が少ないことは否めないが、以下、実験の結果の概要を示した上でその傾向分析したい。

#### [概要]

実験Bでは6名の対象者の作業を基に実験A同様に、項目数(A)、作業時間(B)、業務効率値(A/B)のデータ化を行った。対象者C・J・K・Mが実験Aからの継続者であり、新たに経験者P[7]、未経験者Qを加えた。なお対象資料の欄にある「移管●」は、一時移管した際の箱番号を示している。現在整理作業中につきその詳細を示すことは避けるが、表3の通り多様な資料群で構成されており、目録業務においても様々な資料群を扱ったことを示す為、「移管●」の番号はそのまま残した。

表9の結果を概観すると、以下の3つの特徴が確認された。

表9 — 実験Bの結果(作業者の特性、目録作成経験者・留学生については備考参照)

人物	項目数(A)	時間(B)	A/B	日付	時間帯	対象資料	備考:目録作成経験者
C	190	6	31.7	20150310	12:00-18:00	移管22	
C	282	6	47	20150311	12:00-18:00	移管22	
C	223	6	37.2	20150318	12:00-18:00	移管9・14	
C	225	6	37.5	20150326	12:00-18:00	移管25	
C	219	6	36.5	20150327	12:00-18:00	移管25	
C	184	6	30.7	20150331	12:00-18:00	移管25	
平均	220.5	36	36.8				

人物	項目数(A)	時間(B)	A/B	日付	時間帯	対象資料	備考:実験Aの平均値に近い人物
J	17	1.5	11.3	20150115	16:00-17:30	移管38	
J	20	1.5	13.3	20150130	14:30-16:00	移管5・7	
平均	23.5	1.5	12.3				

人物	項目数(A)	時間(B)	A/B	日付	時間帯	対象資料	備考:実験Aの最高値の人物
K	71	2	35.5	20150121	16:00-18:00	移管38	
K	62	2	31	20150122	16:00-18:00	移管1・38	
K	46	2	23	20150128	16:00-18:00	移管2	英語あり
K	63	2.5	25.2	20150129	16:00-18:30	移管2	英語あり
K	111	3	37	20150130	14:45-17:45	移管2・7	
K	55	2	27.5	20150204	16:00-18:00	移管7	中国語・英語があり作業効率低下
K	85	3	28.3	20150205	16:00-19:00	移管7	中国語・英語があり作業効率低下
K	110	4	27.5	20150206	15:00-19:00	移管7	中国語・英語があり作業効率低下
K	54	2	27	20150212	16:00-18:00	移管6・7・27	中国語・英語があり作業効率低下
K	138	3	46	20150213	14:45-17:45	移管7・23	
K	247	6	41.2	20150218	13:00-19:00	移管23・33	
K	83	2	41.5	20150219	16:00-18:00	移管13・28・33	
K	179	3	59.7	20150220	15:00-18:00	移管13	
K	93	2	46.5	20150226	16:00-18:00	移管13	
K	152	4	38	20150227	14:30-18:30	移管13・24	
K	192	4	48	20150302	15:00-19:00	移管24・34	
K	88	2	44	20150304	13:00-15:00	移管22	
K	119	3	39.7	20150309	15:00-18:00	移管22	
K	190	5	38	20150311	13:00-18:00	移管18	
K	131	3	43.7	20150318	13:00-16:00	移管11・14	
平均	113.5	2.98	37.4				

人物	項目数(A)	時間(B)	A/B	日付	時間帯	対象資料	備考:実験Aに参加した留学生
M	148	6	24.7	20150121	12:00-18:00	移管1	

人物	項目数(A)	時間(B)	A/B	日付	時間帯	対象資料	備考:目録作成経験者
P	112	3	37.3	20150309	15:00-18:00	移管36	
P	88	3	29.3	20150318	13:00-16:00	移管36	
平均	100	3	33.3				

人物	項目数(A)	時間(B)	A/B	日付	時間帯	対象資料	備考:新規未経験者
Q	35	2	17.5	20150129	16:00-18:00	移管2・4	
Q	66	2	33	20150205	16:00-18:00	移管4・7	
Q	41	2	20.5	20150212	16:00-18:00	移管7	
Q	108	2	54	20150219	16:00-18:00	移管8	
Q	67	2	33.5	20150226	16:00-18:00	移管24	
平均	63.4	2	31.7				

※作業は対象者ごとの作業時間数・時間帯で実施。対象資料は表3参照。

①複数日参加した対象者の業務効率の推移に規則性なし

全対象者の業務効率値の推移にばらつきが見られた。この傾向は、実験Aからの継続者だけでなく、新規に参加した対象者P・Qについても同様であった。また新規の未経験者である対象者Qについては作業1回目から2回目にかけて「17.5→33」と実験Aで見られた作業効率の向上が確認できたが、3回目には「20.5」と、数値から継続した向上が見られなかった。

②実験Aに比して全員の業務効率値が低下(但し低下幅については経験者の方が少ない)

実験A・B両方に参加した対象者C・J・K・M全員の業務効率値(A/B)は、「実験A→実験B」(下げ幅)を列挙すると対象者C「41.3→36.8」(-4.5)、対象者J「27.3→12.3」(-15.0)、対象者K「53.4→37.4」(-17.0)、対象者M「29.5→24.7」(-4.8)と全員平均値に低下がみられた。この低下は経験者(対象者C)と未経験者(対象者J・K・M)[8]を比較した場合、経験者(対象者C)の下げ幅が「-4.5」に対し未経験者(対象者J・K・M)の下げ幅平均値「-12.3」と、対象者Mとは近似値ではあるが、経験者の低下率の方が低い傾向が数値から確認された。

③同一人物の日毎の業務効率に大きな差異 — 一因としての外国語

実験Aにおいて業務効率最高値を示した対象者Kの実験Bにおける業務効率値は「23～59.7」と幅があり、最低値と最高値に2倍以上の差が見られた。この幅の要因を検証したところ一因としては、英語・中国語などの外国語を含む資料が目録対象であったことが考えられる。表8の通り作業者Kが「23～28.3」の比較的低い業務効率値を示した全6回の対象資料には出張記録・海外のシンポジウム資料などの外国語資料が含まれていた。

[分析]

実験Bにおける最大の検証点は、個人文書における目録作業上の傾向である。今回実験の対象とした資料群は多様な内容・形態を持つ資料群であり、目録採録項目である「表題」「年代」「作成者」などの基本情報は異なる場所があり、かつ場合によっては表題がなく、内容確認の上「内容表題」を付けなければならない資料群も多数存在し、資料によっては対象者に多くの時間を割かせることとなった。結果として特徴①に見られる全対象者の作業効率値の低下が表れた。また、こうした対象者を悩ませる資料群に関して、未経験者はその検討に時間がかかることが多く、他方で経験者は柔軟に対応できる傾向があり、その結果特徴②にある経験者と未経験者の業務効率値の低下幅の差異が生まれたと考えられる。これらの傾向から内容・形態の異なる個人文書の資料群は、パターン化された文書よりも目録作業が困難であると言え、業務効率に鑑みた場

合、業務は一定の経験を有する者に依頼することが望ましい。

加えて、本資料群の対象には少なからず外国語資料が含まれていたことで、図らずも実験Aとは違った形で外国語資料の目録化の際の特徴の検証が出来た。特徴③の通り、外国語資料の目録作業の場合、極端に業務効率値が低下する傾向がある。作業対象者に話を聞いたところ、「表題」の項目など、時には内容表題の検討も必要とする資料の読解に時間が掛かるだけでなく、それをデータ入力する際にも、外国語の入力をする必要があり、母国語入力の場合と違い手間がかかるとの回答であった。実験Aの際には留学生が日本語母国語者に比し業務効率値が低い傾向を確認したが、やはり外国語資料の判断・入力には一定の制限が掛かると言える。

### 3 —— 実験A・Bのまとめ

以上の実験A・Bのデータ結果・分析から組織文書と個人文書の目録作成業務の比較を中心に検証すると、以下の点が指摘できる。

第一に組織文書の目録作成業務には業務効率に経験値の差が表れにくいのにに対し、個人文書では作業者の経験値が大きく作用する。これは特に「表題」「作成者」「年代」などの目録作業の採録項目が資料のどこに記入されているかという判断に経験が重要な役割を果たしていることを意味する。一定の規則が存在する組織文書では、採録項目もまた各組織の文書様式で定まっている場合が多く、その規則性を理解すれば判断に困ることはない。

対して内容・形態が多岐にわたる個人文書では、手紙・書簡の間に冊子が入っている場合や、また一連の資料が群としてのまとまりを有さず内容についても一点一点細かく検討を要する場合もあり、書簡・冊子毎に「表題」「作成者」などの採録項目が記入される場所の、言わば「癖」とも言えるルールを把握しなければならない。そうした「癖」の把握は一定程度マニュアル化することは可能であるが、作業者が経験を蓄積していく中で判断の目を養う必要がある。

第二に組織文書では数日の業務により未経験者の業務効率に一定の向上が見られるのに対し、個人文書では規則性のある業務効率の向上は見られない。これは未経験者の業務効率向上が第一点で指摘した資料群の「癖」の把握と関係しており、一定の規則(=癖)を繰り返す組織文書の目録作成業務ではその規則に対する理解が徐々に深まっていったのに対し、多様な「癖」を持つ資料群が入れ替わり出現する個人文書の業務では、その多くの「癖」を把握するまでに時間を要する為、業務効率もまた規則性を持って向上しにくいと考えられる。但し、この点は個人文書であっても、最初は書簡だけを抽出して目録作成を行い、次に簿冊に移るなど、形態別に特化して経験を積ませることで、未経験者

9 — 実験Bの中嶋嶺雄元学長資料群は現在、整理中である為、個人情報等に配慮し一部を黒塗りした。

の成長促進を図ることが可能である。

こうした方法には資料群の全体像への把握が出来なくなる、或いは「原秩序」が破壊される恐れがあるなどの批判があらうかと思うが、段階的整理などにより事前に概要目録をきちんと作成し、作業員へ全体像についての説明をしておけば、不安は防ぐことができる。組織文書・個人文書の差異を、アーカイブズ業務に関わる人材育成の観点から捉え、作業に従事する「ヒト」資源をどのように成長・循環させ、配置していくかなどアーカイブズのマネジメントの一環として、考慮することは重要であらう。

他方で、上述の実験・検証では、業務効率値、つまるところ業務のスピードに

表10 — 実験Bにおける対象者Kと対象者Cの目録サンプル[9]

[対象者Kサンプル] 未経験者・実験A作業効率値の優秀者

資料番号	表題(内容表題)「書出」	作成者	受取人	年代(原文)	西暦	号数	出版者	形態	数量
13-158-8	(手紙)	中嶋嶺雄		一九九五年	1995			状	1
13-158-9	(手紙)	中嶋嶺雄		一九九五年六月二五日	1995			状	1
13-158-10	(手紙)	中嶋嶺雄		一九九五年	1995			状	1
13-158-11	(はがき) 「残暑お見舞い申し上げます」			7.8.17	1995			葉書	1
13-158-12	お届け伝票	●●●●	中嶋嶺雄	2007年9月8日	1995			状	1
13-158-13	転居のお知らせ	●●●●	中嶋嶺雄	平成7年9月	1995			葉書	1
13-158-14	(はがき)	●●●●	中嶋嶺雄	95.9.11	1995			葉書	1

中嶋嶺雄を除く作成者、および、受取人の項の列は黒塗り表示

[対象者Cサンプル] 経験者

資料番号	表題(内容表題)「書出」	作成者	受取人	年代(原文)	西暦	号数	出版者	形態	数量
22-213-1	(資料の送付について) 「To-day under separate cover I sent you」	●●●●	●●●●	16 octobre 1985	1985			状	2
22-214-0	(封筒)「PAR AVION」	●●●●	中嶋嶺雄	17 1 86	1986			封筒	1
22-214-1	(近況報告)「謹賀新年」	●●●●	中嶋嶺雄	一九八六年一月十五日	1986			状	3
22-215	(葉書 近況報告) 「残暑御見舞申し上げます」	●●●●	中嶋嶺雄	20 8-86	1986			葉書	1
22-216	(葉書 近況報告) 「拜啓 バリもいつの間にか」	●●●●	中嶋嶺雄	11 03 86	1986			葉書	1
22-217	(葉書 近況報告) 「前略 出発に際しては」	●●●●	中嶋嶺雄	17-10-1985	1985			葉書	1
22-218	(封筒)「PAR AVION」	●●●●	●●●●	15.3.85	1985			封筒	1

中嶋嶺雄を除く作成者、および、受取人の項の列は黒塗り表示

特化して分析を試みているが、こうしたデータ結果に基づく分析だけでは、アーカイブズ業務の改善は検討し得ない。労務管理上、効率がより高いことが望ましいが、業務効率の高さだけがアーカイブズ業務の至上命題であろうか。例えば、目録の精度(質)の問題が挙げられる。表10は未経験者でありながら実験Aにおいて最高の業務効率値を出した対象者Kと、実験時に既に業務経験のあった対象者Cの実験Bにおける目録の一部(サンプル)である。対象者Kは実験Bにおいても高い業務効率を示していたが、資料番号「13-158-8」の表題が「(手紙)」と、内容表題でありながら、手紙の中身については触れていない。他方で、対象者Cは資料番号「22-216」に見られるように表題に「(葉書 近況報告)『拝啓 バリもいつの間にか』」と内容表題・書出しまで記入し、より精度の高い目録を作成している。もちろん目録作成の達成目標をどこに定めるかなど置かれた状況により、どちらの目録が望ましいかは異なるが、質という点を加味した目録作成の業務効率を考慮する必要がある、目録作成の意義を十分に理解し、求められる目録項目の範囲を明確にする必要性があろう。

#### 4 —— 結びにかえて —— 総括と今後の課題

以上、組織文書と個人文書を対象とした2つの実験を軸に目録作成作業の数値化とその分析を試みた。サンプル数が実験Aでは17名、実験Bでは6名と非常に少ない点や抽出した指標が業務効率に偏重しており、現状ではまだ労務管理以上の活用ができていないことが課題であるが、今後各種目録化の業務を通じてサンプル数を増やすとともに、データ化方法の再検討・採録項目の追加を検討・実践していく予定である。

しかしながら本実験の数値化だけでも、資料群の内容・形態に応じた作業者の選択、或いは業務の優先順位決定に活用でき、数値化は業務の一層の効率化を考える際に、現在の状況を知り改善する上での重要な指標になることが示された。もちろん本実験で指摘した組織文書と個人文書の目録作成業務上の差異や留意点、未経験者と経験者の差異は、事前に予想し得る範囲であり、多くの機関におけるアーカイブズ業務の中で既に考慮されているが、それらの予想に基づく業務計画・実行は「感覚的」であり、根拠に基づく「科学的」な計画ではない。アーカイブズ業務を少ない資源の中でより一層効率的に推進し、或いはより一層拡大していく為には、数値を踏まえた科学的検討が為されて行くべきではないか。

また文書館経営という意味でのアーカイブズ・マネジメントは、そうした各機関で蓄積された数値を含めた現場の蓄積に基づき検討すべきものではないか。数値に基づく科学的検討だからこそ、根拠となるアルバイト業務のマニュアル

10 — 村上淳子「広島大学文書館における『国立公文書館等』の指定に係る対応—公文書管理法に基づく政令指定の経緯及び提出書類について」『広島大学文書館紀要』(第13号、平成23年3月)など指定を受けた大学の一部が紀要に国立公文書館等の指定経緯・関連情報を掲載しており、詳細であるが故に参照されることが多い。

作成及び業務計画の資料となり、更には根拠のある予算請求が可能になると言える。そして数値化された科学的検討に基づいているからこそ、他機関とデータが共有され、他機関の業務にも応用されて行くことや、新たなアーカイブズ設置の際の検討基準にもなるのではないだろうか。

近年、国立大学を中心に「国立公文書館等」の指定が検討されているが、その検討の折にも参照するのは先行する諸機関の経緯であり、その記録はより詳細であるほど、後進のアーカイブズに役立つものである[10]。近年の日本のアーカイブズ学では、海外の諸議論を紹介することに偏重する傾向があるが、アーカイブズ学は理論と実践の学問ではなかったであろうか。本実験による数値化のように、実践の中での情報の積み立てと、そうした具体例から新たな理論を経験的に構築する試みがあって然るべきだろう。そうした具体例から理論へと発展するアーカイブズ学の志向を再構築する為にも、数値化の試み各アーカイブズで実践されることを希求する。

書評

---

review

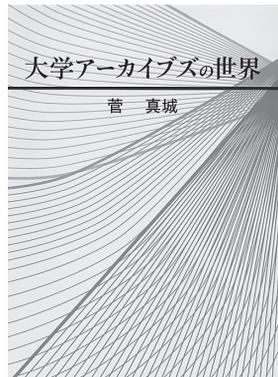
# 1

[書評 | review]

## 菅真城『大学アーカイブズの世界』

Masaki Kan, *Daigaku Archives no Sekai*

田中智子 | Satoko Tanaka



菅真城(著)『大学アーカイブズの世界』  
大阪大学出版会/2013年8月/A5判/296頁/4,200円+税

本書は、広島大学・大阪大学の大学アーカイブズにおける勤務経験のある著者が、大学アーカイブズについて述べた論考をまとめたものである。日本における大学アーカイブズについて本格的に述べた文献は未だ少ないため[1]、現在大学アーカイブズに勤務し、今後大学アーカイブズについて研究を進めていこうとしている筆者にとっては、最も重要な先行研究の一つである。

本書についてはすでに、椿田卓士、西山伸、清水善仁、兎内勇津流、平井孝典が書評を書いている[2]。本稿ではそれらの批評をふまえつつ、アーカイブズ学を学んでいる者の立場から、また大学アーカイブズに勤務する者の立場から書評を述べていきたい。

## 1 — 本書の構成

まず初めに、本書の構成についてふれておき[表1]、その章立ての順番にしたがって内容を紹介しつつ、筆者が気になった点について批評を述べていく。

表1 — 本書の構成

### 序章

#### 第Ⅰ部 大学アーカイブズの理念と課題

第1章 大学アーカイブズの理念的な研究

第2章 大学アーカイブズの社会的使命

#### 第Ⅱ部 大学アーカイブズの設立と法制

第3章 大学文書館の設立—広島大学文書館を中心として

第4章 ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立

第5章 国立大学アーカイブズ設置への道

第6章 規定にみる国立大学アーカイブズ

第7章 国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点

第8章 公文書管理法と国立大学アーカイブズ

第9章 公文書管理法への国立大学法人の対応と課題

#### 第Ⅲ部 大学アーカイブズの活用

第10章 アーカイブズを利用しよう—広島カーブと広島大学・広島高等師範学校

第11章 建学の精神と大学史編纂・大学アーカイブズ

## 2 — 「機関アーカイブズ」と

### 「収集アーカイブズ」

第Ⅰ部は、章のタイトルにもあるように、大学アーカイブズの理念や社会的使命について述べたものである。第1章では大学における「自己点検・評価」と大学アーカイブズの関係について述べている。第2章では大学史と大学アーカイブズとの相違点を述べたうえで、大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」の両方の側面を備えた「トータルアーカイブズ」として存在する意義を述べている。

筆者も大学アーカイブズに勤務する立場から、大学アーカイブズは「トータルアーカイブズ」であるとする著者の論に賛成である。しかし、筆者が気になったのは著者が「機関アーカイブズ」としての側面を重視するあまり、「『収集』のみ行うアーカイブズでは、大学アーカイブズとは言えない」(50ページ)とまで述べていることである。そこが気になったのは、筆者が著者と異なり、私立大学アーカイブズに

勤務しているからである。

私立大学アーカイブズは公文書管理法の影響を直接受けないため、「機関アーカイブズ」としての側面はそれほど重視されにくい。中には、学習院アーカイブズのように「機関アーカイブズ」としての側面を強く打ち出している機関もあるが、そういう機関は私大においては稀である。多くの私大において重視されるのは、大学のアイデンティティにもつながる創立者等の文書や遺品を集める「収集アーカイブズ」としての側面であり、それを本旨としている機関も少なくはない。その意味で、著者は「大学アーカイブズの世界」と言いつつも、国立大学アーカイブズを中心に据えて述べている感が否めない。これは清水(2014年)も指摘しているところである。

### 3 — アーカイブズ設立の契機

第Ⅱ部では、第3章・第4章にかけて、著者が実際に携わった広島大学文書館・大阪大学アーカイブズの設立経緯が述べられている。前者が年史編纂等を契機として設置されたのに対し、後者は「ポスト年史編纂でない」大学アーカイブズとして設立されており、それぞれ異なる経緯を持つ大学アーカイブズの設立の様相を知ることができ、大変興味深い章である。第4章では、年史編纂とアーカイブズとの関係についても述べられており、「今後、年史編纂のみを契機として大学アーカイブズを設置することは困難だと思われる」(106ページ)とし、「ゼロからのアーカイブズ設立のためには、アーカイブズの理念を確立し、歴史研究や編纂と峻別しなければならない」(107ページ)と述べている。

この著者の論について、筆者は懐疑的である。著者は年史編纂を契機とした設置が困難であるとした理由として、国立大学設置

50周年が過ぎ、年史編纂のピークが過ぎたことをあげている。しかし、「国立大学設置50周年」は必ずしも各国立大学にとって重要な節目であるとは限らない。国立大学・学部の中には、それぞれの母体となった前身校の創立年を重視するところも多い。現に筆者の母校であるお茶の水女子大学では、その前身校である東京女子高等師範学校が設立された1875年を創立年とし、10年後には150年史も刊行される予定である。

無論、年史編纂が行われたところでアーカイブズが設置されるとは限らない。しかし、年史編纂の他に、大学アーカイブズが設置される積極的な理由となりうることがあるのだろうか。公文書管理法施行後も、大学アーカイブズはそれほど増えてはいない。アーカイブズ設立にあたって、理念を確立することが重要であることは論を待たない。しかし、理念の確立以外の積極的な理由も必要なのではないか、そのために年史編纂や歴史研究と峻別する必要はないのではないかと筆者は考える。

### 4 — 「活用」か「公開」か

第5章から第6章においては、国立大学におけるアーカイブズの設置に向けた提言、既存の国立大学アーカイブズ7館の規程の分析について述べている。設置に向けた提言としては「図書館で学内刊行物の収集・整理・保存・公開を行い、大学史編纂資料を整理・保存・公開する。そして、歴史的に重要な法人文書の廃棄を止める」(133ページ)など具体的であり、これらの章は今後アーカイブズを設置しようとする大学にとって重要な示唆に富むものである。

第7章から第9章にかけては、国立大学アーカイブズにおける法規上の問題点、および公文書管理法の影響について述べられている。筆者がここで気になったのは、第7章中

にある「『活用』か『公開』か」という議論である。これは「大学アーカイブズは、資料を『活用』するところなのか『公開』するところなのか」(176ページ)という議論であり、著者は「公開」であるとしている。また、1996年のICA北京大会で採択されたアーキビストの倫理綱領を挙げ、「ここで改めてアーキビストの倫理綱領を持ち出したのは、『活用』という言葉の中に、一般利用者に優先してアーキビストが自らの研究のために資料を『活用』する危険性を感じるからである」(179ページ)と述べている。

確かに、一般の公文書館であればこの倫理綱領は当然遵守すべきものであるかもしれない。しかし、大学アーカイブズにおいてもこの倫理綱領をそのまま当てはめるべきなのか、筆者は甚だ疑問に思う。大学アーカイブズは一般の公文書館と異なり、研究機関であることが多い。現に、筆者が勤務する立教学院史資料センターも、当初立教学院法入部局への設置が検討されたものの、研究機関とするため最終的に大学へ設置された経緯を持つ。そしてその規程中の目的にも「立教学院の歴史および学院関係者の事蹟に関する資料の収集・保存・調査・研究などを通じて、本学院の発展に資すること」(立教学院史資料センター規程第2条)と記され、その事業の中にも「調査・研究およびその成果の発表」(同第3条2項)が含まれている。研究機関である以上は、研究しその成果を公表することが求められる。この点について、著者も「国立大学アーカイブズのアーキビストには、多くは教員が配置されている。(中略)教員の職務は教育研究を行うことであり、アーキビストと教員との折り合いをいかにしてつけるのか。大学アーカイブズ独自の問題がここに存在する」(181ページ)と述べているが、それに対する結論や提案がなかったのが残念である。

第Ⅲ部は、タイトル通りアーカイブズの活用事例である。第10章は広島大学と広島カープの関係性について、広島県立文書館所蔵の行政文書を用いて明らかにしている。第11章は国立大学における建学の精神の捉え方について述べたものである。ここで著者は、建学の精神や大学のアイデンティティ形成における、年史編纂事業や大学アーカイブズの重要性を指摘している。これは前掲の、アーカイブズは「歴史研究や編纂と峻別しなければならぬ」とする著者の論と矛盾や齟齬を生じていないだろうか。

ここで著者は、大学アーカイブズ自らが建学の精神の発見やアイデンティティの形成を行うのではなく、あくまで大学構成員がアーカイブズ所蔵の資料を用いてそれらを行うべきだとしており、その意味では矛盾はない。しかし、「国立大学が法人化し個性化が求められている現在、年史をはじめとして大学の歴史に学ぶ意義は、ますます大きくなっている」(281ページ)のであれば、大学アーカイブズはより積極的に歴史研究や編纂に携わっていかねばいけぬのではないかと。

筆者は職務上、学内広報誌の作成や展示のために、所蔵資料を貸し出すことがあるが、出来上がった原稿や展示を見ると、歴史的事実と異なる記述のされ方をしていることがよくある。また、年史編纂においては、執筆の担い手である学内の教職員が、大学の歴史における基本的な事項も知らないことが多い。大学教員も任期付教員が多く、職員も派遣・契約社員が多い現状では、正確な歴史的事実が伝承されにくいのである。歴史研究や年史編纂の直接の担い手はアーカイブズでなくてもよいが、その確認・校正、および歴

史的事実の伝承にあたっては、大学アーカイブズがより積極的に働きかけを行っていく必要があるのではないかと。また現に、大学アーカイブズ自身が展示や刊行物の発行を行う場合が多々あり、それについてどう考えるかは西山(2014年)も指摘しているところである。

以上述べてきたように、著者の論の中には一部、大学アーカイブズの実態、特に私立大学のそれを反映していない部分があるように思う。しかしながら、本書の記述は長年国立

大学アーカイブズに携わってきた著者の経験に立脚したものであることを考えれば、それは無いものねだりであるのかもしれない。冒頭で述べた通り、日本の大学アーカイブズについて述べた文献は数少なく、これだけ体系的に述べたものは他に類を見ない。本書はこれから大学アーカイブズについて研究している筆者に、多くの問題意識を与えてくれた。そのことに感謝するとともに、著者の今後の研究の進展に期待したい。

- 1 ——— 日本の大学アーカイブズについて述べた文献としては本書の他、全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』（京都大学学術出版会、2005年12月）、平井孝典『公文書管理と情報アクセス—国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」』（世界思想社、2013年2月）がある。
- 2 ——— 本書についての書評としては、①椿田卓士「書評と紹介 大学アーカイブズの世界 菅真城/著」（『記録と史料』第24号、2014年3月）、②西山伸「書評 菅真城著『大学アーカイブズの世界』」（『京都大学大学図書館研究紀要』第12号、2014年3月）、③清水善仁「大学アーカイブズの世界 菅真城著」（『アーカイブズ学研究』第20号、2014年5月）、④兎内勇津流「菅真城著『大学アーカイブズの世界』大阪大学出版会」（『日本図書館情報学会誌』第60(3)号、2014年9月）、⑤平井孝典「菅真城著『大学アーカイブズの世界』大阪大学出版会 2013.8」（『レコード・マネジメント』第68号、2015年3月）があげられる。

# 2

[書評 | review]

安藤正人、久保亨、吉田裕 編

## 『歴史学が問う公文書の管理と情報公開—— 特定秘密保護法下の課題』

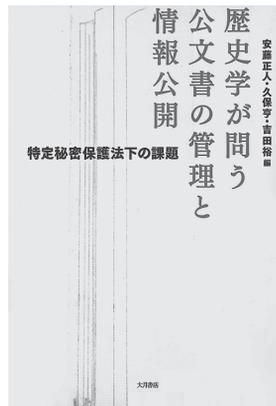
Masahito Ando, Toru Kubo and Yutaka Yoshida, *Rekishigaku ga tou Kobunshohanri to Jouboukoukai*

北海道新聞社編

## 『特定秘密保護法を読む 全条文 反対声明・意見書』

The Hokkaido Shimbun Press, *Tokuteihimitsuhogoho wo yomu*

川田恭子 | Kyoko Kawata



安藤正人、久保亨、吉田裕(編)『歴史学が問う公文書の管理と情報公開——特定秘密保護法下の課題』

大月書店 / 2015年5月 / 四六判 / 264頁 / 3,500円 + 税

北海道新聞社(編)『特定秘密保護法を読む 全条文 反対声明・意見書』

北海道新聞社 / 2014年1月 / A5判 / 192頁 / 648円 + 税

## 1 — 民主主義の基盤を堅持するために

公文書管理法も情報公開法も目的とするのは公の記録を適切に保存し、人々の利用に供し、後世に伝えることである。対して、特定秘密保護法は、国家が恣意的な秘密を増やし記録を人々から隠すことを目的とする法律である。加えて、憲法の根幹を揺るがしかねない安保関連法案が強行採決された。この一連の内閣の動きは、国家権力の暴走を招きかねないとして、アーキビストや歴史学者という枠を超えて、社会から強い批判を受けている。

こうした緊急性を問われる社会情勢がづくなく、公文書管理に必要なことはなにか、それをまとめたのが『歴史学が問う公文書の管理と情報公開』である。

## 2 — 本書の構成

本書は、三部構成になっている。情報公開が遅れている日本の現状への批判、公文書管理の歴史的経緯、最後に世界の公文書管

理の現状を示している。

全体の構成は表1のとおりである。

## 3 — 本書の内容

総論では、歴史学者が国家の文書管理に対して発言をしてこなかった経緯を反省とともに語っている。そして歴史学とアーカイブズ学の連携を密にする必要性が述べられている。そのうえで、文書の適切な管理・継承を支える根幹である公文書管理法と情報公開法という両輪によって、特定秘密保護法の撤廃を提唱している。

第一部では、現代の文書管理の仕組みを説明したうえで(第一章)、「文書史料の公開・非公開が、現実の政治社会問題といかに緊密に関わっているか」について沖縄返還と日韓会談(第二章、第三章)、コラムであつかっているいわゆる「慰安婦」問題を具体例として示している。

第二部では、日本の公文書管理制度の成立から現在にいたる道筋が描かれている。

表1 — 本書の構成

---

総論	安藤正人・久保亨・吉田裕
第I部	「情報公開後進国」日本を問い直す — 戦後、そして現在
	第1章 公文書管理法と歴史学   瀬畑源
	第2章 沖縄返還をめぐる日本の外交文書 — 米外交文書との協働による史的再構成   我部政明
	第3章 日韓会談をめぐる外交文書の管理と公開   吉澤文寿
	コラム 日本軍慰安婦に関する史料状況   林博史
第II部	公文書管理の日本近代史
	第4章 日本近代における公文書管理制度の構築過程 — 太政官制から内閣制へ   渡邊佳子
	第5章 戦前期日本における公文書管理制度の展開とその問題性 — 「外務省記録」を中心に   千葉功
	第6章 日本の官僚制と文書管理制度   加藤聖文
	第7章 地方自治体における公文書管理とアーカイブズ   青木裕一
第III部	世界で進む公文書の管理と公開
	第8章 情報重視の伝統に基づく公文書の管理と公開 — イギリスの場合   後藤春美
	第9章 台湾の公文書管理と政治 — 制度的先進性と現実   川島真

あとがき

---

まず、明治期の太政官制から内閣制への移行期に公文書管理がどのように変遷していったのかを整理する(第四章)。そして戦前期から戦中の日本における公文書管理の変遷と展開について外務省記録を中心に見ていく(第五章)。この章では、特定秘密保護法との関係で興味深い記述がある。太平洋戦争に突入した日本において軍用資源秘密保護法が施行され、外務省では国防保安法施行と同時に「外務省機密文書取扱規程」が定められ、そのなかで「『何が秘密なのかも秘密』ということを当局者が自明視していた」とある。戦時対応のなかで「秘密」の取り扱いが強化されていた。そして外務省は国防保安法のもとで「『国家機密』の範囲が不必要に拡大していく危険性を認識していた」のである。70年以上前と同じ危機が、2015年の日本で生じている。

つづいて、戦時期から現代にかけての公文書のつくられかた、運用のされかたについて述べられている(第六章)。日本の公文書は、官僚制というシステム化された意思決定機関のなかでつくられる。官僚にとって重要視されるのは、システムが円滑に動くことと決裁文書である。決裁に至る過程はほとんど軽視されている。こうした現用文書を生み出す組織内の論理を知らなければ、適切な文書管理はないと指摘している。

最後に、第二部の締めくくりとして、地方自治体のアーカイブズ機関の運営の現状と社会に共有される情報資源としての公文書の活用について、具体例をあげて論じている(第七章)。

このような日本の実態を踏まえたうえで、第三部では海外の公文書管理について成立から現在の活用のされかたまでをイギリス、台湾の例をあげて述べている(第八章、第九章)。

海外の事例を見ることで、日本が立ち遅れている点を把握することができる。

#### 4 — 秘密保護法の撤廃を求める

本書の前提として序論には、つぎのように書かれている。

「特定秘密保護法は、国家の安全保障を口実に行政機関の長の判断によって情報を秘匿する仕組みであり、国民の知る権利を損ない、国家の暴走を許す危険な法律である」。

そして、本書の目標として情報公開法および公文書管理法という国民主権の理念に則ったふたつの法律にもとづき特定秘密保護法の撤廃への展望を指し示すとしている。

収録されている論文は、歴史学の立場、アーキビストの立場、双方を踏まえた視点からこの前提に従って論述されている。

前述のように、第一部では、文書管理の理念と実務を説いたのちに、日韓会談文書について実際に行われた情報公開請求事例がまとめられている。

沖縄返還にかかわる文書も日韓会談にかかわる文書も、外交文書は、相手国との交渉が中心となる。日本で秘密指定しても、相手国では情報公開の対象文書となっているものもある。すなわち海外の公文書館に保管・公開されている文書が当事国である日本では見られないという事態が往々にして起こりうるのである。

外務省は、公開することで相手国の信頼を損ねると答弁しているが、秘匿から信頼が得られることはないだろう。国内に目を戻しても、消えた年金問題、東日本大震災の際、原子力災害対策本部議事録が作成されていなかった問題など、記録管理をあいまいにしたことによって、国民からの信頼の喪失が起こっている。

官僚は基本的に情報を独占しようとする。情報公開の許認可権を握ることは、自らの権限の広さ、強さを証明するものだからと本書では説いている。さらに、官僚組織は決定するこ

とが重要であり、決定後に過去をふりかえり、検証し、未来の政策立案に活かすことは考えないとしている。「過去から未来を見て行動するという習性はない」と執筆者のひとりである加藤氏は語っている。

記録の活用者である研究者、アーキビストと文書作成の主体である官僚とは、これほど立ち位置が違うのである。この点を踏まえたうえで、どのように必要な情報を求めていくのか。情報開示の請求例や自治体の公文書館運営の例をあげることで、本書ではその具体的手法について言及されている。その意味で、アーキビストだけでなく、歴史家、市民運動家などにとっても、本書は意義深いものであると言える。

## 5 — 『特定秘密保護法を読む』

ここまで特定秘密保護法は撤廃すべきであるという前提で進めてきたが、その条文はどうなっているのだろうか。特定秘密保護法自体を批判的に学ぶためには、『特定秘密保護法を読む 全条文 反対声明・意見書』（北海道新聞社）を薦めたい。

副題の通り、「特定秘密の保護に関する法律」全条文が載せられ、精読することができる。加えて、年表による法制定までの経緯（政府並びに反対行動）と北海道新聞で連載された特定秘密保護法の問題点の解説が最初に掲載されている。解説では、図によって公文書館との関係や公文書管理法にない罰則規定についてもわかりやすく書かれている。

そしてこの本の核となるのは、さまざまな業界の垣根を越えて反対の声を集めているところである。表現者、医師、科学者、歴史学者、法学者など多くの人が、それぞれの立場からこの法へ反対の声をあげた。そうしたひとつひとつを丹念に拾い上げ、掲載している。日本アーカイ

ブズ学会の声明もここで大きく取り上げられている。ここでは、高橋実氏の名前で公文書管理法の理念を高らかに謳いあげ、同時に特定秘密保護法の問題点を厳しく指摘している。

「私たちは次の点で強い危惧を持つ」として指摘された問題点は、2点ある。要約すると、(1) 秘密の指定が政権の恣意に左右される可能性が高い、(2) 特定秘密に指定された情報が公文書館等で公開される保証がなく、行政機関自らが歴史検証の道を閉ざす恐れがある、ということである。この点から政府に対し、公文書管理法にのっとった行政文書の適切な管理を求めている。

この本のなかで、情報公開や秘密の指定の恣意的な濫用について危機感を述べている個人や団体はほかにも見受けられる。アーキビストの立場から記録・文書管理について特定秘密保護法の問題点を指摘しているところに、声明が掲載された意味を感じることができる。

法を論じるためには、まずは法の全容を知ることが必要不可欠である。『歴史学が問う公文書の管理と情報公開』では、残念ながら条文は載せられていなかった。情報公開法、公文書管理法、特定秘密保護法の条文が付属資料としてつけられていれば、より一層理解を深められたように思う。

その意味で『特定秘密保護法を読む』は、補完的な役割をはたしてくれる条文が載せられているのは特定秘密保護法のみだが、同時に立場を超えた反対声明のポイントを読むことができる。

『歴史学が問う公文書の管理と情報公開』や『GCAS Report』Vol. 4でも紹介された『国家と秘密 隠される公文書』（久保亨・瀬畑源著 集英社新書）など関連書籍の理解を促進してくれる読み本として役立つだろう。

## 6 — 特定秘密保護法下で アーキビストに求められていること

両書で指摘されているのが、特定秘密保護法の問題点として、秘密を漏えいした違反者への罰則規定を定めたこと、秘密の特定が恣意的に行われることがあげられる。

歴史学もアーカイブズ学も過去を見るだけでは研究を進めることができないと『歴史学が問う公文書の管理と情報公開』は訴えているように感じる。社会との接点としての法解釈、他分野との連携といった基盤を確立し、過去と未来を見る時間を超越した軸を持つことを、研究者に訴えかけている。

本書では、近代内閣制黎明期における事例から第二次世界大戦下まで、国家が情報を秘匿した例がくり返し出てくる。しかし、情報を隠すことでよい結果が生まれることはありえ

ない。くりかえしになるが、外交文書は必ず相手国で開示される。現状でもしばしば起きていることだが、アメリカ公文書館で日本の歴史研究資料を発掘し、それを持ち帰って研究がおこなわれる。日本にも当然やりとりの記録があるはずなのに開示されない。その理由は、あまりにずさんな文書管理の結果なのか、それとも憲法で保障された国民の知る権利を無視した法治国家とは思えぬ横暴からなのか、どちらかしかありえない。これでは、国内的にも国外的にも信用を落とすだけである。

国民だけでなく必要とした人の手に国家の業績が渡ることが、国としての存在感を示すことにもなるだろう。

いま必要とされているのは、情報の秘匿ではなく情報の開示である。それを痛切に訴えているのが本書の眼目である。

# 3

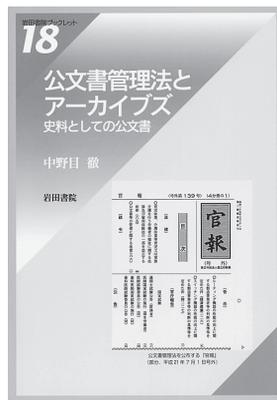
[書評 | review]

中野目徹

## 『公文書管理法とアーカイブズ——史料としての公文書』

Toru Nakanome, *Kobunshokanribo to Archives: Shiryo toshiteno Kobunsho*

藤村涼子 | Ryoko Fujimura



中野目徹『公文書管理法とアーカイブズ——史料としての公文書』

岩田書院ブックレット18 アーカイブズ系 A-18

岩田書院/2015年4月/A5判/120頁/1,600円+税

公文書管理法下におけるアーカイブズと歴史学との関係を交通整理したコンパクトなブックレットである。はしがきによれば、「永久保存価値を有する資料としてのアーカイブズとは何か、歴史学の素材としての公文書とは何か」ということに日頃から関心を抱いている比較的若い読者—公文書館等の専門職員や歴史学、アーカイブズ学その他の研究者をはじめ、アーカイブズと史料に何らかの興味を有するすべての方々」が、その読者として想定されている。

著者の中野目徹氏(筑波大学人文社会系教授)は、1986年から1992年まで国立公文書館勤務の経験を持つ歴史研究者である。つまり公文書等を保存し提供する側と歴史研究のためにそれらを利用する側、双方に身を置いたことのある立場から書かれている。

本書は、情報公開法が制定され公文書やアーカイブズをめぐる状況が大きく変化した2000年から、公文書管理法が全面施行された2011年をまたいで2014年春までの15年間に執筆された文章を集めたものである。構成としては、全体が3部に分かれており、1部および2部に計6本の論文が、3部には書評5本が配された形である。

第1部では公文書概念と公文書管理体制を丁寧に整理しながら、史料とアーカイブズの二重性について扱うための議論の土台を用意している。第2部では著者の本領である近代史料学の成果のエッセンスが惜みなく投下されている。第3部はそれぞれ検討対象もアーカイブズへのスタンスも異なる5冊を紹介している。一書にまとめることを意図せず、折々に執筆された書評ではあるが、通して読むと著者の史料およびアーカイブズへのまなざしの一貫性が強く感じられるようにできている。

詳しい章構成は表1のとおりである。

表1 — 本書の構成

はしがき	
第1部	公文書管理法の制定とアーカイブズをめぐる「歴史公文書等」とは何か
	第1章 公文書とは何か
	第2章 アーカイブズと史料
	第3章 公文書管理法と歴史学研究
	第4章 公文書・私文書の活用と近代史研究
第2部	近現代史料としての公文書の発生と保存—我が国の中央行政機関を例にして
	第5章 公式制度の変遷と太政官・内閣における公文書管理
	第6章 内閣記録局における公文書の編纂と保存
第3部	公文書/アーカイブズ/史料をめぐる課題—5冊の著書への書評をととして
	第7章 鈴江英一著『近現代史料の管理と史料認識』
	第8章 青山英幸著『記録から記録史料へ—アーカイバル・コントロール論序説』
	第9章 大石学編『近世公文書論—公文書システムの形成と発展』
	第10章 丑木幸男著『戸長役場史料の研究』
	第11章 瀬畑源著『公文書をつかう—公文書管理制度と歴史研究』

## 2 — 章毎の概要

はしがきにおいて、本書の刊行目的が提示されている。公文書館勤務経験を持つ歴史研究者として中野目氏は、公文書管理法制定の意義を認めつつも、「むしろアーカイブズとは何か、史料としての公文書とは何かという基本的な問題は置き去りにされたまま」であるとし、「公文書館法(昭62法115)や公文書管理法でいう「歴史資料」と、歴史学の素材としての史料の関係について整理しておきたい」と述べている。

第1部は議論の前提となる基本事項の確認である。第1章では公文書概念の整理を行い、公文書の歴史の変遷について簡潔に振り返っている。そして文書行政における三過程、文書処理・文書施行・文書保存の各過程がもつコミュニケーション機能に着目し、公

文書が時間軸をもった重層的な構造であることを示している。

第2章ではアーカイブズと史料の関係の整理が試みられているが、かなり錯綜した状況であることが読み取れる。歴史研究者の視点から見ると、史料とは歴史研究者による学問的批判を経た歴史学の素材である。近年、史料概念が多様化しており、公文書やアーカイブズはその一部に過ぎなくなっている。史料は公文書館の中にも外にも存在しており、歴史研究者にとってはそれらがどこに所蔵されていようと調査を試みる対象となるのである。一方、アーカイブズとは歴史的価値・証拠的価値・美術的価値等により永久保存価値を認められた資料とされている。端的にいうと史料以外も含まれており、アーカイブズ=史料とは言えない。本章以外にも随所で強調されている点である。

さて、ここに公文書管理法体制が絡むことで錯綜した状況が生まれている。公文書館の存在を前提としており、民間所在の古文書・私文書は適用対象外となっている。そして公文書管理法でいう「歴史資料」は、現用段階から非現用段階にまで範囲が及ぶ。歴史資料として重要な価値を持つ文書「歴史公文書等」が公文書館に移管されることで「特定歴史公文書等」となり永久保存される。移管前の現用段階にも潜在的にアーカイブズとなりうる「歴史資料」が含まれているとする点が同法の評価ポイントでもあり、錯綜を生む原因ともなっていると言えよう。では「歴史資料」とは何かを考えると、「作成から一定の「時の経過」を経て発生時に付与された本来の価値が減少し、活動の検証や歴史的事実の記録その他の価値の側面が徐々に増大した文書」であるというのが著者の定義づけである。

第3章では歴史学研究にとって公文書管理法が有する意味を概観しつつ、法制定過程と歴史学界の対応、歴史学界から見た同

法の意義と問題点について述べられている。歴史研究者は、公文書等を歴史学の素材として利用するだけでなく「何が「歴史資料として重要」なのかという評価・選別基準を策定する場合の歴史的価値の源泉を提示していく」べきという主張は、提供者と利用者双方の立場を知る著者ならではの見識と言える。そして公文書管理法制定により、文書の現用段階まで歴史的価値の判断が求められることになったため、歴史学が関わる範囲は拡大している、とも指摘している。ただ実際には、法制化作業開始以降、歴史学界の関心は低調であった。公文書館法成立へ向けた運動の中で歴史学界が果たした役割と比較すると、今回の立法化において歴史学界が担った役割は小さかったと概括される。公文書管理法の意義については、「現用文書の管理から公文書等における保存・利用までの一連のプロセスを一貫するものとして位置づけた点」を挙げており、歴史学の素材の残存可能性を高めた点についても評価している。ただし実質的に公文書管理法体制を機能させるためには、国立公文書館の体制強化、専門職員養成、中間書庫システムの導入が重要なポイントとなると指摘している。

第4章では歴史研究者の視点から、三つの話題を軸に論を進めている。一つは公文書と私文書の概念整理で、第1章・第2章の記述と重複する部分がある。二つめは近代史研究における公文書の活用について。歴史研究者が公文書等を史料として用いて知りたいのは、組織の意思決定過程とそこに添付されている要望書や参考資料等の内容であるという。著者は前職で「諸雑公文書」の整理を手がけた経験を引きながら、公文書管理法において文書施行の過程についての定めがない点を問題視しており、公文書館等関係機関に対し、公文書の選別・移管の際には処

理過程の実態がわかるような文書を残してはほしいと要請している。三つめは私文書へのアクセスについてである。私文書の所在情報へのアクセス、整理と利用のスキル、史料自体の存否という問題を取り上げている。歴史学研究にとって、公文書も私文書も等しく歴史認識を得るための素材である。従って公文書管理法施行後も私文書軽視とならぬようその保存について気を配ってほしいというのが、歴史資料取扱機関へ向けた著者の願いである。

第2部は、著者が前職で携わった国の行政機関の公文書とその管理の全体像を解明しようとした史料集の解説と論文で構成されている。第5章では、近代日本における公式制度の変遷と、太政官・内閣の公文書管理制度の概要について、第6章では内閣記録局における公文書管理について論じられている。公式制度と文書管理制度の関係について言及した後、現行の公文書管理法は公式制度の整備について一切規定がない点を不備だと訴えている。また、国立公文書館が所蔵する膨大な「特定歴史公文書等」を利用するには、本章で見てきたような公式制度と公文書管理制度に関わる法令・規則に通じていることが不可欠だと述べている。これから実際に国立公文書館を利用したいが、どう探したらよいかわからないという初学者にとってこの第2部は、公文書の全体像をコンパクトに提示してくれる心強いガイドとなろう。

第3部は公文書/アーカイブズ/史料とそれらの管理体制等について論じた5冊への書評から成っている。いずれも良書・大著揃いだが、アーカイブズ学がどのようなものかを概観したい、公文書管理体制についての基本的事項を押さえたい等の入門者向けとしては、第8章・第11章で評されている著作が手に取りやすいだろう。

第8章の青山英幸著『記録から記録史料

へ——アーカイバル・コントロール論序説』は、文書館学・記録史料学の分野で積極的発言を続けてきた青山氏が、1989年から2000年までに発表した論文と報告9本を一書にまとめたものである。「図書館学の新しい手法を援用しながら、文書館学・記録史料学の最近の1990年代以来10数年間の成果を「アーカイバル・コントロール論」の提唱の下に再構築しようとした問題提起の書として読むことができる」と中野目氏は概括している。アーカイブズの「もの」と「情報」の両面からのコントロールについて考える際、刊行から13年が経過した現在においても、本書は抛りどころとなりうる。

第11章は瀬畑源著『公文書をつかう——公文書管理制度と歴史研究』を紹介している。本書は公文書管理法制定に合わせて執筆されたものであるが、瀬畑氏の天皇制についての歴史研究や公文書公開をめぐる裁判のなかで得られた知見がいかにも展開されているかという観点から読まれるべきものと注意を促している。いまのところ類書がなく「新たな公文書管理体制に対して「歴史研究者」の立場から初めて全体的な検討を加えた研究書として大きな意義を有する」として高く評価している。必ずしも瀬畑氏の論点すべてに触れられてはいないが、中野目氏が課題として挙げたポイントを見ると、瀬畑氏との歴史研究者としての見解の違い、公文書管理制度に対し抱える氏の問題意識の在り処が浮かび上がってくる。

### 3 —— 本書の意義と課題

本書は小冊ながら公文書管理制度と史料、アーカイブズの関係について丁寧に解きほぐされており、まさに著者が「はしがき」で掲げていたとおり、アーカイブズと史料について何らかの関心を抱く初学者に対しての良き入門書

となっている。著者は提供者と利用者双方の立場を知る者として、アーカイブズである公文書/史料としての公文書という二重性を強調しながら、近代史研究において公文書が持つ意味を丹念に検討している。

ただ評者から見て気になった点として、書き下ろし部分がなく本書をとおして総括・結論に当たるものが見当たらない点を挙げたい。本書を読み通せば、著者が公文書に注ぐ二重の視点が理解できるようになってはいるが、その二重性をまとめあげた上で今一度、公文書管理体制とアーカイブズをめぐる課題を明示

するとさらに主張が明確になったのではないだろうか。

しかしながら、本書が公文書の利用者と提供者との架橋の役割を果たしたことは確かである。アーキビストあるいはそれを目指す者にとっては、利用者(の一部)である歴史研究者の視点の理解に役立ち、アーカイブズ機関の外に広がる史料の世界にまで視野が広がるだろう。また利用者にとっては、公文書管理体制を把握した上で、歴史研究者の立場からどうそれに関わるか、何を発信すべきかを考える示唆を与えてくれるものとする。

# 4

[書評 | review]

三井文庫 編

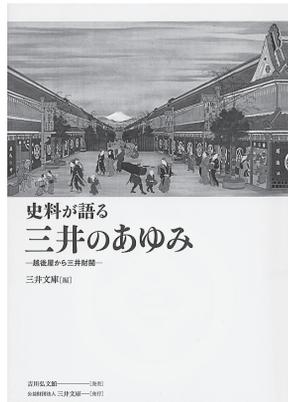
『史料が語る三井のあゆみ — 越後屋から三井財閥』

Mitsui Bunko, *Shiryō ga kataru Mitsui no ayumi: Echigoya kara Mitsuizaibatu*

企業史料協議会 編『企業アーカイブズの理論と実践』

Business Archives Association, *Kigyō Archives no Riron to Jissen*

千代田裕子 | Yuko Chiyoda



三井文庫(編)『史料が語る 三井のあゆみ — 越後屋から三井財閥』

吉川弘文館 / 2015年4月 / B5判 / 154頁 / 1,600円+税

企業史料協議会(編)『企業アーカイブズの理論と実践』

丸善ブラネット / 2013年11月 / 四六判 / 208頁 / 2,000円+税



2014年9月に発表された帝国データバンク社の「長寿企業の実態調査(2014年)」レポートによれば、2014年現在、日本には創業100年を超える企業が2万7千社以上あるという。同調査では創業100年を超える企業を「長寿企業」と定義し、その内訳を分析している。それによると、年商規模別・従業員数では「年商10億円未満」「従業員100人未満」がともに長寿企業全体の8割と、大半を中小・中堅企業が占めていることがわかる。ちなみに長寿企業数トップ3の業種は「小売業」「製造業」「卸売業」とのことである。

この調査結果を目にした際、こうした中小・中堅の長寿企業のうち、どれだけの企業が自社でアーカイブズを残しているのだろうか、またごく限られた経営資源でどのようにアーカイブズを構築・運営していけばいいのだろうかという疑問が浮かんだ。そこで、長寿企業の多くを占める中小・中堅企業が初めて自社のアーカイブズを構築する際に参考となりそうな二冊——代表的な企業アーカイブズである三井文庫に関する書籍と、ビジネスアーキビスト研修講座を開催する企業史料協議会の書籍——を併読した。

## 2 — 三井文庫編

### 『史料が語る三井のあゆみ—— 越後屋から三井財閥』

まず一冊目に選んだのは、企業アーカイブズの中でも歴史ある三井文庫が編集した『史料が語る三井のあゆみ——越後屋から三井財閥』(以下、「三井のあゆみ」)である。いうまでもないが、金融・商社など数多の企業を有する三井グループは、江戸の大店からグローバル企業体に成長した日本を代表する長寿企

業体である。

2015年春、三井グループは三井記念美術館において、三井文庫開設50周年および三井記念美術館開館10周年の記念特別展として「三井の文化と歴史」を開催した。本特別展は前・後期にわけて開催され、後期展は「日本屈指の経営史料が語る三井の350年」(以下、本展)であった。三井文庫は本展の図録も兼ねて『三井のあゆみ』を刊行した。

三井文庫の修史事業は、明治24(1891)年に三井家史料の収集・着手をしたことに端を発する。第二次世界大戦敗戦後の財閥解体によってその活動を止した時期もあったが、昭和40(1965)年から財団法人として活動を再開、現在に至るまで三井の歴史に関する史料の保存・収集・公開・研究調査に取り組んでいる。

『三井のあゆみ』は、三井文庫が所蔵する10万点以上の史料から選りすぐった家文書や経営資料により、三井の「元祖」である三井高利から第二次世界大戦後までの300年以上にわたる歴史を“ダイジェスト版”としてまとめて紹介している。

## 2-1:各部のまとめ

まずは、『三井のあゆみ』の構成を記す。

---

「史料が語る三井のあゆみ」刊行にあたって

(公益財団法人三井文庫理事長 末松謙一)

「史料が語る三井のあゆみ」刊行に寄せて

(三井家同族会理事長 三井八郎右衛門)

はしがき(公益財団法人三井文庫常務理事・文庫長)

第1部 三井のあゆみ

01 「元祖」三井高利/ 02 松阪の高利/ 03 江戸進出/ 04 「現金掛け値なし」/ 05 幕府御用の引き受け/ 06 高利の子供たち/ 07 事業の統合と「大元方」/ 08

危機と記録の時代/ 09 家訓「宋笠遺書」/ 10 大元方 1 一族と店舗の統括/ 11 大元方 2 利益の集約/ 12 呉服店 1 事業の構造と推移/ 13 呉服店 2「店前売」と巨大店舗/ 14 呉服店 3 競争と販売/ 15 呉服店 4 商品仕入の多様化/ 16 両替店 1 両替業と御用/ 17 両替店 2 事業の構造と推移/ 18 両替店 3 領主たち/ 19 奉公人 1 昇進と報酬/ 20 奉公人 2 生活と管理/ 21 変わりゆく社会、三井の苦悩/ 22 開国と幕府の御用/ 23 新政府への加担/ 24 明治初期のリーダー/ 25 「バンク・オブ・ジャパン」構想/ 26 呉服店の分離/ 27 明治七年の危機/ 28 日本最初の私立銀行/ 29 三井銀行の経営改革/ 30 三井物産の創立/ 31 初期三井物産の経営/ 32 三井物産、世界への展開/ 33 三池炭鉱の掘下げ/ 34 三井のドル箱/ 35 三池港の開港/ 36 工業化路線とその挫折/ 37 三井家憲の制定/ 38 三井合名会社の設立/ 39 三井財閥のガバナンス/ 40 同族の欧米視察/ 41 三井物産の多角/ 42 石炭化学工業の展開/ 43 金融部門の拡大/ 44 三井の規模/ 45 財閥の「転向」/ 46 帝国銀行の発足/ 47 戦争と鉱山/ 48 戦時下の事業再編/ 49 三井財閥の解体/ 50 敗戦からの復興——三井グループ再結集へ

## 第Ⅱ部 三井の修史と史料

### 一 三井の修史・史料保存と三井文庫

(一)近世の史料保存と修史/ (二)「三井家編纂室」時代/ (三)三井文庫の創設と事業/ (四)三井文庫の閉鎖と再建/ (五)三井文庫の現在

### 二 三井文庫の保存史料

第Ⅰ部は、三井高利の越後屋から財閥までの時代を中心に、三井の歴史が50のテーマで概説されている。1テーマにつき見開き2ページで完結するという編集の工夫が冴えている。画像を多用し、文章は必要最低限にとどめているため、まるで展示室を一部屋ずつ見学するような感覚で読むことができる。編者としては、できるだけ多くの情報を盛り込みた

いところであろうが、そこをあえて最小限にまとめていることに感心した。第Ⅰ部のページレイアウトやまとめ方は、社史編集のヒントとなるのではないか。

第Ⅱ部は「一 三井の修史・史料保存と三井文庫」(以下、「一」と「二 三井文庫の保存史料」(以下、「二」)で構成されている。ところどころ、関連する第Ⅰ部のテーマ番号が付記されており、理解を助ける内容となっている。

まず、「一」は三井文庫史というべき内容で、近世から現代にいたる活動の経緯や組織の変遷等について三井をとりまく時代背景とともに記している。124ページに掲載されている「三井文庫略年表」を参照するとよりわかりやすい。

三井文庫では1971年—2001年の間に全10巻に及ぶ「三井事業史」を刊行している。『三井のあゆみ』はそこからエッセンスを抽出し、三井家関連史料も併せて130ページあまりにまとめたものだ。長きにわたり三井家および三井の企業アーカイブズを守り伝え、その内容について研究を重ねてきたからこそ実現したものだろう。文庫の長い歴史においては、自然災害や戦争など大きな渦中であって散逸・消失した史料も少なくない。自分たちの力ではどうすることもできないこととはいえ、職員の無念は察するにあまりある。ここに記述されている短い文章の背後にある、多くの職員の尽力に敬意を払う。

続く「二」では、所蔵資料について各資料群の紹介と、所蔵参考史料の種類が説明されており、三井文庫のGeneral Guideの役割を果たしている(ちなみに三井文庫のホームページでは「所蔵史料の概要」として「近世史料/近代史料」という分類だけで説明されるにとどまり、文庫の全体像を把握することができない)。さらに、三井文庫略年表、三井文庫の刊行物一覧、年表が続

き、図版一覧や三井文庫および三井記念美術館の交通アクセスについても掲載されており、三井文庫に興味を持った読者にとって至れり尽くせりの構成となっている。

『三井のあゆみ』は、中小・中堅企業とはその規模は異なるものの、理論ではなくビジュアルで企業のアーカイブズをイメージできる良書であろう。

### 3 — 企業史料協議会編 『企業アーカイブズの理論と実践』

次に手に取ったのは、企業史料協議会(以下、BAA)編集の『企業アーカイブズの理論と実践』(以下、『企業アーカイブズ』)である。発行したBAAは、そのホームページによると「企業史料の社会的・歴史的価値の重要性を認識し、会員相互の交流を図るとともに、企業

史料の収集・保存・管理についての調査研究を行い、その水準向上を資することを目的として」1981(昭和56)年の設立以来、主に「1.企業史料の管理」「2.企業博物館の設立・運営」「3.企業史の編纂」に関する研究を柱として様々な事業活動を行っている。BAAは「企業で史料保存に携わっている人、新たに史資料部門に配属された方の手引きとして」(185ページ「あとがき」より)、同会が開催するビジネスアーキビスト研修講座等の使用図書『ビジネスアーカイブズ入門ガイド』を2006年に刊行している。『企業アーカイブズ』はそれをベースに、デジタル化の進展など企業アーカイブズを取り巻く環境の変化を取り入れて再編集したものだ。

#### 3-1: 各部のまとめ

表1に『企業アーカイブズ』の構成を記す。

表1 — 本書の構成

刊行にあたって | 歌田勝弘(企業史料協議会会長)

#### [理論編]

- 第一章 経営資源としてのアーカイブズ | 松崎裕子(公益財団法人渋沢栄一記念財団)
- 第二章 「記憶」が作る企業文化— 構築と活用 | 上田和夫(企業史料協議会広報部会長)
- 第三章 社史編纂と企業アーカイブズ | 橘川武郎(一橋大学大学院教授)
- 第四章 機能としてのアーカイブズ— 施設がなくても始められる | 森本祥子(東京大学史料室)
- 第五章 デジタル文書と企業アーカイブズ— 担当一名、しかも兼任、それでも可能なアーカイブズ  
佐藤政則(麗澤大学大学院教授)

#### [実践編]

- 第六章 史資料の資源化 | 柚木俊弘(ダイキン工業株式会社)
- 第七章 史資料の管理 | 野秋誠治(森永製菓株式会社)
- 第八章 情報発信とサービス提供 | 牛島康明(味の素株式会社)
- 第九章 社史の編纂プロセス | 村井清(トヨタ自動車株式会社)
- 第十章 企業アーカイブズと著作権  
伊藤真(弁護士、ライツ法律特許事務所)/平井佑希(弁護士、ライツ法律特許事務所)
- 第十一章 組織・体制— 企業アーカイブズ・アンケート調査結果を素材に  
松田正人(企業史料協議会研究部会長)

#### 執筆者紹介

企業史料協議会のご案内

あとがき

『企業アーカイブズ』は「理論編」と「実践編」の二部構成となっている。「理論編」の章タイトルでは、アーカイブズ担当になった入門者が「企業アーカイブズ」という言葉にひるむことのないようハードルを低くしている工夫がみられる。章タイトルに並ぶ「施設がなくても始められる」「担当一名、しかも兼任、それでも可能なアーカイブズ」といったフレーズは、アーカイブズ入門者であっても、中小・中堅企業であっても「それなら自分たちにもできそうだ」と興味をひくだろう。第七章に「アーカイブズ部門は利益を生み出さない、利益から一番遠い存在だと思われているかもしれませんが」(112ページ)という一文がある。まさにこの一文が多くの企業の現状を言い表していると思われる。社史編纂室や自社アーカイブズを持っていたり、またはその必要性を感じていたりする企業は少なくないだろうが、直ちに、そして直接的な利益を生み出すことのないアーカイブズは、率先して取り組むべき課題として認識されないことが多いのではないかと感じる。だからこそ、「施設がなくても」「兼任でも」といった「会社になるべく負担はかけません」という文言に惹かれ、内容に期待を抱く。

しかし、一方の実践編で示される企業アーカイブズの事例は、4社ともいわゆる大企業であるのが気になる。せっかく理論編でハードルを下げても、やはり実践は大企業でしかできないのではないかという印象を与えかねない。BAAの所属企業で、かつその運営を公表できる企業は限られるのかもしれないが、多少なりとも中小・中堅企業を入れるとさらにその野が広がったのではないかと感じる。

理論編から内容を見ていくと、「アーカイブズ」の基本的な理念に始まり、その中での企業アーカイブズの位置づけや、企業アーカイブズの価値、企業アーキビストの役割、そして企業アーカイブズを支える基本的理論や原

則、コンセプトを概説している。しかし、そもそも「なぜ企業にアーカイブズが必要なのか」という点について説得力が弱いと感じた。第一章では「証拠」と「文化」といったふたつの価値に着目し、企業アーカイブズの多様な価値を示されているが、特に証拠については企業アーカイブズという概念や施設をもたずとも、文書管理の範囲内で証拠性は担保し得ると考える(善し悪しはともかく、一元化されていなくても部門ごとの管理で回っている)。「文化」の観点については、第二章で「企業文化」を「企業の長い経験から醸成され、組織内で共有されてきた習慣的行動や価値観」と定義づけ(20ページ)、それを蓄積した「記憶庫」がまさに企業アーカイブズそのものと言えるのではないのでしょうか」と一歩踏み込んで表している。企業文化や社風というものには確かに存在するが、表現のしにくいものである。それらは企業が「何をどのように判断してきたか」という長期的な蓄積によるもので、その場限りの空気感とは異なる。昨今、企業がバナンスや内部統制のありかたに注目が集まっているが、何を証拠として残し何を残すかという記録管理の判断についても、「文化」として根付かせていく必要がある。

「刊行にあたって」には「企業経営者から実務担当者までの幅広い層に参考にしていただけるように組み立てております」とあり、アーカイブズを必要と感じた担当者からボトムアップで経営者へ説得する際に本書が利用されることもあるかと思うが、従来、レコードマネジメントの導入において提唱されてきた見解の繰り返しにならぬような理論が必要ではないだろうか(第四章では、文書管理とアーカイブズ管理の違いについて多少触れられている)。

実践編の企業事例については、紹介されているのが大企業のみという指摘は前述のとおりだが、それら企業の事業形態も主としてB

to C (Business to Customer)であることが気になった。BAAのホームページで会員企業を確認したところ、確かにB to Cの企業が多いがB to B (Business to Business) 企業もある。冒頭で示した帝国データバンク社の調査結果のとおり、長寿企業数トップの業種は「小売業」であることからB to Cを事例として取り上げることは理に適っているかもしれないが、より多様な事例として、今後B to B企業も紹介されることを期待したい。個別の事例については、資料管理データベースの構築や社室の展示、常設史料展示施設の設置などこの会社でもできるものではないものも含まれている。だが、会社の規模・業績の別なく、実施すべき要点はさして変わらないことに気づく。「史資料受入・収集に関する注意点やルール」「史料の評価選別」「目録の作り方」「構築したアーカイブズの社内周知と利用方法」「社史編纂プロセス」など、企業アーカイブズの構築と向き合った際に戸惑うであろう事柄が、実際の事例にそって説明されているため、特に初任者のアーカイブズ担当者にとっては大変参考になるものと思う。そして何より、企業アーカイブズの構築・運営において、試行錯誤しながらも常に真摯に、史料を次代につなげていこうと取り組む各社担当者の思いに、心強さをおぼえた。

#### 4 ——— まとめ

2015年10月15日の日経ビジネスオンラインに「ハーバードMBAが歴史の授業に殺到する理由 ジェフリー・ジョーンズ教授に聞く」と題される佐藤智恵氏の記事が掲載された。記事によれば、ハーバードビジネススクールで経営史の授業が人気を集めているという。毎年500人ほどの学生が履修する経営史を教えるジョーンズ教授は、その理由を「新しいこ

とが次々と起こる一方でまったく先の見えない不確実性の時代に生きるMBAの学生は何か「確実なもの」を探しており、そのひとつが歴史である。金融危機など一定のパターンで繰り返されるため、学生はその歴史を学ぶことで先の見えない将来に備えたいのではない。また歴史を学ぶ意義として「歴史は優れた早期警鐘システム」だということがありマインドセットを変えることもできる」と分析している。繰り返される金融危機以外にも、戦争や自然災害など予測できない危機は発生する。長く歴史を積み上げた企業は、その業態を、時代や商環境の変化を敏感に読み取って変え続けてきた。そこには、従業員の結束性もあるだろう。そして、技術やサービスなどにおいて、常に革新を重ねてきた努力もあるに違いない。「なぜ100年もの間、事業を継続してこられたのか」という問いに対するヒントを、2万社以上の老舗企業がそれぞれ持っている。

今回、帝国データバンク社の調査レポートをきっかけに、今後長寿企業となりうる中小・中堅企業が先達の知恵や道程をアーカイブズとして保存し次代に継承するために、何をなすべきかというヒントを求めて二冊を併読した。二冊とも、企業アーカイブズを残し伝えていくことの大切さや、十分な施設や人員を確保できなくても現状で始められるといった工夫を伝える良書であったが、いまひとつ説得力に欠ける部分があったように思う。企業アーカイブズの存在意義や「大企業や一般消費財を扱う会社だけが設ける特別なものではないこと」をより説得力を持って示していくことの必要性を自らの課題として再認識させられるとともに、今回取り上げた二冊のような試みが今後もますます裾野を広げつつ継続していくことを期待したい。

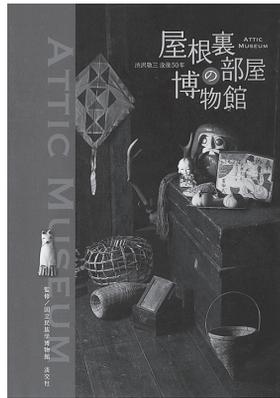
# 5

[書評 | review]

## 国立民族学博物館監修 『渋沢敬三没後50年 屋根裏部屋の博物館 ATTIC MUSEUM』

National Museum of Ethnology,  
*Shibusawa Keizou Botugo 50 nen Yaneurabeya no Hakubutukan ATTIC MUSEUM*

難波秋音 | Akine Namba



国立民族学博物館(監修)『渋沢敬三没後50年 屋根裏部屋の博物館 ATTIC MUSEUM』  
淡交社/2013年11月/A4判/215頁/2,762円+税

## 1 — はじめに

渋沢敬三(1896-1963)は、渋沢栄一(1840-1931)の嫡孫で、日本銀行総裁、幣原喜重郎内閣の大蔵大臣を歴任した人物である。それと同時に、庶民生活の調査と博物館建設に尽力し、巨額の私財を投じて数多くの研究者を支援し続けたことでも知られている。

平成25(2013)年は、渋沢敬三没後50年にあたる年である。そこで、渋沢敬三の人物像と業績を総合的に広く世間に知らしめるために敬三に関係する機関や個人が共同し「渋沢敬三記念事業」が立ち上げられた。特別展を主催した国立民族学博物館(みんぱく)は、昭和49(1974)年、敬三の私設の博物館兼研究所・アチックミュージアムの民具[1]と民具研究の思想を受け継ぎ開館した。そうした経緯から、アチックミュージアムをみんぱくの原点と位置付けている。今回「渋沢敬三記念事業」のメンバーとして「財界人・実業家であり、民族学や民俗学、水産史研究など多岐にわたる学問の庇護者として活躍し、日本最初の野外博物館をはじめとする多数の博物館建設に寄与し、自ら民間の研究者としてアチックミュージアムを主宰して研究に励んだ渋沢敬三の功績を回顧するとともに、顕彰するための特別展示を開催する」[2]ことを事業目的とし、「渋沢敬三没後50周年」を冠した特別企画展の実施を進めてきた。その集大成が「特別展 渋沢敬三記念事業 屋根裏部屋の博物館 ATTIC MUSEUM」(平成25年9月19日～12月3日)であり、その展示品を収録した本書である。

博物館とアーカイブズは、同じ記憶機関のグループに含まれながらも、収集体制や取り扱う資料(モノ資料と紙資料)、資料のとらえ方(一点と一かたまり)の違いから両者の間に大きな壁があるように評者は感じている。しかし、博

物館もアーカイブズも取り扱う資料の唯一性・歴史性・貴重性が高いという点で共通しているという指摘があるように[3]、博物館とアーカイブズが守るべき資料は本質的に近いものなのかもしれない。特に本書の中心となる民具資料は、収集地や収集者、収集年、用途等のコンテキスト情報なくしてはその価値を測ることが難しい。博物館資料の中でも特にコンテキスト情報が重要視される民具資料は、アーカイブズ資料と共通する点が多いのではないだろうか。そこで、評者は民具資料の調査研究事業において重要視されるものは何かという観点から本書を見ていきたい。

## 2 — 本書の構成

本書は、ごあいさつ、論文(1)、解説(16)・コラム(10)・トピック(15)、各論(2)、そして巻末の渋沢敬三年表と出品目録[4]からなる(( )内の数字は掲載本数を指す)。

特別展の展示内容にあたる部分は解説・コラム・トピックである。特別展は、アチックミュージアム時代、日本民族学会附属民族学博物館時代の二部構成をとり、13のテーマの展示がなされた。解説・コラム・トピックも同様の構成をとるが特別展の13のテーマを資料別に16に分けそれぞれ解説を付している。前半部分は「イントロダクション」、「達磨研究 — 玩具時代の総決算」、「凧」、「オシラサマ」、「男根と性信仰」、「小絵馬」、「きもの」、「アシナカの研究」、「ウケの調査」、「塩籠と『塩俗問答集』」、「背負い運搬具」、「薩南十島調査」の解説からなる。「イントロダクション」では、アチックミュージアムの沿革が紹介されている。以降は特定資料がテーマごとに紹介され、主に用途や地域、形状別に各資料の図版が分類して掲載されている。後半部分は「まなごしの広がり」、「北海道・

樺太」、「台湾」、「朝鮮半島」の解説からなる。「まなごしの広がり」では、日本民族学会附属民族学博物館の設立にともない資料の拡大が図られたことが説明されている。以降は、特定地域で行った調査について紹介しており、その地域で収集された様々な民具の図版が掲載されている。コラムではアチックミュージアムの活動、敬三の民俗学、博物館建設等に関する10のテーマがとりあげられる。トピックは15項目からなり、主に民具資料を一点取り上げ、用途や特徴を図版とともに紹介している。

本書にはそれに加えて、3本の論文が掲載されている。1本目の「渋沢敬三とアチックミュージアム」は特別展及び本書を企画した近藤雅樹氏の筆によるもので、民俗学者・渋沢敬三の人生をアチックミュージアムの活動を通して振り返る。残りの2本は各論として掲載されたものである。2本目「津軽の旅」の教訓——アチック旅行と敬三の思い」は、アチックミュージアムの研究旅行を通して民俗学に必要な視点とは何か考察したものである。3本目「実業家・渋沢敬三——日本銀行時代の横顔」は日本銀行時代の敬三の活躍と彼の「洒落て粋な」人間像を紹介している。

### 3 — アチックミュージアムの変遷

本書の軸となるのがアチックミュージアムの活動である。ここで、「渋沢敬三とアチックミュージアム」(7-22頁)を中心にアチックミュージアムの変遷について紹介したい。

アチックミュージアムとは、大正10(1921)年に敬三が渋沢家厩舎の屋根裏部屋に設立した私設の博物館兼研究所である。彼はそこで鈴木醇、宮本璋、清水正雄、中山正則、田中薫、内山敏ら7人で「アチックミュージアムソサエティー」を組織し、自分たちの干支に

ちなんだ玩具や縁起物類の収集調査・共同研究を始めた。その後すぐに、敬三は横浜正金銀行の社員として海外赴任となったため活動は休眠状態となるが、大正14(1925)年に帰国後、再興された。

玩具研究の背景には当時の郷土玩具収集・研究熱があった。アチックミュージアムの初代管理人・藤木喜久馬は資料整理と郷土玩具収集を担い、全国各地の寺社や縁日の祭礼の場に出向いては収集活動を行った。しかし、期待した結果を得られず昭和5(1930)年頃にはほぼ収束した。

民具研究は昭和4(1929)年頃、敬三が早川孝太郎の奥三河の花祭調査に同行中、地元で生活用具を収集していた夏目一平と出会ったことが契機となった。民具研究では、敬三の発案により同一資料の研究に着手ようになる。アシナカ研究では宮本馨太郎、ウケの研究は大里雄吉、運搬具は磯貝勇らが代表者となって研究が行われた。また、民間習俗にも関心が向けられ、敬三自身、全国各地の塩にまつわる民間伝承を収集した『塩俗問答集』を刊行している。さらに、吉田三郎の『男鹿寒風山麓農民日録』や進藤松司の『安芸三津漁民手記』など、生活者自身がその生活を記録した民俗誌もアチックミュージアムを介して数多く出版された。

昭和7(1932)年には、アチックミュージアムに隣接して水産史研究室が設立された。敬三が療養中の伊豆内浦で地元の網元に伝わる「大川家文書」の調査研究を行うためだった。当時、「浦方文書」の研究は未着手の状態であったことから、國學院大學から祝宮静ら研究員を招きその調査にあたらせた。敬三自身、祖父・栄一の後継者となるまでは生物学者の夢をもっていたこともあり、水産史や生物学には強い関心を寄せていたためであろう。その成果は昭和12年～14年(1937-

1939)に『豆州内浦漁民史料』(全三巻)として刊行され、同15(1940)年、敬三は日本農学賞を受賞した。

解説「薩南十島調査」(136、142頁)によると、同年、アチックミュージアムの最初の大規模の合同調査「薩南十島調査」が行われている。調査を行った年は、薩南十島に定期船が就航した翌年にあたる。この調査では、島の暮らしが変化する前に島々の記録をとり民具を収集することを目的とし「専門を異にする多数の研究者たちとともに、ひとつの地域をトータルに研究すること」が目指された。アチックミュージアムの共同研究の礎となった調査であり、研究対象が庶民生活全般へ向けられ、あらゆる視点から調査を行おうとした姿勢が見うけられる。

昭和14(1939)年、東京・保谷に日本民族学会附属民族学博物館が開館した。コラム4「保谷時代——アチックミュージアムのその後」(76頁)によれば、昭和10(1935)年頃より敬三には博物館建設の構想があり、東京・保谷に土地を購入し、博物館、事務所、研究室を建設した。そして、昭和12(1937)年、それらの施設とアチックミュージアムの収集資料を日本民族学会に寄贈した。さらに、アチックミュージアムの同人を中心とした14名を研究員に任命し、保谷で資料整理や調査研究が行われるようになった。「まなざしの広がり」(145頁)では、博物館でアチックミュージアムの収集資料を核とし、そこに海外で活動を繰り広げた研究者たちが集めた資料も加わったことにより、コレクションが多様化していったことが指摘されている。博物館建設後もアチックミュージアムの活動は継続され、全国各地で収集された資料が保谷に転送された。

昭和17(1942)年、アチックミュージアムは「日本常民文化研究所」と名称を変えた。当時の軍隊や警察らが敵性語に敏感になっ

ていたことがその要因となった。その後、戦況は深刻化し、研究調査事業は中断となる。「イントロダクション」(24頁)によれば、戦後、「財団法人日本常民文化研究所」となり水産資料の研究と出版活動が続けられた。そして昭和57(1982)年、神奈川大学日本常民文化研究所となり現在に至る。

コラム4「保谷時代——アチックミュージアムのその後」(76-77頁)によると、日本民族学会附属民族学博物館は、戦中は疎開教室、戦後は農地改革に奮闘し、昭和24(1949)年までその再開を待たなくてはならなかった。昭和25(1950)年にはアイヌ家屋の建設など野外展示が行われた。しかし昭和36(1961)年、施設の老朽化に伴い閉館することとなる。収集資料は旧文部省資料館に移管され、そしてみんぱくへと受け継がれた。

#### 4 —— 本書の要点

以上、アチックミュージアムの変遷についてまとめた。以下、評者は本書の要点を、①渋沢民俗学、②収集資料の目録化、③民具収集体制の確立、④博物館の構想、⑤収集資料の活用の5点に整理し、紹介したい。

##### 4-1: 渋沢民俗学

本書では、敬三と民俗学者・柳田國男の民俗学の思想の対比がなされている。齊藤純氏の「津軽の旅」の教訓——アチック旅行と敬三の思い」(182-189頁)では、二人の民俗学の視点の違いについて、敬三が「今そこにあるものとして詳細に記述する」のに対し、柳田は対象を「過去との対比でとらえる」と指摘している。また、コラム3「渋沢敬三と柳田國男」(74-75頁)では両者の学問の対比を以下の4点にまとめている。

まず、敬三の主な研究対象が漁民・漁村

であったことに対し、柳田は農民・農村であった点。次に敬三の関心が有形・物質文化である「民具」にあったことに対し、柳田は精神文化・心意伝承にあった点。そして敬三が文字・非文字に関わらず原資料を重視したのに対し、柳田は口承伝承・民俗語彙を重視した点。最後に、敬三が共同研究・共同作業を推進したのに対し、柳田は柳田個人による解説を行った点である。

原資料重視と共同研究推進の背景には、使用の痕跡といった原資料そのものが持つ価値とより多くの視点から研究を行う共同研究の有効性があったのではないだろうか。

#### 4-2: 収集資料の目録化

解説「達磨研究——玩具時代の総決算」(30-31頁)では、達磨研究を中心とした玩具研究の調査・収集・分析の成果を示した『郷土玩具目録』や「郷土玩具縁喜物分布図」、 「関東達磨市分布図」を紹介している。『郷土玩具目録』は、加除式の用紙をバインダーで綴じたもので、地域別に四冊に分けられている。採集地・番号・名称・素材・備考の五項目を記すようになっている。番号は既に作成されていた『おもちゃ箱原簿』の番号と一致しており、採集地には製作者に関する情報も記載されている。さらに備考には玩具の解説が記されたという。記載の順序や記入者も不明であり、作成途上の目録であったと推定されるが、既存の原簿と照合できる目録が作成されていたことは興味深い。また、本書巻末の出品目録には、玩具資料・民具資料ともに収集者や収集年が記載されている。これは「収集に際しては、年月日・場所・名称以外にも詳しく記載する。会はレッテルを制定し、寄贈者・収集者などの諸事項を明記」(「渋沢敬三とアチックミュージアム」14頁)というアチックミュージアムの要綱に基づき、収集資料情報の記

録が行われてきたためであろう。

収集資料の目録化は、共同研究を進めていく上で重要な情報共有のツールとなるだけでなく、今日においても私たちに資料情報を伝える重要な役割を担っている。

#### 4-3: 収集体制の拡大

コラム7「民具収集体制の確立を目指して——旧八基村収集資料と「民具蒐集調査要目」」(98-101頁)は、内田幸彦氏により昭和4年-12年(1929-1937)にかけて4回の収集が行われた旧八基村資料を例に、アチックミュージアムでの資料収集体制の拡大の動きについて紹介されている。旧八基村資料は衣食住や生業、儀礼等多岐にわたる資料からなる。その中でも昭和9(1934)年には八基村青年団血洗島支部が農具等生活全般にわたる資料を37件42点収集しており、これらの資料が昭和5(1930)年に出版された『蒐集物目安』の収集物の範囲に収まるという。青年団の収集活動の翌々年、昭和11(1936)年に出版された『民具蒐集調査要目』では、参照した誰もが「民具」収集を行えるように収集対象の範囲や分類が明確に示されている。収集対象は、衣食住に関するものや生業に関するものなどの6つの大項目(一部にはさらに中項目)を設け、さらに具体的な民具名が例示されている。一部にはイラストが添えられたという。このことから、青年団の収集活動は非専門家である地域の住民による収集を目指した『民具蒐集調査要目』との関連があるのではないかと内田氏は指摘している。さらに『民具蒐集調査要目』は昭和29(1954)年の文化財保護法改正時に誕生した「重要民俗資料指定基準」における「文化庁分類」に引き継がれ、全国博物館の民俗資料の収集・整理・展示の指針となった。これらの経緯から、内田氏は「市町村のような

限られた地域において、生活全般にわたる民具資料を広く収集するという、今日の民俗資料収集のもっとも一般的な方法は、八基村資料からはじまった」可能性を指摘している。

#### 4-4：博物館の構想

「敬三の学問に対する考え方は、当時として型破りだった部分がある。しかし、資料・史料に忠実であるべきことの重大さを敬三は知悉していた。だからこそ博物館を研究基盤として位置付けたのである。現地における収集調査により得られた資料を標本として保存公開することにより、誰にでも平等な研究機会を与えることが可能な施設が博物館だからである。敬三の博物館に対する思いの深さは、ひとかたならぬものであった。」（「渋沢敬三とアチックミュージアム」18-19頁）とあるように、敬三にとって博物館とは資料・史料の研究場として大きな意味を持つものだった。公共の博物館である日本民族学会附属民族学博物館の設立に私財を投じたこと、そして戦前戦後を通して博物館開設の協力を惜しまなかったことは、敬三自身の学問に対する考えが深く関係していたようだ。

敬三には昭和10(1935)年頃より「日本各地および周囲民族の住家・野外建造物を含む一大民族学博物館の構想」(76頁)があった。敬三の構想を今和次郎が描いた全体計画には大型民家を含め50棟近い建物が配置されていた。コラム10「アイヌ家屋の野外展示」(158-159頁)によると、昭和25(1950)年、博物館にアイヌ家屋(チセ)が建設され、その際に新築祝いの儀式「チセノミ」が行われたという。様々な地域・周囲民族の住家や野外建造物を作ることは、アチックミュージアムが収集してきたあらゆる地域の生活の記録を再現する意図があったのだろう。近頃、北海道・白老では平成32(2020)年に「国立アイ

ヌ文化博物館(仮称)」が建設されることが決定した。「国立アイヌ文化博物館(仮称)」は野外博物館のかたちをとり、伝統・交流機能として伝統家屋の活用が予定されている[5]。このことから敬三の野外博物館構想は、現在の博物館構想にも通じるものを感じさせる。資料とそれらが使用されていた場を再現することで、より客観的・総合的な研究を行う狙いがあったのかもしれない。

#### 4-5：収集資料の活用

アチックミュージアムで行われた特定地域調査は、特定地域のあらゆる民具を対象に行ったものである。対象地域は日本の統治や近代化によって生活が大きく変化しつつある土地であった点が共通している。昭和10(1935)年代に行われた「北海道・樺太」、「台湾」、「朝鮮半島」地域の生活資料調査では収集された民具も既に使用されなくなりつつあったものが多く、現在失われてしまった当時の暮らしを伝える貴重な資料群となっている。トピック15「過去と現在をつなぐ資料」(157頁)と解説「台湾」(168頁)では、「北海道・樺太」調査で収集されたアイヌ資料と「台湾」で収集された先住民族資料が現在、伝統技術の復興の貴重な資料として活用されている例を紹介している。さらに、アイヌ資料に関して言えば、先述したチセの建設において建設過程の記録、「チセノミ」の調査記録、さらに建築材料の一部が資料として残されている。当時、北海道では既に伝統的なチセが造られていなかったことからこれらの資料も現在大変貴重な資料となっている。

解説「朝鮮半島」(170-181頁)では、朝鮮半島の蔚山・達里で収集された蔚山コレクションについて紹介している。蔚山コレクションは、昭和62(1987)年にみんぱくで外来研究員を務めたソウル大学の李文雄教授(当

時)によってその価値が再発見され、韓国国立民俗博物館による集中調査が行われた。その成果は『郷愁 1936年蔚山達幸——日本国立民族学博物館所蔵集』として公刊された。さらに、平成21(2009)年にはみんぱく、韓国国立民俗学博物館、蔚山市が協定を結び蔚山博物館の特別展「75年ぶりの帰郷、1936年蔚山達里」が開催された。現在はほとんど残されていない朝鮮戦争以前の人々の生活を伝える資料であり、蔚山コレクションの中には当時では珍しい映像記録も残されている。

## 5 —— 終わりに

本書からは、渋沢敬三が原資料を重視し共同研究を推進していたこと、アチックミュージアム設立当初より誰もが資料情報を共有できるように収集資料の目録化を図っていたこと、現在の「文化庁分類」に影響する民具

収集体制を確立していたこと、敬三自身が野外博物館を収集資料の客観的・総合的な研究基盤と位置付けていたこと、収集資料が現在大変貴重な資料として各地で活用されていること、以上5つの要点を読み取ることが出来た。

アチックミュージアムの民具資料の調査研究事業における原資料重視、収集資料の目録化の背景として、敬三自身が博物館を資料の研究基盤と位置づけていたことがあげられる。しかし、目録化におけるコンテキスト情報の付与は、共同研究を基据えた情報共有のツールに先立って、民具資料そのものの価値を守る意図があったと思われる。原資料及びコンテキスト情報の重視は、資料そのものの価値を守る意図があり、アーカイブズ資料においても同じではないだろうか。本書はアーカイブズ学の専門書ではない。しかし民具資料とアーカイブズ資料の共通性について考える上で有意義な一冊となっている。

1 —— 渋沢敬三は、日常生活をささえてきた庶民の生活資料を「民具」と命名した。昭和11(1936)年に刊行された『民具蒐集調査要目』の前書きでは、「我々の同胞が日常生活の必要から技術的に作り出した身邊卑近の道具——私共が民具と呼んでいる」と民具を定義する。(国立民族学博物館監修、『渋沢恵三没後50年屋根裏部屋の博物館 ATTIC MUSEUM』、淡交社、2013年3頁、99頁)。

2 —— 渋沢敬三記念事業、「渋沢敬三記念事業について」、渋沢敬三アーカイブ——生涯、著作、資料——渋沢敬三記念事業公式サイト、<http://shibusawakeizo.jp/project/>、2015年9月21日参照。

3 —— 日本図書館情報学会研究委員会、『シリーズ・図書館情報学のフロンティア No.10 図書館・博物館・文書館の連携』、勉誠出版、2010年、65頁。

4 —— 本書の凡例では、「掲載する標本資料の写真には、みんぱくで収蔵管理にもちいられる「標本資料詳細情報データベース」に従って資料名・収集地・資料番号を付し、巻末の「出品目録」で参照できるようにした。」と記載されているが、みんぱくに問い合わせをしたところ、ここでいう「標本資料詳細情報データベース」とは館内で収蔵管理専用で用いられるものであり、本書に掲載される資料の中には、みんぱくホームページ上の「標本資料詳細データベース」にはまだ登録されていない資料も含まれている。これら未登録資料に関しては、同ホームページ上の「標本資料目録データベース」にて検索可能なものがある。

5 —— 「アイヌ民族博物館」ホームページ、<http://www.ainu-museum.or.jp/index.html>、2015年12月9日参照。

# 6

[書評 | review]

石田佐恵子・村田麻里子・山中千恵 編著

## 『ポピュラー文化ミュージアム——文化の収集、共有、消費』

Ishita Saeko, Murata Mariko and Yamanaka Chic,

*Popular Culture Museum: Collecting, Sharing, and Consuming Cultures*

高野彩香 | Sayaka Takano



石田佐恵子・村田麻里子・山中千恵(編著)『ポピュラー文化ミュージアム——文化の収集、共有、消費』  
ミネルヴァ書房/2013年3月/A5判/378頁/3,500円+税

本書『ポピュラー文化ミュージアム——文化の収集、共有、消費』は、「持続可能な文化アーカイブ研究会」[1]の一環で執筆されている。

前書きで、本書の論考の背景となるミュージアムの近況について説明されている。それによると、ミュージアムの数は1990年代から2000年代にかけて「ミュージアム・バブル」といわれるような急増をみせ、そのなかで、ミュージアムは従来のコンテンツだけでなく、ポピュラー文化も扱うようになった。しかし、ミュージアムの数が2008年に減少に転じ、ミュージアム・バブルが崩壊するなかで、経営に行き詰る機関が多くなってきた。さらに、現在、ミュージアムは限られた来館者を取り合う「競争の時代」に入っており、「ミュージアムは生き残るためにポピュラー文化と手を組んでいる」という批判的な見方も出てきているといわれる。こうした状況を背景としつつも、本書では批判の共有や、ミュージアムの振興のための解決策の提示ではなく、ポピュラー文化ミュージアムとはどのような文化的現象であるかという問題に主眼が置かれている。

本書では、ポピュラー文化ミュージアムとは何かという問題が、ミュージアム・コンテンツの〈ポピュラー文化〉化とミュージアム体験の〈ポピュラー文化〉化という、二つの現象から考察されている。これら二つの現象のなかで、文化概念やポピュラー文化がどのように再定義され、「文化の収集・共有・消費」をめぐる社会とミュージアムがどのようにせめぎ合うのかということが論じられていく。

本書評では、アーカイブズ学的視点から、評者の関心に引き付けて、本書の解説を行い、若干のコメントを加えたい。

本書は2部で構成されており、第I部では、ポピュラー文化ミュージアムについての抽象的な議論と、博物館の調査及びフィールドワークの手法が示される。第II部ではポピュラー文化を扱うミュージアムについての考察を、様々な事例を題材にして行っている。その他に、博物館を紹介するコラムや「ポピュラー文化」を研究するための「おすすめの調査地リスト」が付属している。

#### 構成

---

まえがき	ポピュラー文化ミュージアムとはなにか
第I部	ポピュラー文化ミュージアムを考える枠組みと方法
第1章	ミュージアムから考える   村田麻里子
第2章	ポピュラー文化から考える   山中千恵
第3章	フィールドを捉える方法   岩谷洋史
第4章	フィールドワークの展開   岩谷洋史
第II部	ジャンルとしてのポピュラー文化ミュージアム
第5章	化粧品ミュージアム   谷本奈穂
第6章	ポピュラー音楽関連ミュージアム   南田勝也
第7章	テレビ・映像関連ミュージアム   佐野明子
第8章	マンガ関連ミュージアム   増田のぞみ
第9章	マニア関連ミュージアム   辻泉
第10章	エスニック関連ミュージアム   田原範子
第11章	越境するポピュラー文化ミュージアム   石田佐恵子

---

### 3 — 第1章の紹介 —

ミュージアム・コンテンツの〈ポピュラー文化〉化とミュージアム体験の〈ポピュラー文化〉化

本節では、ポピュラー文化ミュージアムについて、本書の論考の基本となる議論がなされている第1章の紹介を行う。

村田は、一般的に想定されるミュージアムを、「「価値のある」モノを体系的に蒐集し、適切に保管し、市民に公開する義務を負う教育機関」であるとして、それを前提にミュージアム

がポピュラー文化を収容する際に起こる問題について論じている。

ミュージアムがポピュラー文化を扱う際に直面するのは「真正性」の問題であるが、村田はミュージアムにおける「真正性」とは、モノが「芸術的価値が高い、希少性が高い、歴史性がある」ことを指すと述べている。このような「真正性」が認められたモノはミュージアムに収集・保存・展示する価値があるとみなされる。ここで、村田は日常生活で消費されるモノ、すなわち「ロウ」なモノと、「真正性」を認められたモノ、すなわち「ハイ」なモノという対比を示した上で、「ロウ」なモノであったポピュラー文化は、ミュージアムに収容されることで、「真正性」を認められ、「ハイ」なモノとなると論じる。

ミュージアムにおける「真正性」の問題の核として、村田は「モノの価値や意味は文脈によって変化」することを、人類学者のジェイムズ・クリフォードの議論と図を引用して示している。それによると、ミュージアムにおけるモノの「真正性」は、モノの価値の変化の過程で、希少性や永続的価値が認められることで生まれる。それを踏まえて、村田はミュージアムにおける展示は「別の文脈や新たな価値をつけることを意味する」と考える。

ミュージアムにおける「真正性」は、記録が権限のない人から変更されないという保証がなされることを指す、アーカイブズ学における「真正性」とは意味が異なる。しかし、ミュージアムがモノに「真正性」を認める際に、モノの背後にある文脈も大きく関わっているという村田の指摘は、文脈を重視するアーカイブズ学に通じる重要な指摘である。

以上を踏まえて、村田は、ミュージアム・コンテンツの〈ポピュラー文化〉化について、マンガ・映画・音楽・スポーツなどのポピュラー文化が、ミュージアムに収容される際に、人々

の日常生活の中で消費されていたときは異なる価値が与えられ、ミュージアムにおける「真正性」が認められる現象であると説明している。

ミュージアム体験の〈ポピュラー文化〉化については、村田はジョン・フォークの〈museum experience〉という表現を「ミュージアム体験」と訳したうえで引用しながら、「ミュージアムに出かけるという行為や体験そのものが娯楽化」し、「大衆文化の一環として消費されるものになることであると説明している。ここで、村田が問題にしているのは、利用者が「ミュージアムで何を見ているか、あるいは見たいのか」というミュージアム体験である。ミュージアム体験について、村田は「来館者の体験は、物理的・個人的・社会的な三つの文脈(コンテキスト)が重なり合う中でこそ成立し、意味づけられる」というようにフォークの指摘を紹介する。そのうえで、ミュージアム体験の〈ポピュラー文化〉化は、来館者の個人的文脈に基づく「読み・意味」が多様になったこと、ミュージアムに出かけることが娯乐的で消費的になったことを指すと分析している。村田は、こうした現象はミュージアム体験とミュージアムそのものを変化させ、より豊かなものにするであろうと期待する。

次節では、第1章で提示された、ミュージアム・コンテンツの〈ポピュラー文化〉化とミュージアム体験の〈ポピュラー文化〉化という二つの現象について、第II部から第5章と第6章を取り上げ、具体的な事例をみた上で解説を行いたい。

#### 4 — ミュージアム・コンテンツの〈ポピュラー文化〉化及びミュージアム体験の〈ポピュラー文化〉化の具体的事例

本節では、ミュージアム・コンテンツの〈ポピュ

ラー文化)化と、ミュージアム体験の〈ポピュラー文化)化)について、第Ⅱ部の第5章と第6章を取り上げて、アーカイブズ学との比較を加えながら解説を行いたい。

#### 4-1:ミュージアム・コンテンツの

〈ポピュラー文化)化——花王ミュージアムの事例  
ミュージアム・コンテンツの〈ポピュラー文化)化の問題について、第5章で谷本奈穂が、化粧品ミュージアム・コンテンツ化の例を用いて具体的に論じている。

まず、谷本は、花王ミュージアムの展示について紹介している。来館者は会社案内のスライドを見て、化粧品工場を見学したあと、花王の歴史についての展示、「洗淨文化史」についての展示、花王の現在の商品やその広告、肌や髪の実験器が置かれた「コミュニケーションプラザ」を見学する。「洗淨文化史」の展示では、古代から現代までの「入浴、洗濯、掃除、化粧」という洗淨に関する歴史が、資料とともに紹介されている。「コミュニケーションプラザ」では、来館者は肌や髪の実験器を使用することができ、展示を見るだけでは得られない、化粧品を使用することの効果に対する実感や、若干ではあるが補うことができる。そして、彼らは最後にシャンプーや洗剤などの「お土産」を手にする。以上が見学の流れである。

花王ミュージアムの創設メンバーは、花王ミュージアムを設立する上で、企業ミュージアム研究で頻りに語られる、展示の背景にある「政治的な力」や「イデオロギー」を感じさせるような「宣伝のためのミュージアム」に留まるのではなく、「化粧」および「洗淨」文化と、化粧品産業の歴史を伝えるミュージアムを目指したと語る。

花王ミュージアムの、企業の宣伝に留まらず、産業の文化を来館者に伝えるという理念

は、化粧に関する文化を継承していこうとする上で有意義であるといえる。ミュージアムの展示の構成からみても、花王ミュージアムが、来館者に自社製品の価値を押し付けるのではなく、化粧品の消費者である来館者に寄り添った展示を行おうとしていることが分かる。

谷本は花王ミュージアムについて、化粧品を使用する感覚を補う展示を試みることと、企業の歴史だけでなく「洗淨文化史」を来館者に伝えることによって、来館者に寄り添った展示を行おうとしていると論じている。

ここで気になる点は、谷本が、利用者に寄り添った展示とはいかなるものであるかということについて、もう少し踏み込んだ議論ができたのではないかということである。谷本は、企業の展示について、娯楽的な要素を含む「ミュージアム」と、社会への説明責任を果たす場としての「資料館」という差異を指摘したうえで論考を進めた。そのため、花王ミュージアムという「ミュージアム」を取り上げた本論考では、企業の展示は来館者に何をさせるべきかという問いについての議論が不十分になっている。展示の内容は、企業の展示のあり方にも大きく関わってくるため、十分な検討が必要である。特に、本論考では企業や産業の負の側面を展示に加えることの是非について検討がなされていないが、負の側面を見せることが企業や産業に対する来館者の理解を深め、結果として産業の文化の継承を後押しする可能性をもつ以上、言及してほしかったところである。

もちろん谷本が指摘したような「ミュージアム」と「資料館」の役割や目的の差異は認識しておくべきであろう。しかし、展示を企業と社会の接点となる場としてとらえた上でその在り方を考えたならば、利用者に寄り添った展示とはいかなるものかということについて、より深い議論ができたのではないかと考えられる。

#### 4-2:ミュージアムにおける「体験」と

##### ミュージアムの「場所性」——レコード館の例

利用者によるミュージアム体験の「読み・意味」の多様性がミュージアムの運営に対して効果的に作用している例として、第6章で南田勝也が、様々な種類のレコードから成るポピュラー音楽のコレクションを構築しているレコード館を紹介する。南田は、ポピュラーという言葉が「当世流行の」「広く出回った」「通俗的な」などの意味を含むとして、ポピュラー文化と呼ばれるモノがミュージアムに収集されるほどの「歴史性や希少性」があると考えられなかったとしている。また、北海道の新冠町とレコードの関係について、両者に特別なつながりがあるわけではなく、明確な当館の設立理由や、当館ができるルーツは成り立たないとしている。

以上のような背景にも関わらず、レコード館が運営を継続しているのは、主に二つのその場でしか得られない体験があるためだと南田は指摘する。1点目は、地域の人々の活動と交流である。当館は、町の住民に向けた文化的なサービスに力を入れており、その結果、住民がコンサートやサークル活動などで独自に活用し、人が集まるのである。

2点目は、音楽そのものを、レコードが発売された当時の方法で聴くことである。来館者は、誰でも、興味のある音楽を、高品質のスピーカーシステムを備えたホールで聴くことができたり、19世紀末から20世紀半ばまでの蓄音機の音を聴くことができたりする。このように、音楽そのものを、来館者が体験できるようになっている。

南田のインタビューに答える職員の吉田によると、当館は、外部から補助金をもらわず、広告費もかけていない。これを受けて、南田は、レコード館はマスメディアによって地域とポピュラー音楽のつながりという「ルーツ」を「ねつ造」されることがないと分析している。こ

こから、地域とミュージアムのつながりに頼ることなく、来館者が主体的に目的を創造して利用することでその価値を持続させることができているのが、当館の特徴であることを南田は導き出す。

また、「レ」=「返る」、「コード」=「心」という意味をもつレコード館という名称を見ても、音楽だけでなく、来館者の体験を意識しているのが分かる。レコードという名称には、来館者がレコードを聴くことで「心の記憶を呼び覚ます」という意味が込められており、さらに、「町民や町外に出た人に対しては、レコード館の名前を聞いたときに自分の町のことを連想させるような、「心が帰る」意味も込められている」という。

以上がレコード館の特徴であるが、来館者の音楽以外の体験と、音楽そのものの体験の双方から、当館が運営を進めるうえで、利用者の「体験」に重きを置いていることがわかる。

当館の在り方は、アーカイブズ機関の運用でも、参考になる施設の在り方であると思われる。収集するモノの理由や、地域と機関のつながりの強弱も重要ではあるが、利用者がその利用目的を創造していけるかどうか、機関の存続に関わってくる問題である。

#### 5 —— グローバル化、デジタル化時代のミュージアムについて

第1章で論じられているモノの価値の変化についての議論を発展させて、第11章で石田佐恵子はポピュラー文化の「越境性」を論じている。それは、「(1)トランス・メディア」すなわち、モノがメディア形態を変えて拡大していくこと、「(2)トランス・カルチュラル」すなわち、モノが「子供向け文化や日常文化から美術・芸術、コレクター文化へ、世代を超えた支持による文化受容者の拡大へ、また範囲が限ら

れ規模の小さい文化領域から巨大な利益を生む商品文化へ」というように文化カテゴリーを超えること、「(3)トランス・ナショナル」すなわち、国境を越えて受容されることである。

また、石田はデジタル技術にも言及しており、それはモノの価値、意味の変化及びモノに意味や価値を与える主体が、ミュージアムに留まらずに、広範囲に広がることを促すと説明している。それと同時に、来館者にミュージアム体験をもたらす「場所」に対しても、ミュージアム内部に留まらずに拡散することを促すという。石田は、デジタル技術を個人が活用し、情報を発信する例として、ブログや動画投稿サイトの利用を挙げている。また、ミュージアムに関しては、施設やモノがデジタル化されて、場所に関わらず、インターネット上で受容できることを指摘している。

このような現象を、石田は「ポスト・ミュージアム」と呼び、かつてミュージアムで、モノにつけられた意味や価値を単に受け入れるだけであった個人が、主体的にモノの意味や価値を考え、ミュージアム体験にも多様性をもたらすようになった中で、ミュージアムの位置づけや役割が変わりつつあることを示している。この状況下で重要なことは、デジタルミュージアムを含めて、ポピュラー文化ミュージアムにおいて人々がどのように展示物や対象と関係性を作り上げるのかという問いであり、それは、変容しつつあるミュージアムとコミュニティとの関係を、文化創造の面から考えることにつながると石田は締めくくっている。

## 6 ——— まとめ

本書では、主にミュージアム・コンテンツの〈ポピュラー文化〉化とミュージアム体験の〈ポピュラー文化〉化という二つの現象が論じられてきた。そのなかで、ミュージアムが特権的にモノ

に意味や価値を付与し、来館者は単にミュージアムが付与したモノの意味や価値を受け入れるという従来の構図が崩れ、ミュージアムは来館者に寄り添った取り組みを行うようになり、来館者も主体的にモノの意味や価値に影響を与えるようになったことが示された。それと同時にミュージアムにおける来館者の体験も多様になったことが示された。また、グローバル化とデジタル化によって、文化創造の場が広がっていることが指摘された。

本書で示されたミュージアム・コンテンツの〈ポピュラー文化〉化とミュージアム体験の〈ポピュラー文化〉化という二つの現象は、アーカイブズにも無縁ではない。多くのアーカイブズ機関では展示が行われているが、最近では、来館者がアーカイブズや資料に親しめるように、来館者にとって身近なテーマあるいは人気のあるテーマで展示を行う機関も見受けられるようになった。アーカイブズが、来館者が日常のなかで楽しみ、消費している事物に関連する展示を行うことは、本書の表現を借りればアーカイブズ展示の〈ポピュラー文化〉化と言うこともできるだろう。それと同時に、展示を含めて、アーカイブズが利用者に寄り添った取り組みを行うことで、アーカイブズ体験の〈ポピュラー文化〉化が起こることも考えられる。近年の、アーカイブズ資料の利用促進を図るデジタル・アーカイブの広がりは、その最たる例であろう。

アーカイブズがミュージアムと同様に〈ポピュラー文化〉化していくとすれば、アーカイブズと利用者の関係にどのような変化が生じるかは、これから考察していかなければならない。その点で、本書の論考は参考となる。

また、本書では、ミュージアムがモノを収容する際に、別の文脈に基づき、新たな意味や価値を付与するという視点が示された。アーカイブズ学は、モノについて、もとのコンテクス

トから別のコンテキストが与えられてモノの意味や価値が変化すること、また、そのコンテキストの移行に注目し、それが蓄積されることも視野に入れている。モノの背後にある文脈を重

視するという点で、本書とアーカイブズ学の視点は通じるものがある。この点においても、本書は、アーカイブズ学を研究する上で有用な一冊であるといえる。

1——「持続可能な文化アーカイブ研究会」は、その目的を以下のように示している。

「当研究会は「持続可能な文化アーカイブの構築」を第一の目的に掲げ、写真・映画・テレビ・アニメーション・ポスター・ビラ・マンガ・ゲーム・ファッション・ホームビデオなどの消費文化財、ビジュアル文化を中心とした「20世紀型・日常メディアの文化」の収集と研究資料としての分類法の確立を目指すものです。

日常メディアの文化は、社会的記憶の装置として、「戦争と映像の世紀=20世紀」の人類の経験の容れものとして、世界中で注目を集めている重要な資料であり、文化のグローバル化と資料保存の電子化の時代を迎えて、今後ますます研究価値・保存収集の機運が高まっていくものと予想されます。」

持続可能な文化アーカイブ研究会ホームページ <http://ucrc.lit.osakacu.ac.jp/movie/samc/index.html>

(訪問日:2015年11月16日)

# 7

[書評 | review]

## 佐藤元英・武山眞行・服部龍二 編著 『日本外交のアーカイブズ学的研究』

Motoei Sato, Masayuki Takeyama and Ryuji Hattori, *Nihongaiko no Akaibuzugaku teki Kenkyu*

千葉功 | Isao Chiba



佐藤元英・武山眞行・服部龍二 (編著) 『日本外交のアーカイブズ学的研究』  
中央大学政策文化総合研究所研究叢書  
中央大学出版部 / A5判 / 2013年3月 / 452頁 / 5,200円+税

本書は、「一八五四年以来の各国と結んだ日本の全条約(treaty, convention, pact, agreement, covenant, accord, protocol, declaration, act)の調印書・付属文書・批准書など、原文書をアーカイブ学的に検証し、日本外交の軌跡を通して未来志向の提言を試みようとするもの」という目的のもと、中央大学政策文化総合研究所の研究班「日本外交と条約締結のアーカイブ学的研究」(主査佐藤元英)による共同研究の成果である(まえがき1頁)。まずは、本書の内容を、評者の問題関心に引きつけつつ、要約してみよう。

第1章「ハインリッヒ・フォン・シーボルトに関する一考察——日本に残された外交関係史料を中心に」(香澤宣賢)は、父フィリップ(「大シーボルト」)や兄アレクサンダーに比べて研究が比較的少ないハインリッヒ(「小シーボルト」)について、外務省や太政官、叙勲関係史料を再検討して、たとえば来日の経緯など新たな事実を明らかにしたものである。従来関心が持たれていた考古学・民族学研究など学術活動についてではなく、特に外交活動について焦点を当てている。著者はこれからも、ブランデンシュタイン・ツェッペリン家に所蔵されている古写真と文書史料をあわせ検討することを宣言する。

第2章「宮島誠一郎の東アジア外交構想——冊封・朝貢体制と条約体制のはざま」(友田昌宏)は、「明治初年から日清戦争にいたるまでの宮島誠一郎の外交活動・外交構想の特質とその変遷を、日清両国を中心に展開する東アジア情勢のなかに位置付けることを目的とするもの」(23頁)である。

幕末以来、宮島が外圧としてもっとも警戒していたのはロシアであった。ロシアの南下を防ぎ日本の国土を守るため、宮島は蝦夷地を開拓し、万国公法にのっとり国境を明確化することを企図した。また、ロシアに対抗す

るため、自国の強化とともに東アジアの振興が大きな課題として浮上することとなった。よって、琉球帰属問題では琉球の日清両属を前提として琉球藩の設置を否定するとともに、台湾出兵にも反対の意を示した。それに対し、征韓については内政上の観点から否定するが、対朝鮮戦争を、台湾出兵のように直接清国との関係悪化を惹起するものとしては考えていなかった。

宮島は私人として清国公使館員と交わり、日本政府要人に情報を提供したり、松方正義と黎庶昌(駐日公使)との会談を取り持ちたりした。しかし、黎があくまで冊封・朝貢体制を維持しようとして琉球王国の復活を求めたのに対して、松方ら日本側は琉球処分を前提としていたため、会談は中止に終わった。当初は琉球の日清両属をとらえていた宮島は琉球処分を大きな躓きとして振り返らざるをえなかった。

かたや、朝鮮問題に関しては、朝鮮を独立国とみなす宮島にとって、清国が冊封・朝貢体制における宗属関係を逸脱し、朝鮮を「属国」にしようとする実質的支配を強めていくことに納得しなかった。しかし、琉球問題がはかばかしく進展せず、甲申政変における日本の対応のまずさを自覚していた宮島は、黎と協議のすえ、「棄韓保球」を政府要路に働きかける。さらに、ロシアと朝鮮が接触を深めるなか、イギリスやアメリカがロシアへの防波堤としての役割をなさないことを知ると、朝鮮に対する清国の積極的介入を求めるにいった。

第3章「日ソ不可侵条約問題——外務省座談会の記録から」(服部龍二)は、外務省記録が消失のためほとんど残っていないことから、公的記録の不足を補うものとして1947年と1949年に元外相らによって開かれた日ソ不可侵条約・日独防共協定問題をめぐる座談会のうち、日ソ不可侵条約の座談会記録を翻刻したものである。章の冒頭に、日ソ・日独関係

を軸に昭和戦前期の日本外交を概観し、史料の概要を叙述した解説が置かれている。

1931年12月、犬養毅内閣の外相就任のため帰朝中の芳澤謙吉(駐仏大使)がモスクワでソ連側から不可侵条約の提案を受けた思ひ出話から始まって、1930年代初頭ないし1920年代なかばにおける外務省内の対ソ方針や陸軍の状況などが、座談会ということもあって、興味深く展開される。たとえば、不可侵条約締結の環境が整っていない段階では漁業なり北鉄(東支鉄道)の買収なりの具体的な話を先に進めるべきだとの発想が外務省内に強かったことがうかがわれる。

第4章「日独伊三国同盟と日ソ中立条約の過誤——記録された条約締結過程と効力の実態」(佐藤元英)は、戦後の1951年に吉田茂首相の指示によって作成された「日本外交の過誤」において日独伊三国軍事同盟の締結が「百害あつて一利なき業」とされたにもかかわらず、実際には「三国条約締結の反対論はなぜ敗れ去り、近衛内閣の瓦解以降、平沼・阿部・米内の歴代内閣が短期間に倒壊したのか。最終的に第二次近衛内閣の松岡が条約締結を断行した目的はどこにあったのか、を改めて検証」(173頁)し、「松岡の描いた構想に、日独伊三国同盟と日ソ中立条約の関係はどのように位置づけられていたのか、改めて問い直」(174頁)すことを主たる目的としたものである。

防共協定強化問題に関して、1938年夏時点では日本側からドイツ側への働きかけであり、日中戦争の終結をはかるために、ソ連を主敵とするドイツとの軍事同盟を求めたのだが、1939年夏時点では逆にドイツ側の働きかけであり、欧州新秩序建設の目的のため、英仏を主敵とする同盟を求めた。しかし、西部戦場でドイツ軍がめざましい勝利をおさめ、日本国内の親独勢力が再び力をもった1940

年夏では、再び日本側からの、それも外務省の主導で同盟交渉が進められた。結局、来栖三郎(駐独大使)の頭越しに、東京で松岡外相とスターマーとの間で交渉が進められて、三国軍事同盟が締結された。

松岡はすでに機微を極めている独ソ関係を知りながら、それを利用してソ連をして日本に接近させる動機となりうると判断して、持論の四国協商論にもついで1941年4月に日ソ中立条約を締結した。直後の独ソ開戦は日ソ中立条約を不安定化させたが、独ソ開戦後から太平洋戦争勃発に至るまでの日ソ交渉は、独ソ戦の進展と関連して日本側の優位な立場で展開され、ソ連側はあくまで日本の中立条約遵守を求める態度に終始した。

太平洋戦争勃発後の1942年中は日ソ双方とも中立条約遵守の意向を表明し、両国関係は一応の均衡を保っていたが、中立関係維持については日本側の方からソ連側へ働きかける立場に移行しつつあった。日本にとって戦局が悪化するにつれて、日本の目的はソ連をして最小限中立を維持させることとあり、さらに可能であれば対米決戦に呼応して独ソ和平を斡旋することにあった。

東郷茂徳外相はソ連の対日参戦に対する危機感が希薄であり、それは東郷の秘密主義ならびに在外公館情報を軽視する本省至上主義によるものであった。ドイツが崩壊した後も東郷はソ連を和平の仲介者とするための日ソ交渉に期待をかけるが、それは不可解な判断である。結局、東郷は国内軍部に対する戦争終結の説得努力のみに懸命であったと言わざるをえない。

そして最後に、本書の巻末には付録として「条約書目録(日本外務省)」が掲載されていて、お得である。

以上、内容を簡単に見てきたように、本書は

外交史として一次史料に依拠して分析した堅実な論文集である。所々、現在の研究状況から見て興味深い指摘がなされ、評者にとって勉強になった。たとえば、第2章の友田論文は、19世紀後半における日中朝の三国関係を冊封・朝貢体制(華夷秩序)と条約体制という2つの国際秩序の相克から見るという近年の研究動向(茂木敏夫氏や岡本隆司氏)をふまえたうえで、先行研究では伝統的な華夷秩序をそのまま受け入れていたと見られてきた宮島誠一郎の外交構想を再検討している。また、第4章の長大な佐藤論文は、陸海軍(特に陸軍)の強硬な対外意見に対して受動的と見なされがちな外務省において、実は革新官僚(外務省革新派)が呼応していたさまを明らかにする(それを前面に押し出した近著が、佐藤元英『外務官僚たちの太平洋戦争』NHK出版、2015年、であろう)。さらに、東郷外相がぎりぎりまでソ連による和平斡旋を期待したのは、徹底抗戦を呼

号する陸軍に配慮せざるを得なかったという以上に、東郷の硬直的な外交運営が在外公館情報の活用を阻んでいたことを強調する。

また、第3章の外務省記録「日ソ不可侵条約問題一件」所収の座談会の翻刻や、巻末の条約書目録の掲載は、史料翻刻として、それ自体で価値が高い。

ただし、本書の内容が日本外交の「アーカイブズ学」的研究といえるのか、一抹の不安が残ったのも事実である。本書所収の各論文は、外務省における公文書(「外務省記録」など)のライフサイクルをふまえて外務省内の政策決定過程や政策施行過程を明らかにし、その観点から新たな視角を提示しようとする意図で書かれているわけではないからである。もちろん、前述の通り、伝統的な外交史研究の堅実な実証主義的手法を存分に発揮しているのはまちがいない、そのようなものとして本書を見るのがよいであろう。

報告

---

report

# 1

## 米国アーキビスト協会ワークショップ(2015)

### 「建築レコード——設計と施工の記録群を管理する方法」参加記

A Report Participating SAA 2015 Workshop "Architectural Records: Managing Design and Construction Records"

[報告 | report]

齋藤歩 | Ayumu Saito

2015年8月16日と17日にわたり、米国アーキビスト協会 (Society of American Archivists, 以下SAA) が主催する「建築レコード——設計と施工の記録群を管理する方法」というワークショップに参加した[1]。二日間の日程で、建築レコードに関するアーキビスト業務全般にわたって、トレーニングを受けたのである。これまで書籍やウェブサイトを手がかりに進めてきた研究が確かに存在することを実感し、その議論を牽引するコミュニティとの交流によって理解をより深めることもできた。その経験をワークショップのプロセスを再現しながら報告したい。

#### 1 —— ワークショップの日程と目的

アーカイブズ学には「建築レコード Architectural Records」と呼ばれる建築分野に特化した研究領域がある。SAAは建築レコードを対象に基礎的な考え方をまとめた書籍を2006年に刊行しており[2]、このたびの講師を務めたウェヴァリー・ロウエルとタウニー・ライアン・ネルブがその著者である。ワークショップは概ね同書の内容に沿った構成であった[表1]。

表1 —— ワークショップの日程[3]

1日目	イントロダクション
	1. 設計プロセス
	2. 記録の種類
	(休憩)
	3. 法的課題
	4. アブレイザル(前半)
	(昼食)
	4. アブレイザル(後半)
	5. 編成
	(休憩)
	6. 記述
	7. 保存におけるアブレイザルの役割
2日目	8. 一般的な保存の課題をともなう媒体と支持体
	(休憩)
	9. 紙媒体に関する所蔵資料の維持管理
	10. 専門家による保全処置
	(昼食)
	11. ボンデジタル設計資料——CADとBIM
	12. 再構成の選択肢
	(休憩)
	13. レファレンスとアウトリーチ
	質疑応答
	総括と評価アンケート

初日に配布された資料(レクチャーで使用されたスライドが印刷された冊子)の冒頭には、このワークショップの目的が以下のよう  
に記されていた。

- 設計プロセスを理解すること。そして、そのプロセスを知ることが編成と記述にどう影響するかを理解すること
- 設計と施工の記録によって生じる特殊な法的課題を理解すること
- 設計と施工の図面の内容と意図を識別すること
- 多様な収蔵庫に適したアプレイザル、編成、記述の手法を生み出すこと
- 設計と施工の図面に使用する特殊な媒体と支持体を識別すること
- 共通の劣化の種類、自主管理の多様な選択肢、プロの修復家に相談するタイミングを認識すること
- 設計と施工の図面を保管する方法と、機関と予算に見合った保管の選択肢を見極める方法をよく知ること
- CADとBIMの記録群を評価して保存する際の課題をよく知ること
- 利用と保存のために設計と施工の記録を再構成する際に、よく吟味した判断を下すこと
- レファレンスとアクセスに供するときに、資料の取り扱い、複製、利用請求において専門的な方法で対応すること

これらは建築レコードの管理で取り組んできた課題でもあり、ここからこの領域の独自性を読み取ることもできる。また、実務では空間や予算の制限があり、収蔵庫の環境も多種多様なことから、総じて「このワークショップは、最適解だけでなくベスト・プラクティスを示すことを目指している」という姿勢が貫かれていた[4]。

ワークショップは2015年8月16日から22日にかけて開催されたSAAの年次大会のプログラムのひとつとして、以上のような日程と目的で企画された。

## 2 ――ワークショップの内容

### 1日目(2015年8月16日)

#### [イントロダクション]

はじめにワークショップの講師を務めるロウエルとネルブが自己紹介し、参加者が続いた。参加者は21名。内訳は、男性5名、女性16名。配布されたリストによると、三分の一が

MLIS(Master of Library and Information Science)保持者、PhDは4名であった。

#### [1. 設計プロセス]

建築レコードの種類や形式を把握するためには、建築生産のプロセスを知らなくてはならない。なぜなら「設計と施工のプロセスには、一貫性をともなった段階が存在する There are consistent phases to the design and construction process」、そして「そうした一貫した段階は、きまった種類と形式の記録を生み出す Each of these phases results in the production of particular types and formats of documents」からである[5]。

ここではその段階が四つにわけて解説された。第一段階の「企画及び計画」では、調査やコンペのための資料、施主の基礎資料や要望書を作成する。第二段階の「設計」は、考えを視覚化する段階であり、「スケッチ」「議事録」「書簡」「プレゼン図面」「模型」等がおもな記録となる。この段階の記録(プレゼンテーション資料)は、営業や仕事を得るために作成するものであり、次の施工記録とは異なる。第三段階の「施工」では、「図面」「契約書」「仕様書」を作成する。このうち図面の種類は次の「2. 記録の種類」で詳しく紹介された。第四段階の「竣工後」では、「竣工図面」「竣工写真」「掲載誌」「パンフレット」「テナント変更記録」等を作成する。いずれにも、「すべての記録が永年保存の価値をもつわけではない Not all of these records are worthy of permanent retention」という原則が適用される。

#### [2. 記録の種類]

続いて記録の種類が紹介された。図面等の「プレゼン用のスケッチ」「基本設計図」「実施設計図」「施工図」「竣工図」「模型」「写真」「配置図」「アクソメ図」「パース」「予定表」、文字記録の「プロポーサル要求書」「調査記録」「契約書」「仕様書」「議事録」「設計変更要請書」等である。

#### [3. 法的課題]

法的責任について一般的な考え方と米国内のこれまでの変遷が示された。著作権や法定責任期間とは別に定められる、組織内の記録管理の取り決めについても触れた。

#### [4. アプレイザル]

アプレイザルは「将来の利用」「記録の内容」「全記録体の

なかでの位置付け」を考慮する。とりわけ収集アーカイブズにおいては「収蔵庫のアイデンティティ」「ミッション」「人的資源及び資金」等によって決定が下される。図面の判断要因としては、「収集活動の目的」「建物の寿命」「原図の在り処」「将来の利用」「図面の神秘性」「記録の種類」「重複」「状態」が挙げられた。

いずれも抽象的な印象が拭えないためか、参加者からはアプレイザルの判断基準 (appraisal decision criteria) への質問が相継いだ。ロウエルの答えは「ケース・バイ・ケース」であり、ネルブは「予算」「時間」「保存場所」「人員」を勘案して優先順位を定めて、ポリシーを設置することが必要と述べた。アーカイブズの置かれた環境は多様であることから、汎用性のある判断基準の確立は現実的ではない。ベスト・プラクティスの整備に意識が向けられるのはそのためである。

[5. 編成]

ここではロウエルが2000年にまとめた編成手法「スタンダード・シリーズ」について説明した[6]。その特徴は以下である[7]。

- 資料整理のためのMPLPアプローチ
- 利用者や整理担当者の労力を軽減させて、自動化をより容易に成し遂げる
- 画一的ではなく柔軟である
- どのようなコレクションに対しても機能するように設計されている
- 建築家の私文書で一般的に見られるシリーズとサブシリーズを対象とした指針
- [スタンダード・シリーズの]すべてのシリーズやサブシリーズを使う必要はない
- [スタンダード・シリーズの]一覧にはないシリーズやサブシリーズがコレクション内にあってもよい

「スタンダード・シリーズ」は八つのシリーズからなる[表2]。別稿で詳しくまとめたので[8]、ここではわかりにくい箇所のみ補足する。②は専門家として残した文書で、④⑤⑥の業務上作成した記録とは区別される。例えば「原稿」「調査ノート」「スクラップブック」等を指す。④は組織の経営に関する記

表2 —— 「スタンダード・シリーズ」の構成

- ① 個人文書 (Personal Papers)
- ② 専門文書 (Professional Papers)
- ③ 教員文書 (Faculty Papers)
- ④ 会社記録 (Office Records)
- ⑤ プロジェクト記録 (Project Records)
- ⑥ 大規模プロジェクト記録 (Large Projects)
- ⑦ 美術品、工芸品 (Art & Artifacts)
- ⑧ 追加寄贈資料 (Additional Donations)

表3 —— 検索手段の構成要素

- ① 表紙 (Title Page)
- ② 概要 (Descriptive Summary)
- ③ 管理情報 (Administrative Information)
- ④ 取得情報 (Acquisition Information)
- ⑤ 略歴や組織歴 (Biographical/ Firm/ Historical Note)
- ⑥ 編成システム (System of Arrangement)
- ⑦ 範囲と内容 (Scope and Contents)
- ⑧ シリーズ一覧 (Series List)
- ⑨ 箱一覧 (Container List)
- ⑩ プロジェクト索引 (Project Index)

Box #	Collec #	Job #	Order #	Client
			#	216 Pine
		5184		Ach, Russell
	1	5682		Ach, Russell
		4539		Adams, Frank P.
			#	Adams, Frederick & Marion
			#	Adams, George P.
		4212	#	Adkins, A.L.
			#	Adler, Herman
	1	5723		Aggeler, Paul M.
		3757	#	Aird, Robert
	2	70069		Akron, The : Golden West Plaza
				Alameda South Shore Development Plan, consultation
		5145		Albert, Mrs. Alex
		5445		Albert, Mrs. Alex, alterations
		5713		Albert, Mrs. Alex, alterations
		5847		Albert, Mrs. Alex, alterations
	1	5775		Alden, John
			#	3
		4130	2	Alexander, Mrs. Wallace
	1	4852		Allen, Bruce M.
	3	5904		Allen, E.M.
				Allen, Perry
	3	4911		Allen, Perry
			#	Allou, Modeste
				Aloe, A.S. Company
		5677		Aloe, A.S. Company
	2	5830		Aloe, A.S. Company
	3	5996		Alvino, Riccardo, alterations
				Amarillo Air Force Base [see United States Air Force]
				American Chain & Cable Company [see Stahl, John]
				American Mail Lines [see Moore McCormack, Inc.]
		5958		American President Lines, consultation
	4	72022		American Tin Cannery (Minnesota Labs. Crystal Palac

図1 —— プロジェクト索引の例(部分)[9]

録で、設計や施工のための記録ではないことから⑤⑥と区別される。⑤は設計と施工のために作成される記録である。記録群全体のなかで大きな割合を占めることが多い。

〔6. 記述〕

検索手段 (finding aids) の構成要素が解説された〔表3〕。このうち⑨⑩が検索機能を担う。

ここでもわかりにくい要素に絞り補足しておく。②は「名称」「期間」「整理番号」「記録の作成者」「数量」「言語」からなり、記録群の物的な概要であり、内容には踏み込まない。記録群の内容は⑦で記述する。③は「利用条件」「出版の権利」「典拠の表記」であり、利用に関する事項である。④は出所や取得時期を記す。⑥はシリーズ名を簡潔に列挙する。⑧はシリーズ毎に「(a) 名称と期間」「(b) 箱番号」「(c) 編成方針」「(d) 解説」を記す。必要に応じてサブシリーズにも同様の項目を設ける。(c) は下位階層の序列ルールで、「アルファベット」「重要度」「年代」「業務番号」などが例示された。(d) はシリーズ毎の「範囲と内容」

である。⑥と⑧に記すシリーズの名称と内容は前述の「スタンダード・シリーズ」に倣う。⑨は箱とそのなかのフォルダの名称と番号の一覧である。この一覧は、たいていシリーズ毎に作成されるため、シリーズ一箱一フォルダの順に階層を辿りながら建築レコードを検索できる。⑩はもうひとつの検索方法で、プロジェクト名から検索するための索引である。プロジェクト毎に「図面」「写真」「スライド」「文書」「模型」「動画」等の列を用意して、箱とフォルダの番号を記す。同一行には「建築主」「所在地」「州」「竣工年」「プロジェクト種別」「協働者(施工会社や事務所)」「写真家」といったプロジェクトの情報も含める〔図1〕。

〔7. 保存におけるアプレイザルの役割〕

保存の判断について話された。予算は限られているため、「設計者の重要度」「プロジェクトの重要度」「図面の美しさ」「重要な情報」「独自性」等の観点から優先順位を定める。

Location	State	Date	Project Type	Collaborator (Role)	Photographer / Firm	Manuscript Box/Folder	Drawings Box/Folder	Photographs Box/Folder	Negatives Box/Folder
San Francisco	CA	1939	commercial			39 3		39 3	
San Francisco	CA	1950-1952	residential			123 1	FF28, 39 3		
San Francisco	CA	1956-1960	residential			123 2	189 1547		
Piedmont	CA	1945-1946	residential			123 3	T1	123 2	
Lake Tahoe	CA	1927	residential				FF29, 39 3		
Berkeley	CA	1934	residential			39 4	FF30, 39 4		
Vallejo	CA	1942	residential			39 5			
Berkeley	CA	1931	residential			39 6	FF31, 39 6		
San Francisco	CA	1957-1958	residential			123 4	T1	123 4	
San Francisco	CA	1938	residential			39 7			
Mountain View	CA	1970					T2		
Alameda	CA	1962	planning			123 5			
San Francisco	CA	1951	residential			123 6			123 6
San Francisco	CA	1954	residential			123 7			
San Francisco	CA	1957	residential			123 8			
San Francisco	CA	1958-1965	residential			123 9			
San Francisco	CA	1957-1958	residential			123 10	T1		
Orinda	CA	1942	residential			39 8	FF32, 39 8		
San Carlos	CA	1948-1949	residential			123 11	T1	123 11	
Palo Alto	CA	1959-1960	residential			123 12	T3		
San Francisco	CA	1949-1961	residential			7 29, 123 13	T3, FF476, 189 1548	FF3, 14 364, 15 366, 123 13	
Berkeley	CA	1931	residential			39 9	FF33		
Los Angeles	CA	1958	commercial			123 14			
South San Francisco	CA	1957-1960	commercial			123 19-21		123 19	
Seattle	WA	1958-1960	commercial			123 15-18	T2	123 17	
Woodside	CA	1959	residential			123 22	T3	123 22	
San Francisco	CA	1959	commercial			123 23			
Pacific Grove	CA	1973-1975	commercial				T4 T5		



写真1 —— ワークショップ風景  
タウニー・ライアン・ネルブ(左)とウェーヴァー・ロウエル(右)



写真2 —— ワークショップ会場  
後方のスペースではさまざまな媒体と支持体に触れることができた

## 2日目(2015年8月17日)

### [8. 一般的な保存の課題をとまなう媒体と支持体]

媒体(media)と支持体(support)を実際に手にしながら、その特性と適した保存環境が解説された。紹介されたのは、原図8種類と複製図14種類。最後に実物の紙片等を分類する演習を実施した。

### [9. 紙媒体に関する所蔵資料の維持管理]

記録の維持管理について「温度・湿度」「カビ」「光」「水とホコリ」「害虫」「災害」に注目して留意点が述べられた。続いて、収納仕器の特徴と筒状図面を平板化する方法がいくつか紹介された。筒状図面の保存方法は多様であり、参加者同士でも意見が交わされた。

### [10. 専門家による保全処置]

専門家への修復依頼は事前によく吟味する必要があり、そのためには自分でできることを把握することが前提となる。つまり、修復技術を自ら習得する選択肢もある。依頼することになれば「処置計画 Treatment Plan」を立てて、「処置報告 Treatment Report」を作成してもらう。「処置報告」には、処置前と後の写真、対象の概要(大きさ、媒体、支持体等)、

施した処置の情報等を含める。

### [11. ボーンデジタル設計資料—— CADとBIM]

この項目は2006年の書籍には収録されていない。CADとBIMの歴史から始まり、保存メディアとファイル形式、ファイル名とフォルダ名の標準化について順に解説された。その後、SAAの建築レコード・ラウンドテーブルに2012年に設置されたCAD/BIMタスクフォースと、その調査報告書「ボーンデジタル建築レコードに関する法律・技術・管理の課題を扱う研究のための参考文献」を紹介[10]。報告書をまとめたアライザ・リヴェンサルがワークショップに参加しており、彼女自身が解説した。調査対象とした欧米の13のボーンデジタル建築レコードに関する研究等のほか、2013年にロンドンで実施された会議にも触れた[11]。

この領域の最大の課題はCADファイルへのアクセスである。現状ではPDFで保存されて、アドビのソフトウェアによって長期的なアクセスは保証されたとしても、「オリジナルのCADファイルは機能面で欠損する Disadvantage is loss of “native” CAD file functionality」。だからといって、設計事務所は著作権の保護を優先するあまりCADファイル自体をアクセス可能にはしない。そのため、元のCADファイルの機能を残しながら設計者の権利を保護する方法は継続して検討されている。

### [12. 再構成の選択肢]

コピーやスキャンの方法、及びその際のデータ保存(ファイル形式やデータ要件)について。「再構成」とはreformattingの訳語である。

### [13. レファレンスとアウトリーチ]

ロウエルによるカリフォルニア大学バークレー校環境デザイン・アーカイブズ(Environmental Design Archives, University of California, Berkeley. 以下UCEDアーカイブズ)での実践が紹介された。トピックは「アクセス」「利用促進」「利用の目的」「アクセスの注意点」「利用者登録」「取り扱いガイドライン」。とくに「取り扱いガイドライン」では、建築レコードの独自性が垣間見えた。例えば、大型図面は図面の荷重が集中するので両端をつまんでではなく、図面の裏面から手のひらで持ち上げるべきである。また、台紙に図面を貼り付けていることがあるため、「捲るのではなくスライドさせる Slide, don't flip」。こうした技術習得のためには「職員も利用者

もトレーニングが必要]である。

—

[質疑応答、総括と評価アンケート]

最後に修了証が授与されて、二日間のワークショップを終えた。

### 3 — 建築レコード・ラウンドテーブル会議

(2015年8月19日)

翌々日には年次大会プログラムとして建築レコード・ラウンドテーブル会議が、メイン会場のクリーブランド会議場で開

催された。同ラウンドテーブルの登録者は大会終了時点で401人、そのうち40人程度が出席した。

はじめにラウンドテーブルのウェブサイト刷新について報告された[12]。URLが変更となり誰もが投稿できる機能を新設したという。次に、ラウンドテーブル設立25年を記念して、ネルブがこれまでの歩みを紹介した[表4]。祝賀ムードのなかケーキが振る舞われ、会議前半を終えた。

後半は短い報告が続いた。UCEDアーカイブズにおけるwikiを使ったプロジェクト、CAD/BIMタスクフォースの進捗などである。その後は米国建築家協会の電子記録に関するガイドライン等について意見が交わされた[13]

表4 — 建築レコード・ラウンドテーブルの沿革[14]

1980年代	キャサラムバス、アラン・ラスロップ、ナンシー・カールソン・シュロック、メアリー・キャンベル・クーパー、フォード・ピートロス、キャサリン・マロン、サンドラ・タットマン、アンジェラ・ヒラル、エリザベス・バンクスらによって、1980年代から建築レコードへ関心は高まりを見せており、多くの活動があった。SAAにおいては「視覚資料セクション Visual Materials Section」の範疇であったが、そのセクションの主要な関心事は建築レコードではなく写真であった。
1989年	1989年の夏、マーク・コイアとエリザベス・バンクスとタウニー・ライアン・ネルブは、建築とランドスケープの記録の管理について話し合おうとセントルイスのSAA大会で掲示板に記した。そのときの出席者は、サリー・リーヴス、サリー・シムズ・ストークス、マーク・コイア、ニコラス・オルズバーク、エリザベス・バンクス、タウニー・ライアン・ネルブであった。
1990年	1990年7月にラウンドテーブルが承認され、同年9月1日に建築レコード・ラウンドテーブルの初会議をシアトルで開催した。出席者は28名。最初の議長はタウニー・ライアン・ネルブが務めて、その後マーク・コイア、ニコラス・オルズバーク、ウェーヴァリー・ロウエルが続いた。当初の活動は、目録の収集、建築レコード保存委員会(COPAR)の活動情報の収集、建築図面諮問団(ADAG)や建築記録財団(FDA)のサポート、諸団体による保存や管理のベスト・プラクティスの作成補助、建築家の情報センターとなるアーカイブズやライブラリーの情報共有、資料整理や展覧会の情報共有、助成機会の伝達、論文や書籍の発表など。
1991年	1991年はネルブとロウエルのワークショップ実施をサポートした。これは1989年からの最優先事項であり、その後も現在までSAA大会にて実施を重ねてきた。
1994年	1994年4月のカナダ建築センター(CCA)での会議「建築レコードの評価と選択のための原則を構築する Establishing Principles for the Appraisal and Selection of Architectural Records」を共同事業として実施。この会議から生み出された論文は今日でも引用されており、建築レコードのアプレイザルに関する基礎文献となっている。すべての論文は1996年の『アメリカン・アーキスト』で読むことができる。
2000年代	2000年代初頭までにラウンドテーブルのメンバーはベスト・プラクティス・マニュアルの必要性を痛切に感じていた。共著者となるネルブとロウエルは10年間弱のワークショップのために作成してきたマニュアルをもとにしたが、完成には6年を費やした。
2012年	2012年にCAD/BIMタスクフォースがアライザ・アラン・リヴェンサルとアイネス・ザランドが議長を務めて発足。CAD/BIMレコードの保存について世界の取り組みをまとめた。この活動は同テーマのベスト・プラクティス構築を見据えている。

## 4 — ワークショップを終えて

最後に所感を述べたい。大きく分けて、参加者の印象とレクチャーの形式の二点についてである。

### 4-1 アーキビストに求める専門性

ワークショップ1日目は建築に関する一般的な用語の確認から始まった。事前にウェブサイトで示されたワークショップの対象者は「アーキビスト、(スペシャル・コレクション担当の)ライブラリアン、キュレーター」であり、「アーカイブズの実践と専門的な標準についての知識」が求められた[15]。そのような参加者に対して、設計プロセスを辿り、平面図、立面図、断面図とはなにかと、わざわざ確認したのは、多くが建築レコードを扱う職務に就いているとはいえ、建築の専門知識を前提とはしていないためだろう。むしろ、一般的なアーキビスト業務との比較のなかで建築レコードに特異な考え方や課題を把握する姿勢が大切であり、建築の専門知識が殊に重視されることはない。例えば編成の部で紹介された「スタンダード・シリーズ」は建築レコードを前提としたが、他分野にも応用可能であり、一般的なアーカイブズ業務に転用することも期待される[16]。

### 4-2 対話することの意義

レクチャーでは積極的な発言がうながされ、対話が重視さ

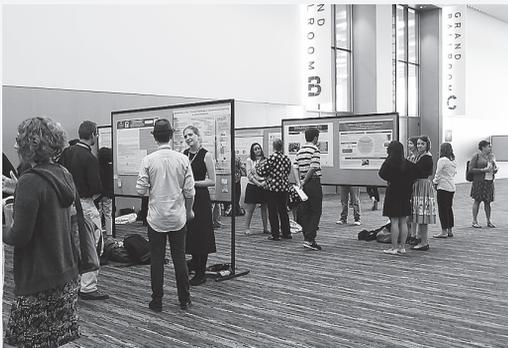


写真3 — SAA大会のポスター・セッション風景

建築関連では米国建築家協会のアーキビストが、同協会内を対象とした電子記録の管理プログラムについて発表していた。電子記録の管理において、協会職員との共同体制がいかに構築可能かを積極的に検討している点が印象に残った。以下で展示ポスターを閲覧可能。Valerie Collins and Nancy Hadley, "Building Curation into Records Creation: Developing a Digital Repository at the American Institute of Architects", <[http://schr.ws/hosted\\_files/archives2015/3e/HadleyCollins-ResearchForumPoster2015.pdf](http://schr.ws/hosted_files/archives2015/3e/HadleyCollins-ResearchForumPoster2015.pdf)>

れた。正直に告白すれば、米国人同士のスピーディーな議論はほとんど聞き取ることができず、ひとり取り残された。日本の状況を伝えて意見交換ができればより有意義であったが、筆者の力不足によりそれは実現しなかった。この点は今後の課題であり、これからの交流によって少しずつ相互理解を深めたい。ただし、ワークショップの骨子は講師二人の共著に沿った内容であり、日本で繰り返し読んでいたため復習に近い気分であった。なかでも編成と記述は、紙媒体に関しては安定した手法が確立されたといってくると、どのような質問に対して講師にとってはすでに答えが出ている印象であった。重要な点は小テストでも繰り返し確認され[17]、筆者の理解に大きな誤解がないことを重ねて確認できた。

これまでは文字情報でしか知ることができなかった専門用語をはじめて音声として聞いたことで、多くの発見もあった。なかでもロウエルが「スタンダード・シリーズ・テクニク」と呼んでいたことが印象的であった。目録作成の技法とらえれば、理解がより明確となる。スタンダード・シリーズを「MPLPアプローチ」と位置づけていた点にも興味を持った。スタンダード・シリーズが発表されたのは2000年であり、2005年にMPLP(論文)が発表される以前である[18]。発表時期が前後するので質問したところ、「二つのテキストは、バックログの解消という課題を共有している」と説明を受けた。

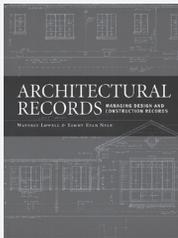
## 5 — 今後の展望

数年来この領域の研究に取り組んできた筆者にとって、建築レコードを専門とする研究者やアーキビストが一堂に会すること自体が刺激的であり感動すら覚えた。ラウンドテーブルは25周年の節目を迎えたことで、このコミュニティ全体が世代交代の時期に差し掛かりつつあるように感じられた。そのことは会議の構成にもあらわれており、筆者と同世代の議長(エミリー・ウィンガーとアライザ・リヴェンサル)がラウンドテーブルの司会を務め、ロウエルやネルブなどの第一世代は議論の口火を切ったり自由な発言をうながしたりする役に徹していた。

日本においてアーカイブズへの理解をさらに深めていくには、こうした活動の蓄積から学ぶことは多い。一方で、ラウンドテーブルにおいても世界的な動向の把握は十分とはいえないようなので、継続的な交流は相互に意義があるだろう。筆者個人にとっては、今後の研究をともにすることになるかけがえのない仲間との出会いの機会となった。

1 — “Architectural Records: Managing Design and Construction Records #1609, SAA Annual Meeting 2015”, <<https://archives2015.sched.org/event/5ec4eb5b9aed0d681cd3741ff8c13ae3#VfprErztmko>> 本稿のURLはすべて2015年9月26日最終確認。

2 — Waverly Lowell and Tawny Ryan Nelb, *Architectural Records: Managing Design and Construction Records*, Society of American Archivists, 2006.



3 — 本稿の表は出典を特記した箇所以外、すべてワークショップの配布資料をもとに筆者が作成した。

4 — 前掲註1。

5 — 本稿「2 — ワークショップの内容」で記したカギ括弧内の英語表現はすべて配布資料からの引用。

6 — 以上を解説したガイドブック「建築とランドスケープの設計記録のためのスタンダード・シリーズ — アーカイブ・コレクションの編成と記述に用いるツール」は、ロウエルが所属するUCEDアーカイブズのウェブサイトにてPDF版を入手できる。Kelcy Shepherd and Waverly Lowell, *Standard Series for Architecture and Landscape Design Records: A Tool for the Arrangement and Description of Archival Collections*, University of California, Berkeley: Environmental Design Archives, 2000/2010, <<http://archives.ced.berkeley.edu/publications>>



7 — [ ]内は引用者による補足。

8 — 齋藤歩「建築レコードの目録編成モデル — 『スタンダード・シリーズ』から考える」(JGCAS Report) Vol. 3, 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻, 2014, 20-41頁)。

9 — “Project Index, William W. Wurster (1895-1973)”, <[http://archives.ced.berkeley.edu/uploads/Wurster\\_project\\_index\\_UPDATED\\_print\\_version.xls](http://archives.ced.berkeley.edu/uploads/Wurster_project_index_UPDATED_print_version.xls)>

10 — Aliza Leventhal and Inés Zalduendo, “Draft Bibliography on Studies Dealing with Legal, Technical, and Curatorial Issues Related to Born-Digital Architectural Records”, SAA CAD/BIM Taskforce, 2013, <[http://www2.archivists.org/sites/all/files/AR%20Taskforce\\_Born%20Digital%20StudiesBibliography\\_AL+IZ\\_FinalDraft\\_revised.pdf](http://www2.archivists.org/sites/all/files/AR%20Taskforce_Born%20Digital%20StudiesBibliography_AL+IZ_FinalDraft_revised.pdf)>

11 — そのひとつは以下。“A Conference at the RIBA and John Mcaslan + Partners Office 17 To 18 October 2013”, <<https://www.architecture.com/RIBA/Visitus/Library/Collections/ArchivingTheDigital/ArchivingTheDigital.aspx>>

12 — 前掲註1。

13 — “AIA Digital Practice Guide and Samples”, <<http://www.aia.org/contractdocs/AIAB095713>>

14 — 後日、同ラウンドテーブルのウェブサイトに掲載された以下をもとに作成。“SAA Architectural Records Roundtable 25th Anniversary”, <<https://sites.google.com/site/architecturalrecordsroundtable/home/blog/saaarchitecturalrecordsroundtable25thanniversary>>

15 — 前掲註1。

16 — ロウエルは「スタンダード・シリーズ」の考え方は建築分野に留まらないとして、科学者、技術者、工業デザイナーのアーカイブズでの応用可能性を指摘している。Lowell and Nelb, *op. cit.*, p. 1. 関連事例として、2004年のSAA大会での工学や医学分野での利用可能性についての議論や、SAAのミュージアム・アーカイブズ・セクションによる試案がある。“SAA Annual Meeting Boston 2004 Program Session, 13. Facilitating Description: Developing Standard Series”, <<http://www.archivists.org/conference/boston2004/boston2004prog-Session.asp?event=975>>; “Standard Series for Administrative/Curatorial Records, Solomon R. Guggenheim Museum, SAA Museum Archives Section Working Group”, <[http://files.archivists.org/groups/museum/standards/10-GuggenheimStandardSeries\\_Jun2012.pdf](http://files.archivists.org/groups/museum/standards/10-GuggenheimStandardSeries_Jun2012.pdf)>

17 — 問いの例を挙げれば、「建築図面のための編成と記述の基礎的な単位はプロジェクトである?」「事業の竣工写真はいつも『プロジェクト記録』に含まれる?」などである。答えはともに「誤り」。

18 — Mark A. Greene and Dennis Meissner, “More Product, Less Process: Revamping Traditional Archival Processing”, in *The American Archivist*, Vol.68, No. 2, Society of American Archivists, 2005, pp. 208–263.

# 2

[報告 | report]

## ICAが考えるアーカイブズとは

『情報社会におけるアーカイブズ、記憶、そして民主主義』の紹介

What is a ICA's View of Archives:

Introduction of ARCHIVES, MEMORY AND DEMOCRACY in the Information Society

葉袋未夏 | Mika Minai

このDVDは国際アーカイブズ評議会(International Council on Archives=ICA、以下ICAとする)が作成し、アーキビストへのインタビューを編集したものである[1]。情報社会におけるアーカイブズ、記憶、そして民主主義の関わり方、果たすべき役割、課題、今後のあるべき姿への提案などについて簡潔に述べられており、アーカイブズ学を学んでいる者にとってももちろん、アーカイブズ学入門者でも分かり易い構成となっている。本編は以下の7つの章から成り立っている。そのそれぞれの章について具体的に紹介していきたい。なお、本DVDの言語はフランス語であるが、字幕では、フランス語と英語とドイツ語が選択できるようになっている。海外文献を講読する本専攻の授業(アーカイブズ学理論研究Ⅲ)においては、英語字幕で鑑賞をした。今回はその内容を日本語に訳して紹介するが、執筆者が学部時代、ドイツ語文学文化専攻に所属していたため、ドイツ語字幕の視点からも捉えたコメントも加えたい。なお、本DVDの構成は以下の通りである。

[構成]

- 序章 記録とアーカイブズとは何か?
- 1章 記録のライフサイクル

- 2章 長期保存の危険な状況
- 3章 情報技術の挑戦
- 4章 現用記録の管理
- 5章 アーカイブズと民主主義: 普遍的な問題
- 終章 結論

### 1 —— 各章の紹介

序章では、「記録」というものと、「アーカイブズ」というものは、それぞれ何を指しているのかということ述べている。「記録」とは毎日の業務の過程の中で、全ての政府や組織が生み出したものであり、これらは時代を越えて利用されたり、直ちに利用される証拠となる。一方、「アーカイブズ」とは、過去の資料という意味で捉えられることが多いが、常に権力と結びつき、権力の行使に用いられるものであると定義している。権力と結びついているという点は忘れがちであるが、アーカイブズの目的の重要な点の一つであることを具体例を示しながら述べている。例えば、土地所有権を証明するためには地籍図が保存され管理されることが必要であることを示している。

また、記録管理は複雑な仕事であり、それは先ずいで厳密なやり方を要求する(Records management is a complex

task, which primarily requires a rigorous approach.), という意味で英語では述べられているが、ドイツ語では、それは体系的なやり方を要求する(Die Archivführung ist eine komplizierte Angelegenheit, die eine systematische Aktenführung erfordert.)、という意味で述べられており、ニュアンスの違いが若干見られた。

1章では、記録のライフサイクル(the records' life cycle)というものが生み出されてからの3段階のステージについて述べられている。その3段階とは、毎日の仕事の基礎として使用される「現用記録」、毎日は必要とされないため、レコードセンターなどに収蔵されている「半現用記録」、そして長期保存が要請された「非現用記録」である。このようなライフサイクルを経てアーカイブズとして保存されていく資料(原文では documents)は生み出された時の3%から7%とされている。

このように、記録というものは3段階のライフサイクルがあり、それぞれのステージでは、違う役割を果たしていることが伺える。しかし、この3つのステージへの移行は、一定の時間が経過した文書が丸ごと次のステージに行くのではなく、次のステージに行く際に「評価選別」という、どの文書を残し、どの文書を廃棄するかという判断が行われる。その判断がどのようになされるのかという点についてはもう少し具体的な言及が欲しかったように思う。

2章では、まずは長期保存の機能についての説明から始まる。長期保存の重要な機能は、「真実の痕跡を、時を越えて保存し、いつか他の時点であるいはそのほかの方法でそれが表明できるようにする」という言葉でまとめられている。これは的確な表現であると思われる。「記録とアーカイブズとは何か?」の параグラフで述べたように、アーカイブズとは単なる過去の資料ではなく、現在、そして未来にたいしても役割を果たすものである。従って、価値ある資料を長期間保存することが大切であることは既に説明された通りであるが、この章ではもう一つ長期保存をすることの重要な点を指摘している。それは「真実の痕跡」という言葉に表されているように、アーカイブズには、将来に向かって現在の真実を証拠として残すという重要な機能がある点である。このDVDでは述べられていないが、アーカイブズ学上では、「説明責任(accountability)」や「透明性(transparency)」という言葉が頻繁に使用される。長期保存の機能は、未来に向けて真実を説明するための責任を果たす重要な機能がある。

長期保存の危険な状況として、資料の虫損や破損が大切な記録を壊してしまう恐れを指摘している。保存の状況や

使用された紙の状況によって資料に劣化が生じてしまうことは常に危険視されている。少しでも劣化の進行を防ぐために、現在では様々な保存処置が施されている。今回は簡単な事例しか紹介されていなかったが、保存という作業は将来資料が見られなくなる危険性を防ぐ、アーカイブズにとって重要な作業であるため、具体的な実践例が示されていると更に良かっただろう。

3章では、情報技術の発達がアーカイブズに与える影響について紹介されている。情報技術が発達したことにより、文書をデータ化して保存することを可能にし、劣化する前の状態の文書を保存しておくことができるという利点も生じた。しかし、現在情報技術というものは日に日に進歩しており、データを保存している媒体が何十年後には使えなくなるという危険性もあることが指摘されている。現在私たちは1000年前の紙の資料を見ることができるが、データ化された資料の場合、1000年後は見ることができない保証はないと述べられている。

記録の電子化の問題点は、本編の中でも述べられているように、保存する媒体が日々進歩していくと同時に、媒体の種類により見ることが不可能なものも出て来るだろうということである。また、今現在問題となっていることとして「ポーンデジタル」がある。ポーンデジタルとは、最初から電子媒体として作成された文書であり、紙の文書が存在しないものである。本編で危惧された問題に加えて、ポーンデジタルの記録をどのようにして保存していくかという点も考えていく必要がある。

4章は、アーキビストが非現用となった記録のみを管理していくのではなく、現用記録の段階から、つまり記録の作成段階から管理していく提案を述べている。アーキビストが記録の作成段階から管理を行うことは、アーキビストがその記録の重要性を把握し、残していくべき記録の一貫性や連続性を構築していきやすくする。加えて、記録を作成する機関が大量の文書の山に埋もれることを防ぎ、且つ作業効率を高めることに貢献する。記録が作成される段階から関わり、どのような情報や記録を将来に残していくべきかを示唆することこそ、アーキビストの役目であろう。

5章は、民主主義国家の中でのアーカイブズの役割について述べている。民主主義の国家においては、国民が政府や組織の活動を把握し、知りたい情報を得ることが求められる。その際に必要となってくるものが、公文書等であり、重要な公文書等が保存されていることが政府や組織の説明責任や透明性を保証することになるだろう。また、

アーキビストが国際レベルで協力する必要性も述べられている。アーカイブズが直面している問題は、世界共通のものとなり、解決する共通の利益がある。本DVDを作成したICAは、アーカイブズの国際的な協力機関を代表する存在であり、アーカイブズ分野の全ての領域と機能において、幅広いネットワークを構築している。ICAは、アーカイブズ専門職の倫理規定を策定し、アーキビストの目的、歴史に対する誠実さ、法律遵守の原則などを世界中のアーキビストに発信している。加えて現在ではますます、地球規模で記録管理を改善していくための幅広い連携が必要となってきたのである。

## 2 ——— まとめ

情報社会の中でアーカイブズが果たすべき役割は多様であり、しかしながら根本的な課題は一貫しているということが本DVDの内容ではないだろうか。つまり、我々は如何なる記録を将来のためにきちんと残していくかという根本的な課題に対し、その保存方法や、現用記録の段階からの管理など、試行錯誤しながら記録を管理しているのである。情報技術が凄まじい勢いで発達し、グローバル化していく現在、アーキビストが取り組むべき課題は増え続けている。しかしながら、価値ある重要な記録が将来に残っていくかどうかは、アーキビストの手にかかっているのであり、このことは世界共通である。従って、ICAが訴えるように、われわれは世界規模でアーカイブズについて考え、より良い記録管理のために研究していく必要があるだろう。その際、言語のニュアンスの違いというものも考慮する必要があるのではないか。言語というものにはそれぞれの文化や風習や歴史が背景にあり、何かを認識したり、表現したりするときには、それらが影響している。従って、直訳して捉えてしまうと違うニュアンスとして認識してしまう恐れがある。そのようなことを避けるためにも、なるべく複数の言語を比較して、より正確に議論を認識していくことが世界規模でアーカイブズについて研究していく上で必要であることを今回、英語とドイツ語を読み比べて感じた。

1 ——— 書誌情報は以下の通り。Hausammann, Frédéric, and Conseil international des archives et al., *Archives, Mémoire Et Democratie Dans La Société De L'information = Archive, Gedächtnis und Democratie in der Informationsgesellschaft = Archives, Memory and Democracy in the Information Society*, S.I.: Manhaus Films, 2004.

# 3

[報告 | report]

## ブラジル・サンパウロ人文科学研究所資料調査・中間報告

Interim Report: Archival research for "Centro de Estudos Nipo-Brasileiros", Sao Paulo, Brazil

青木祐一 | Yuichi Aoki

### 1 — はじめに

本稿では、ブラジル連邦共和国サンパウロ市にある、サンパウロ人文科学研究所(以下、「人文研」)の資料調査について、中間報告をおこなう。人文研の概要については後述するが、ブラジル日本移民の知識人層である「コロニア知識人」によって設立された、ブラジルの日本人移民史、日系人・日系社会に関する調査研究をおこなう民間の研究機関である。調査を実施した日程は以下の通り。

- 第1回 2014年3月2日～11日  
青木祐一、調査協力者：  
名村優子氏(立教大学院生、人文研日本支部・特別研究員)
- 第2回 2015年3月2日～6日  
青木祐一、調査協力者：清水邦俊氏(千葉県文書館)
- 第3回 2015年9月21日～25日  
青木祐一

なお本調査は、科学研究費・挑戦的萌芽研究「移民アーカイブズの標準化モデル構築に向けての実践的研究：日系ブラジル移民を対象に」(研究課題番号：25580149、研究代表者：青木祐一、2013年度～2015年度)の一環として実施したものである[1]。

### 2 — 調査の背景

日本における移民史研究は、戦前の満州移民や、ハワイ移民、北米移民に関する研究は盛んである一方、中南米移民に関する歴史学の観点からの実証的な研究は少ない。ブラジル移民について見てみれば、移民自身による回顧録、聞き書き、移住地や日系人団体ごとの年史類の編さんは盛んに行われているが、その記述の元となった記録史料の保存・利用体制は極めて脆弱な状況にある。また、日本国内についてみれば、地理学・人類学の観点からの研究や図書等の刊行物を利用した研究はみられるものの、一次史料を用いた研究が極めて少ない点が指摘できる。したがって、ブラジル日本移民史研究が研究分野として確立し、発展するためには、まずは関係する一次史料を把握し、それらを利活用できる体制を整えることが前提であり、急務といえる。

日本移民百年(2008年)を経て、最初の日本人移民がブラジルへ渡航してから100年以上が経過している。現在のブラジル日系社会では移民1世がごく少数となり、日本語を理解する者の減少により、現地に残された日本語資料に対する認識は低下する一方である。したがって、これからの移民史研究は、書かれた記録史料を用いた実証的な歴史

### 3 — サンパウロ人文科学研究所の概要 [2]

サンパウロ人文科学研究所 (Centro de Estudos Nipo-Brasileiros) は、ブラジルの日本人移民史、日系人・日系社会に関する調査研究を行う公益団体として、1965年に設立された。その前身は1946年に結成された「土曜会」にさかのぼる。「土曜会」は齊藤広志、半田知雄、アンドウゼンバチほか、ブラジル日本移民社会「コロニア」における知識人層である「コロニア知識人」によって始まった活動である。日本の敗戦を信じない・受け入れない「勝ち組」と、敗戦を認識し・受け入れた「負け組」が激しく対立・抗争した、いわゆる「勝ち負け抗争」という暗い過去を乗り越え、ブラジルの社会的現実とそのなかにおける日系社会の位置を確認し、そこから新しい生活と行動の理念を築き上げるという目的をもっていた。[3]「土曜会」とは、毎週土曜日に研究会を開催していたところから名づけられている。1965年に現在のブラジル日本文化福祉協会ビル(文協ビル)が完成した際に、民間の研究所として法人格を取得した。現在は文協ビルの4階(現地の表記では3階)フロアの半分を占めている。

人文研の事業内容は定款によれば以下の通りである[4]。

- 1) ブラジル及び日本の社会・文化とそれに関連する問題の研究に寄与する
- 2) 前項に関係ある社会・文化又は歴史的な性格を持つ研究を振興する
- 3) 教育その他の方法によって、ブラジルと日本の諸問題の理解の促進に努め、必要に応じて国内及び国外の同種の団体との交流をはかる
- 4) 会員とその家族及び社会一般の福祉に資する活動を振興する

そのために、調査研究、専門図書館、セミナー、講演、刊行物その他の学問・教養に資する諸活動をおこなうとされている。現在の調査研究活動は、1)ブラジルの日本人移民史、2)ブラジルの日系社会、3)ブラジルと日本の交流史、が主なテーマとなっている。

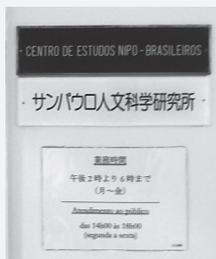
人文研の活動成果の大きなものとして、「ブラジルにおける日系人口調査」(1988～1990年、JICA委託事業)が挙げられる。日本移民80周年記念事業の一環として、ブラジル全土にわたりサンプリングによる日系人口の調査を実施し、ブラ



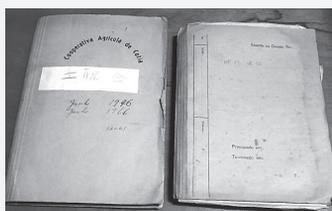
1



2



3



4

- 写真1 — サンパウロ市・リベルタージ「東洋人街」  
写真2 — サンパウロ市・サンジョアキン街「文協ビル」  
写真3 — 人文研・内部  
写真4 — 人文研所蔵「土曜会」ファイル

学研究が重要になると考えられる。また、ブラジルにおける日系社会の希薄化、脱日本語化の状況から、コミュニティの共同記憶の再生産とその継承が極めて困難になっている。したがって、ブラジル日本移民をめぐる記録史料をアーカイブズとして保存し、利活用をはかることは、移民史研究を進める上で喫緊の課題なのである。

その一方、移民という個人の私的活動に伴って発生する記録は、国家の記録体系からこぼれ落ちる存在であり、公的保護の対象から外れやすいものである。個人レベル、民間レベルの資料群を対象とすることで、国家レベルの記録からは見ることのできない、移民個々人の渡航をめぐる状況や動機、渡航前から渡航後までの姿、移住後の生活や活動、それを支えた組織・団体の動向も見えてくるだろう。

以上のような問題意識に基づき、人文研が所蔵する記録史料について、アーカイブズ学の理論と方法論に基づく調査を実施した。以下にその概要を紹介する。

ジル日系総人口数が約128万人(当時)であることを明らかにするとともに、日系人の社会的・経済的状況の実態を報告した。また、『ブラジル日本移民八十年史』(1991年)の刊行にも大きな役割を果たした。

研究レポートや研究叢書を定期的に刊行しており、近年は日本語・ポルトガル語双方の言語で出版をおこなっているのも特徴的である。代表的なものとして、半田知雄『移民の生活の歴史:日本移民の歩んだ道』(1970年)や同『ブラジル日本移民・日系社会史年表』(1996年)などが挙げられる。

人文研には人類学、社会学、地理学、文学などさまざまな研究領域から内外の研究者が集まり、斉藤広志(サンパウロ大学・社会学)、鈴木悌一(同・日本文化)、森幸一(同・人類学)、前山隆(静岡大学・人類学)、三田千代子(上智大学・文化人類学)といった優れた研究者を輩出している。

1974年には散逸しつつある日本移民資料の保存を目的として「コロナ資料保存委員会」が立ち上げられて資料収集事業が始まり、1978年6月、文協ビル内に「ブラジル日本移民史料館」(Museu Historico da Imigracao Japonesa no Brasi)が開館した。この資料収集事業と史料館の設立についても、人文研が大きな役割を果たしている。

人文研には図書・雑誌資料(日本語・外国語とも)が約1万冊余り所蔵されており、内外の研究者の利用に供されている。また、それ以外のアーカイブズ資料として、人文研関係者などから寄贈された文書資料(基本的には日本語資料)を所蔵しているほか、音源資料(人文研主催の講演会や関係者の対談記録)159タイトルが保存されている。これらのアーカイブズ資料は、「コロナ知識人」の幅広い活動を知る上で、貴重な記録である。

#### 4 — 対象と調査方法

人文研では、所蔵する図書・雑誌資料については独自の分類体系に基づいてデータベース管理がされている一方、文書資料については受入れ時の記録も目録も作成されておらず、利用提供は担当者の記憶に基づいておこなわれている状況であった。

したがって今回の調査では、これら資料群の概要目録を作成し、最低限の閲覧提供に資する基礎データを作成することとした。

文書資料はファイルボックス(FB)に収納された分(131箱)と、受入れ時の段ボールのまま保管されている分(45箱)がある。寄贈受入れ時に図書と文書を仕分け・分類したり、箱の

入れ替えなどをおこなっているため、元の秩序は維持されていない状態である。したがって今回の調査では、現在収納されている箱単位で概要目録を作成することとした。

概要目録の作成にあたっては、Excelで調査シートを作成し、位置と箱番号、容器形状、出所情報、資料概要、年代、形態、数量などを箱単位で記録した。

調査の結果、2015年9月段階で17名より寄贈された資料群が存在することを確認したが、出所が不明な資料も存在する。これは、人文研自身が過去に『八十年史』や『年表』などを編さんした際に収集された資料ではないかと考えられる。また、その際に発生した企画段階の資料や原稿なども多数含まれている。

なお、人文研の事務室には人文研がブラジルの法人として作成した、設立以来の事業報告書や理事会議事録などのいわゆる「法人文書」も存在するが、今回の調査では対象外とした。

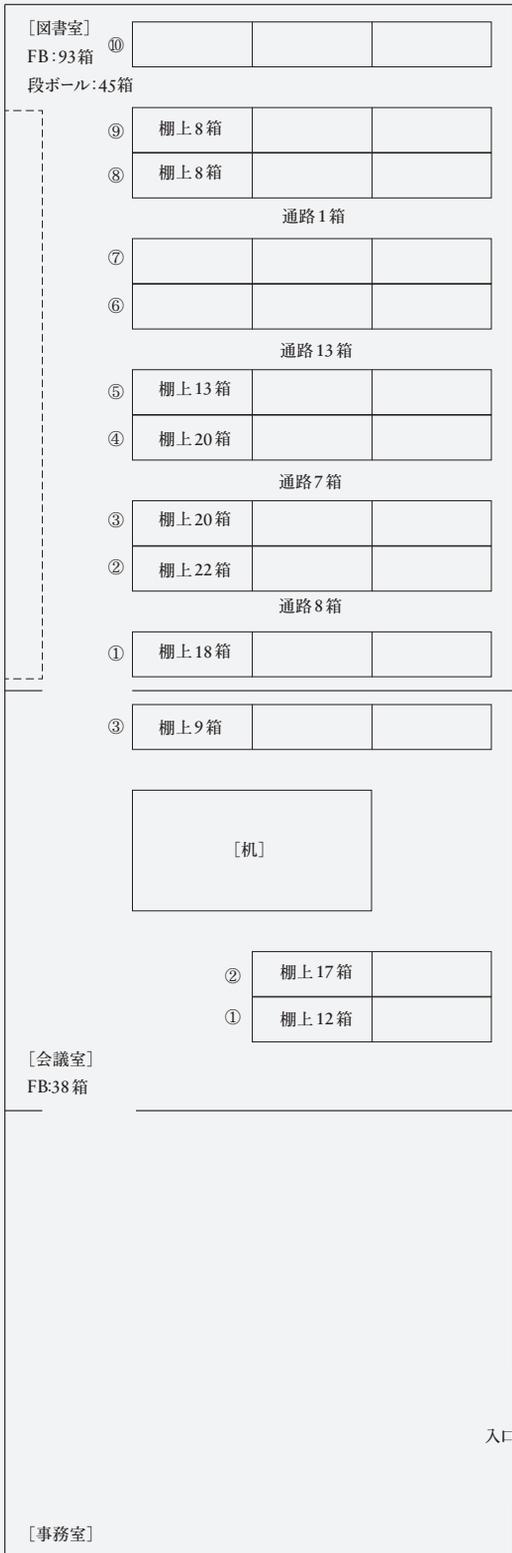
以下、特徴的な資料をいくつか紹介する。まず、「土曜会」設立時の資料で、創立者の1人であった河合武夫が作成した記録である。手帳には「土曜会」設立時の経過が事細かに記されている。次に、増田秀一(恆河)による『エメボイ実習場史』(1981年)執筆時の資料である。「エメボイ実習場」は戦前の日本移民に対する拓殖教育機関としてサンパウロ市近郊に設立され、多くの農業従事者を輩出している。その年史企画段階の検討資料、収集資料、原稿等がファイルボックス7箱分、一括して残されている。

その他に、日系移民の生活実態を明らかにした『移民の生活の歴史』(1970年)を著し、画家であり、「土曜会」創立メンバーのひとりでもあった半田知雄とその妻の日記がある。また、俳句雑誌主催者(清谷益次)による活動記録と日記も残されている。

その他、文協・人文研役員経験者の資料には、文協や人文研の運営に関わる資料、移民史料館立ち上げ時の資料などが含まれる。残存資料の特徴として、大量の新聞スクラップの存在が挙げられる。ブラジルでは数多くの邦字新聞が発行されていたが、それらを見ると日系社会に起こった事件を追うことができるとともに、「コロナ知識人」がどのような事象に着目していたかをうかがい知ることができる。

#### 5 — まとめと今後の展望

今回の調査では、概要調査を実施し、どのようなものがどの



程度の量存在するののかという概要目録を作成するまでを目標とした。それは、時間的・物理的な制約から内容調査にまで至ることが不可能なためである。したがって、今回は資料1点ごと(アイテムレベル)ではなく、資料群全体(ファンドレベル)の概要と構造をまとめて記述する「集会的記述法」を用い、ファンドレベル、ユニットレベルでの概要を記述するまでにとどめることとした。その上で、次の段階の調査に向けての方針やデジタル化、公開の方法などを検討し、人文研に対してアーカイブズの構築に向けた提案や、保存環境の改善に関する提言をおこなっていく予定である。

本研究は、アーカイブズ学の理論と方法論を踏まえた資料調査をおこなうことによって、移民史研究とアーカイブズ学研究の連携を探ることを目的としている。資料群の概要把握、内容把握、構造分析と目録編成、永続的保存措置、利

表— 概要目録の例

部屋	位置	箱番号	容器形状
図書室	棚2上	2	FB
図書室	棚2上	4	FB
図書室	棚2上	13	FB
図書室	棚2上	15	FB
図書室	棚3上	3	FB
図書室	棚3上	6	FB

図— 人文研・見取り図

活用の方法の確立という、一連のアーカイブズ学の手法を加えることによって、ブラジル日本移民関係資料は、歴史資料としての把握から、アーカイブズとしての利活用への道筋をつけることが可能となるだろう。また、保存科学の考えやデジタル技術を用いることで、資料の永続的保存・利用方法を確立し、移民史料の可便性、利便性を向上することが可能となる。単なる歴史学研究ではなく、資料の保存やデジタル化による提供といった、保存と公開・利用の観点を加えることで、アーカイブズとしての持続性、利便性も高められる。以上のような観点から調査・研究を進め、移民史研究の進展に貢献する「移民アーカイブズ」の構築に向けた取り組みの第一歩としたい。

[追記]

本調査にあたっては、サンパウロ人文科学研究所顧問・宮尾進先生、同・鈴木正威先生、星大地氏、松阪健児氏ほか人文研関係者の方々に大変お世話になった。ここに記して感謝申し上げます。

- 1 — 青木祐一・名村優子「ブラジル日本移民関係資料をめぐる現状と課題：「移民アーカイブズ」の構築に向けて」(日本アーカイブズ学会2015年度大会・自由論題研究発表会、2015年4月、東京大学)において、調査成果の一部を報告した。
- 2 — サンパウロ人文科学研究所HP、<http://www.cenb.org.br/CENB/Home.html>、中牧弘允「サンパウロ人文科学研究所」、『ラテンアメリカレポート』Vol. 12 No.3、1995年、37-40頁
- 3 — 佐々木剛二「統合と再帰性：ブラジル日系社会の形成と移民知識人」、『移民研究年報』第17号、2011年、23-42頁
- 4 — 「サンパウロ人文科学研究所概要：その沿革と研究活動」、サンパウロ人文科学研究所、1981年

出所情報	資料概要	年代	形態	数量
増田恆河エメボイ実習場史資料	原稿下書、関係者住所録、 官庁(日本)資料コピー、「同窓会誌」 ①ビニール袋一括：関係者実態調査書、 増田秀一より白井晋宛書簡束、 関係者住所録(1948年)、 エメボイ会会報(1954年)、調査メモ、 同窓会誌(1936年)、原稿下書など、 ②ビニール袋入：「エメボイ自習場史」贈呈先、 ③紙ファイル：編輯構成メモ、刊行後の反応 「農事実習場同窓会」(記録、1935年)		バラ、 ビニール袋入、 紙ファイル、 帳面	3括 (約300点)
増田恆河エメボイ実習場史資料	エメボイ関係新聞の切りぬき(封書)： 日本語・ポルトガル語(1980年代)、メモ書、図版版下 エメボイ資料(ラフファイル)：新聞記事、 増田秀一宛書簡、50周年記念関係(1980年代) エメボイ史原稿(封書)：総会議事録(1974年度)、 手書き原稿 高拓生資料(封書)：会報、会員名簿(1981年) エメボイ研究所、一九七九年度粟苗について(封書)： 「一九七九年度分譲日本粟品種特徴」、 エメボイ会会報第4号(1958年)、エメボイ60周年記事(1991年) 粟・ぶどうと白井さん(封書)：新聞切り抜き(1970年)、 研究所収支計算書、総会関係資料		封書、 ラフファイル	6括 (約300点)
清谷益次日記④	「当用日記」(1952-53年、1959-62年、1966-68年)、 2005-2009年日記		帳面	4冊
清谷益次日記②	日記(1950-51年、1982-84年、 1999-2004年、1988-90年、1985-87年)		帳面	5冊
半田知雄日記 旅行記	旅日記(1950年代、1976-77年)		帳面	12冊
半田知雄日記 その他	「青空」(詩集、1930年)、 「虐げられつつある民族の研究」(1922年)、 「欧米人の日本発見」(ノート)、 「宗教論コピー」(筆写)、「日本民謡集」、 「正岡子規先生俳諧大要」(筆写)、 「移民夜話」(新聞切抜)、詩集(1928年)、 「唱歌民謡集」(筆写)、「1922年頃の記録」、 「妻の日記抜萃」(「愛はいつまでも」草稿)		帳面	12冊

11月1日から4日まで、私の勤める大学院のアーカイブズ学専攻の教員・学生15名は、韓国ソウルを訪れ、明知大学校記録情報科学専門大学院との大学間協定研究交流会を開くとともに、国家記録院(国立公文書館)や梨花女子大学歴史館などで研修を行った。

2日に訪れた民主化運動記念事業会史料館は、韓国の民主化運動の記録を収集し保存・管理・公開する、法律に基づく公共機関である。韓国では人々の血と汗を流した民主化への強い要求によって、軍事政権を倒し、金大中政権を樹立した。金大中政権は公文書の保存・公開を命じる「公共記録物管理法」を1999年に制定し、「民主主義のインフラ」と呼ばれるアーカイブズ制度を整えた。

民主化運動記念事業会史料館は、大統領府(青瓦台)と景福宮(李朝の王宮。かつて朝鮮総督府が建てられていた。)の並ぶその正面近くに在る。その横に日本大使館が在り、玄関正面の道路を隔てて従軍慰安婦像が設けられていた。偶然訪れた私は、従軍慰安婦像の前に立ち、像の手を握り「ご迷惑をお掛けしました。ごめんなさい。」と囁いた。これはもちろん政治的な意味合いではなく、一個の人間としての率直なつぶやきであった。

折しも安倍総理大臣が韓国大統領府を訪れていた。日韓友好が、政治外交を通して、前進することを祈っている。



景福宮にて

「朝日新聞」に投稿しましたが不採用となった「声」です。折角ですから、ここに「幻の「声」」として寄稿することにしました。

彙報

---

miscellany



2014年度修了式[3月20日]



2015年度入学式[4月8日]



飯南町役場文書調査①[9月3日-6日]



飯南町役場文書調査②[9月3日-6日]



ベトナム国立大学ハノイ校との交流会  
[11月27日]



ワークショップ  
「東アジアから見た阮朝アーカイブズ」  
[11月28日]

2014年度

- 1月10日 修士論文提出締切日
- 1月17日 授業検討会
- 2月13日 修士論文口述試験
- 2月19日、20日 大学院入学試験(春期)
- 2月28日 アーカイブズ機関実習検討会
- 2月28日 『GCAS Report:学習院大学大学院人文科学研究科  
アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.4 刊行
- 3月20日 修了式

2015年度

- 4月8日 入学式および入学者ガイダンス
- 4月11日 新入生懇親茶話会
- 4月18日 非常勤講師打合せおよび歓迎会
- 5月23日 博士論文最終報告会(報告者:3名)
- 6月6日 修士論文中間報告会(報告者:3名)
- 7月11日、12日 国内研修旅行(三重県津市、松阪市)
- 8月2日 入試説明会
- 9月3日-6日 島根県飯南町旧町村役場文書調査
- 9月18日 東京国立近代美術館フィルムセンター相模原分館見学  
(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ)
- 9月19日、20日 大学院入学試験(秋期)
- 9月30日 国立公文書館アーカイブズ研修Ⅲ 受入  
(公文書館専門職員養成課程受講生来訪)
- 10月10日 博士論文中間報告会①(報告者:5名)
- 10月24日 入試説明会・講演会「より良き社会のために——「記録」が物語るもの」  
(講演者:松岡資明)
- 10月27日 国立公文書館見学(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅱ)
- 11月1日-4日 海外研修旅行(韓国・ソウル)
- 11月7日 修士論文最終報告会(報告者:4名)
- 11月17日 白岩洋子氏特別講義「記録を残すために——写真資料保存修復の基礎」  
(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ)
- 11月21日 博士論文中間報告会②(報告者:4名)
- 11月27日 ベトナム国立大学ハノイ校人文社会科学大学  
アーカイブズ学・オフィスマネジメント学部訪問 国来訪
- 11月28日 ワークショップ「東アジアから見た阮朝アーカイブズ」  
(学習院大学東洋文化研究所との共催)
- 12月7日 東京大学経済学部資料室見学(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ)
- 12月21日 三井文庫見学(アーカイブズ・マネジメント論研究Ⅲ)

アーカイブズ学専攻では毎年、国内研修旅行(1泊2日)と、海外研修旅行(3泊4日)を実施している。国内研修旅行は、教職員・学生が原則として全員参加し、都道府県のアーカイブズ機関を中心に見学するとともに、専攻内の交流を深める場としても位置付けている。海外研修旅行は、アジア諸国のアーカイブズ機関の見学と、アーキスト教育課程をもつ大学との研究交流を目的として、主として各課程1年生を中心に実施している。



三重県総合博物館 [7月11日]



専修寺① [7月11日]



専修寺② [7月11日]



松坂城跡 [7月12日]

国内研修旅行(三重県津市、松阪市)

2015年度の国内研修旅行は、7月11日(土)、12日(日)1泊2日の日程で、三重県へ赴いた。参加者は、学生17名、教職員7名の計24名であった。

7月11日

[午前～午後]

三重県総合博物館(MicMu)

展示・資料情報課

(〒514-0061 津市一身田上津部田3060)

[午後] 真宗高田派本山 専修寺

(〒514-0114 津市一身田町2819)

7月12日

[午前] 伊勢神宮 内宮

[午後] 松阪市立歴史民俗資料館

(〒515-0073 松阪市殿町1539)

御城番屋敷

(〒515-0073 松阪市殿町1385)

松阪商人の館

(〒515-0081 松阪市本町2195)

初日は午前から午後にかけて、2014年に新設された三重県総合博物館(MicMu)を見学した。はじめに、博物館の常設展示を見学した。午後より、展示・資料情報課の担当者から総合博物館における公文書館機能についてのレクチャーを受けた後、バックヤード(収蔵庫等)を見学した。三重県総合博物館は博物館機能と公文書館機能を一体化して整備している点に特徴があり、公文書館機能としては主に原課からの歴史的公文書の受入れ、保存、公開を担っているとのことであった。一体化の強みを生かした展示の充実ぶりが伺えるとともに、職員同士の専門性

の違いからくる連携の難しさや歴史的公文書の利用促進に向けた課題についても率直に語っていただいた。

次に、真宗高田派専修寺にて、史料収蔵施設を見学した。専修寺を中心とした一身田町は環濠に囲まれたかつての寺内町の姿を留めた歴史的街並みが印象的で、「寺内町の館」を見学した後、環濠(毛無川)、黒門跡、一御伝神社をめぐった。その後、専修寺の法主に御影堂、賜春館、如来堂をご案内いただいた。そして、国宝や重要文化財を含む専修寺に関連する史料を納めた宝物館の展覧室と収蔵室を見学し、2003年から継続して収蔵室の史料を調査してこられた本専攻の高埜利彦教授より、準門跡をもつ専修寺の寺格について、また、史料調査の成果について解説していただいた。

2日目は午前伊勢神宮内宮を見学した。午後は松阪市へ移動し、松坂城跡や御城番屋敷、三井家発祥地、旧長谷川邸、松阪商人の館などを見学した。武家の生活空間から木綿の織物で染えた商人文化まで、伝統の息づく松阪の街を堪能することができた。

今回の研修旅行では、公文書館機能をもつ総合博物館という新たなコンセプトのもとで運営されている三重県総合博物館の実状から専修寺における史料整理の取り組みまで、幅広く学ぶことができた。とりわけ、MLA連携の一つの形を示している三重県の取り組みを実際に見聞きできたことは、日本全体のアーカイブズ管理・運営のあり方を見つめなおし、これからの展望を考える大変貴重な機会となった。



左:三重県総合博物館 [7月11日] | 右:寺内町の館 [7月11日]



景福宮[11月1日]



民主化運動記念事業会資料館[11月2日]



明知大学校との研究交流会[11月2日]



国家記録院ソウル記録館[11月3日]



梨花女子大学校梨花歴史館[11月3日]



靑瓦台[11月3日]

2015年度の海外研修旅行は、11月1日(日)～11月4日(水)3泊4日の日程で、2010年度に引き続き韓国を訪問した。参加者は学生8名、教職員7名の計15名であった。

11月1日  
[午後] ソウル歴史博物館、景福宮

11月2日  
[午前] 民主化運動記念事業会史料館  
[午後] 明知大学校記録管理学科との学生研究交流会

11月3日  
[午前] 国家記録院ソウル記録館  
[午後] 梨花女子大学校梨花歴史館

11月4日 帰国

1日午前に金浦に到着し、まずソウル歴史博物館を見学した。ソウル市の歴史をたどる同館では、都市ソウルの変遷が朝鮮時代、大韓帝国期、日帝による植民地時代、高度成長期の4つに区分されて展示されていた。次に、景福宮を訪れ、朝鮮王朝の宮殿を見学した。

2日午前は民主化運動記念事業会史料館を訪れ、書庫を案内していただいた後、担当者の方からレクチャーを受け、質疑応答を行った。「記憶の歴史を記録の歴史に」をモットーに活動する同館は、民主化運動関連の資料の収集・保存、運動当事者の証言の記録化、デジタル化した資料のインターネットでの提供を行っている。文書資料だけでなく本やポスター、絵画、写真資料など、当時を記録した多様なアーカイブズ・コレクションに圧倒されるとともに、センシティブな資料に配慮する担当アーキビストの姿勢からも多くを学んだ。午後は、学術交流協定を結んでいる明知大学校記録管理学科にて学生による研究交流会を行った。当日の報告は以下の通りである。

[明知大学校との研究交流会]

- キム・スヨン(修士課程)「明知大学校記録管理学科の紹介」
- 藤村涼子(M1)・奥沢麻里(M1)・川田恭子(M1)・難波秋音(M1)・高野彩香(M1)「学習院大学大学院アーカイブズ学専攻の紹介」

- イ・ジンリョン(修士課程)「5・18の談話分析を通じた記録化戦略の研究」
- 千代田裕子(M1)「Building the first Japanese Aero-photo archives」(日本における航空写真アーカイブズの構築を目指して)
- アン・デジン(博士課程)「「東大門区の思い出の旅」プロジェクト」

学術交流協定を結んでいる明知大学校への訪問は今回で3度目であり、お互いの絆を深める良い機会となった。とりわけ、学生間での交流、意見交換が盛んに行われ、有意義な交流会となった。

3日の午前は国家記録院ソウル記録館を訪問し、担当者からレクチャーを受けた後、資料引受室・脱酸室、書庫、マイクロフィルム室、視聴覚室、修復室等を案内していただき、最後に質疑応答を行った。業務の現場を来館者に伝えるための工夫が随所に見られ、参考になった。午後は、梨花女子大学校梨花歴史館を訪問し、同館の大学アーカイブズの取り組みについてレクチャーを受けた。その後、書庫を見学した。公共記録物管理法に基づき、「記録物分類基準表」を作成し、2016年からの「収集物記録管理システム」導入を目指しているという。また、展示室も案内していただき、2006年に創立120周年を迎えた伝統ある大学校の歴史について学んだ。最後に、大統領官邸のある靑瓦台を訪れ、歴代大統領の遺品や足跡を展示した靑瓦台館を見学した。

2015年度の海外研修旅行は専攻としては4度目の韓国訪問であったが、これまで築いてきた繋がりを再確認するとともに、新たな仲間と出会い、ネットワークを広げる機会ともなった。また、海外のアーカイブズ機関を見学することで、その実状や課題を認識すると同時に、多くの優れた点を発見することができた。日本におけるアーカイブズを取り巻く現状を捉えなおす、たいへん有意義なものとなった。最後に、今回の研修旅行では2010年度に続き、金慶南先生(元法政大学准教授)に訪問先との事前交渉および現地でのコーディネートを、鄭文珠さんに通訳をお引き受けいただいた。ここに記して感謝申し上げる。

## 研究テーマおよび研究成果【教員】

氏名	分類	研究テーマ/研究成果
安藤正人	研究テーマ	アーカイブズ調査・整理記述論、アーカイブズ史
	共編著	『歴史学が問う公文書の管理と情報公開——特定秘密保護法下の課題』(大月書店、2015年5月)
	講演	「記録を守り記憶をつなぐ——澤田美喜とエリザベスサンダースホームのアーカイブズ」 (大磯コミュニティカレッジ、2015年11月5日)
入澤寿美	研究テーマ	アーカイブズと情報処理
	高埜利彦	研究テーマ
武内房司	著書	『天下泰平の時代 シリーズ日本近世史③』(岩波新書、2015年3月)
	論文	「本山・本所・頭支配の勧進の宗教者」 (島蘭進・高埜利彦・林亨・若尾政希編『シリーズ日本人と宗教 第4巻 勧進・参拜・祝祭』(春秋社、2015年3月)
	講演録	「江戸時代の宗教と朝廷の役割」(『学習院史学』53号、2015年3月)
	講演	「日本の修史事業とアーカイブズ制度」(日本歴史学協会2015年総会、2015年9月12日、駒澤大学)
	編著	『西川寛生「サイゴン日記」1955年9月～1957年6月』(学習院大学東洋文化研究叢書)。 (宮沢千尋共編、風響社、2015年4月)
保坂裕興	研究テーマ	アーキビスト教育論、デジタル・アーカイブズ論
	論文	「アーカイブズと歴史学」 (大津透、桜井英治、藤井譲治、吉田裕、李成市編『岩波講座 日本歴史 第21巻 史料論(テーマ巻2)』、2015年12月)
	講演	「公文書館の重要性と必要性について——その歴史と文書から考える」 (秋田県大仙市長会研修会講演、2015年8月、大曲エンパイアホテル)
	報告書	「情報基盤としてのアーカイブズ制度を構築する戦略的研究」 (『人文科学研究所所報 2014年度版』、2015年3月、学習院大学人文科学研究所)
	共編著	『公文書管理法5年見直しについての合同研究集会 記録報告書』 (学習院大学人文科学研究所共同研究プロジェクト「情報基盤としてのアーカイブズ制度を構築する戦略的研究」発行、2015年3月)
	共編著	『第2回 公文書管理法5年見直しについての合同研究集会 記録報告書』 (学習院大学人文科学研究所共同研究プロジェクト「情報基盤としてのアーカイブズ制度を構築する戦略的研究」発行、2015年7月)
清原和之	共編著	『「公文書等の管理に関する法律」施行後5年見直しに関する共同提言書』 (学習院大学人文科学研究所共同研究プロジェクト「情報基盤としてのアーカイブズ制度を構築する戦略的研究」発行、2015年7月)
	研究テーマ	レコード・コンテンツ・理論研究、アーカイブズと記憶
	論文	「アーカイブズ資料情報の共有と継承——集合記憶の管理を担うのは誰か」 (九州史学会・史学会編『過去を伝える、今を遺す——歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか』山川出版社、2015年11月、115-144頁)
論文	「ナポレオン戦争期イングランドにおけるジョアンナ・サウスコットの奇跡的妊娠——出版文化が生んだスキャンダル」(『西洋史学論集』(52)、2015年3月、39-60頁)	

## 研究テーマおよび研究成果【学生】

学年 氏名	分類	研究テーマ/研究成果
D3 宇野淳子	研究テーマ	音声記録のアーカイブズ資源化に関する基礎的研究
	研究ノート	「記憶の声、記録の音——声の継承、音の保存」 (帝国データバンク史料館「別冊Muse2015 記憶と記録～紡ぐ、結ぶ、伝える～」、2015年12月28日、141-145頁)
	報告	「神奈川地域資料保全ネットワーク(神奈川資料ネット)について」 (『歴史資料ネットワーク設立20周年記念 全国史料ネット研究交流集会報告書』、2015年10月、63-66頁)
	報告(口頭)	「神奈川地域資料保全ネットワーク(神奈川資料ネット)について」 (歴史資料ネットワーク設立20周年記念 全国史料ネット研究交流集会、2015年2月14日、神戸)

学年 氏名	分類	研究テーマ/研究成果
D3 橋本陽	研究テーマ	アーカイブズの編成と記述
	論文	「段階的整理と欧米型整理論の比較:方法論の違いと出所及び現秩序尊重原則の解釈」 (『アーカイブズ学研究』No.23、4-22頁)
	論文	「ドイツと明治政府の記録管理:レギストラトゥーラを伝えたお雇い外国人」(『レコード・マネジメント』No.68、46-62頁)
	書評	「国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』」 (『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.4、2015年2月、64-69頁)
	学会報告	「オープンソースの利用と検討:AtoMとArchivematicaの仕組みと地方アーカイブズの実践例」 (日本アーカイブズ学会2015年度大会自由論題研究発表会、2015年04月26日、東京(元ナミ氏と共同発表))
D3 松村光希子	研究テーマ	議会文書の保存についてのアーカイブズ学的考察
D3 蓮沼素子	研究テーマ	地元文化資源の継承と活用:まんがアーカイブズを事例として
	研究ノート	「近現代文化アーカイブズの地元への継承と活用:現代舞踊アーカイブズとまんがアーカイブズを事例として」 (『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol.4、2015年2月、24-41頁)
	共著	『東アジアにおけるアーカイブズ理念の受容と歴史的文化的情報資源の構築: 日本・韓国・中国・台湾を中心として最終報告書』 (平成24・25年度りそなアジア・オセアニア財団調査研究助成、東アジアアーカイブズ共同研究会、2015年3月)
	学会発表(共同)	「自治体における公文書管理の現在:市民共有の知的資源としての公文書」 (日本アーカイブズ学会2015年度大会自由論題研究発表会、2015年4月26日、東京)
	学会発表	「まんがが資源と災害アーカイブズ:まんがアーカイブズを考える」 (日本マンガ学会第15回大会研究発表(口頭発表)、2015年6月27日、広島)
	報告	「まんがアーカイブズの収集と保存」 (トキワ荘フォーラム第6回パネルディスカッション「マンガの収集・保存・展示」、2015年11月21日、東京)
D3 元ナミ	研究テーマ	韓国と日本における地方公文書館制度に関する研究
	論文	「韓国における地方公文書館設立の可能性とその意義——ソウル特別市の事例から」、 (『学習院大学人文科学論集』、24、2015年11月、223-254頁)
	研究ノート	「イギリスの地方公文書館制度の発展」(『レコード・マネジメント』No.68、2015年3月、99-109頁)
	学会報告	「オープンソースの利用と検討:AtoMとArchivematicaの仕組みと地方アーカイブズの実践例」 (日本アーカイブズ学会2015年度大会自由論題研究発表会、2015年04月26日、東京(橋本陽氏と共同発表))
	学会報告	“Advocating for Access Through Japanese-U.S. Pilot Project About Atomic-bomb-related Archives”, SAA ANNUAL MEETING ARCHIVES 2015, Education Session, 2015-08-21, Cleveland (Philip Montgomery氏ほか3人と共同発表)
	プロジェクト報告	「セルジオ・ヴィエラ・デ・メロの人物像と資料」 (海外アーカイブ・ボランティアの会2015プロジェクト報告会(佛カネカ支援)、2015年10月5日、大阪)
	イベント紹介	「海外アーカイブ・ボランティアの会2015プロジェクト報告会——(佛)カネカ支援 UNHCR Fonds15 セルジオ・ヴィエラ・デ・メロ資料の整理と研究」(『RMSJ 記録管理学会 News Letter』、No.72、2015年10月、6-7頁)
D3 齋藤歩	研究テーマ	アーカイブズ学に基づく建築レコード整理手法の批判的検証——1970年代以降の北米と日本の比較から
	論文	「アーカイブズはなぜ斯くもわかりにくいのか——ヨーロッパ・ファッションから学ぶこと」 (『vanitas』No.004、アダチプレス、2015年9月、88-111頁)
	報告	「『調査シート一覧表』の分析——アーカイブズ学による『建築資料』の定義」 (『我が国の近現代建築資料の所在状況調査及び保存基準の提案 報告書』、日本建築学会、2015年3月、66頁)
	報告	「日本建築学会によるレコード・サーヴェイを分析する——アーカイブズ学の観点から」 (『GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報』Vol. 4、2015年2月、108-115頁)
	解説	「建築資料の『評価軸(クライテリア)』の評価——アーカイブズ学の立場から」 (『2015年度日本建築学会大会 建築歴史・意匠部門研究協議会 日本の戦後建築への新たな評価軸——主に「技術」の視点から』資料集、日本建築学会、2015年9月、84-87頁)

学年 氏名	分類	研究テーマ/研究成果
	解説	「記録と記憶を考えるためのノート」 〔藤井光×青森市所蔵作品展「歴史の構築は無名のものたちの記憶に捧げられる」展覧会カタログ、 青森公立大学 国際芸術センター青森、2015年3月、64-68頁〕
	座談	「ファッション・デザインのアーカイブと創造性」 〔ファッションは更新できるのか？ 会議 — 人と服と社会のプロセス・イノベーションを夢想する〕、フィルムアート社、2015年8月、364-391頁〕
	座談	「2014年度デジタルアーカイブ・プロジェクト最終報告会を終えて」 〔「デジタルアーカイブの営みをつくる — アートプロジェクトの現場から」、 公益財団法人東京都歴史文化財団 東京文化発信プロジェクト室、2015年3月、40-44頁〕
	学会発表	「アーカイブズ学に基づく建築レコードの評価選別について — 1980年代以降の北米の事例を比較する」 〔日本アーカイブズ学会2015年度大会自由論題研究発表、2015年4月26日、東京〕
	講義	「見えないアーカイブズ — 〈機能〉と〈手法〉がある」〔場所#4ライブラリー、2015年6月9日、東京〕
	講義	「建築アーカイブ方法論」〔筑波大学大学院図書館情報メディア研究科、2015年2月7日、茨城〕
	講義	「なぜアーカイブズを残すのか — テリー・クックに学ぶ」 〔東京アートポイント計画：デジタルアーカイブ・プロジェクト最終報告会、2015年2月2日、東京〕
D2 阿久津美紀	研究テーマ 論文 共著	児童福祉施設アーカイブズの確立とその有用性 — ケアラーバーの記録へのアクセス促進に向けて 「児童福祉施設の記録へのアクセスとアイデンティティの構築の基礎的考察 — イギリス、オーストラリア日本の制度・実践事例」〔学習院大学人文科学論集〕、第24巻、2015年3月、253-275頁〕 「武蔵野学院図書・資料室」 〔学校・施設アーカイブズ研究会編「学校・施設アーカイブズ入門」、大空社、2015年9月、77-82頁〕
D2 大木悠佑	研究テーマ 学会報告	レコードキーピングにおけるアーカイブズとアーキビストの機能と役割 「自治体における公文書管理の現在 — 市民共有の知的資源としての公文書」 〔日本アーカイブズ学会2015年度大会自由論題研究発表会、2015年4月26日、東京〕
D2 倉方慶明	研究テーマ	アーカイブズ・マネジメント論
D1 清水ふさ子	研究テーマ	企業におけるアーカイブズ機能の制度設計について
D1 白種仁	研究テーマ	社会科学におけるアーカイブズの諸問題と改善方案
M2 小池真理子	研究テーマ	民間所在資料の構造分析と目録作成に関する研究 — 山梨県大月市星野家文書を対象として
M2 前田真吾	研究テーマ	電子記録の長期保存に関する研究
M2 和田直大	研究テーマ	民間所在文書の整理と管理に関する事例研究
	著書	「解禁 マッカーサー・アーカイブズ」〔南朝史料調査会 幽風舎、2015年7月(山地悠一郎氏との共著)〕
M2 渡辺彩香	研究テーマ 書評	近代文学アーカイブズの構築に関する基礎的研究 ピーター・シリングスバーグ(著)、明星聖子・大久保譲・神崎正英(訳) 「グーテンベルクからグーグルへ — 文学テキストのデジタル化と編集文献学」 〔GCAS Report 学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報〕Vol.4、2015年2月、90-96頁〕
M1 奥沢麻里	研究テーマ	複数機関の収蔵資料に対する検索性の向上について
M1 川田恭子	研究テーマ	村井兄弟商会の成立から解体までの記録調査と保存に関する研究
M1 國澤修平	研究テーマ	近世史料のアーカイブズ学的分析
M1 田中智子	研究テーマ	日本における大学アーカイブズの役割および組織運営
M1 千代田裕子	研究テーマ 報告	日本における航空写真アーカイブズの構築に関する基礎的研究 「日本における航空写真アーカイブズの構築を目指して (Building the first Japanese Aero-photo archives)」 〔明知大学校記録情報科学専門大学院研究交流会、2015年11月2日、韓国・ソウル〕
M1 高野彩香	研究テーマ	ファッション・アーカイブズの構築
M1 中野陽香	研究テーマ	電子記録の編成と保存
M1 難波秋音	研究テーマ	日本における美術館アーカイブズの構築
M1 藤村涼子	研究テーマ	日本・旧満州鉄鋼業資料のアーカイブズ学的考察
M1 葉袋未夏	研究テーマ	地域アーカイブズにおける写真資料の活用方法
M1 宮平さやか	研究テーマ	マンガアーカイブズ構築のための基礎的研究

## 論文題目 [2014年度]

年度	分類	氏名	題目
2014	修論	澁谷梨穂	アーカイブズの普及活動——次代を担う子どもたちを対象として
2014	修論	渡邊健	日本の地方自治体における公文書管理条例の制定過程についての研究
2014	修論	金甫榮	イギリスと日本におけるビジネスアーカイブズ戦略及びその基盤としての登録簿構築に関する研究
2014	修論	清水ふさ子	企業資料におけるアーカイブズの存在意義と国際標準適用による記述の試み—— 資生堂企業資料館の昭和期資料を事例として
2014	修論	白種仁	質的調査資料におけるアーカイブズ化とその課題

## 授業 [2015年度]

[凡例]

授業名

教員

概要

### アーカイブズ学演習

[アーカイブズ学研究法]

安藤正人、保坂裕興

個人研究や共同研究を通じて学生の研究能力を開発し、専門職として実践的な問題解決能力を育成する

### アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅰ

[アーカイブズ整理記述論]

安藤正人、加藤聖文(国文学研究資料館助教)

アーカイブズ資料の構造やコンテキストを科学的に研究し、適切な方法で整理・記述するための実践的訓練を行う

### アーカイブズ・マネジメント論演習Ⅱ

[アーカイブズ情報処理論]

入澤寿美

コンピューター情報処理の基礎とともに、アーカイブズ分野における情報技術やネットワーク・システムについて学ぶ

### アーカイブズ実習

安藤正人、保坂裕興

アーカイブズ機関実習と事前学習および事後の発展研究

### アーカイブズ学理論研究Ⅰ

[アーカイブズ学基礎理論研究]

保坂裕興

情報理論、レコード・コンティニウム論、法制度論、専門職論などアーキビストに必要な知識と技法を学ぶ

### アーカイブズ学理論研究Ⅱ

[日本及び海外アーカイブズ史]

安藤正人

世界と日本におけるアーカイブズの発展過程をたどり、民主主義を支える根幹システムとしての将来を展望する

### アーカイブズ学理論研究Ⅲ

[海外アーカイブズ学文献研究]

保坂裕興

海外の研究動向を概観するとともに、優れた英語文献を講読することによって国際水準の研究を学ぶ

### 記録史料学研究Ⅰ

[前近代の組織と記録]

高埜利彦

前近代日本の様々な組織体の構造と機能について記録システムを中心に研究し、アーカイブズ学の対象としての記録史料について学ぶ

### 記録史料学研究Ⅰ

[基礎講読]

青木祐一

アーカイブズ学に関する論文、活字資料など基本文献の講読を通じて、アーカイブズ学を研究していく上での基礎的素養を身につける

### 記録史料学研究Ⅱ

[近現代の組織と記録(国・地方自治体等)]

熊本史雄(駒澤大学教授)

国、地方自治体等の組織体構造と機能について記録システムを中心に研究し、アーカイブズ学の対象としての記録史料について学ぶ

### 記録史料学研究Ⅱ

[近現代の組織と記録(企業等)]

小風秀雅(お茶の水女子大学大学院教授)

経済・企業関係の記録について記録史料学的に検討し、日本の企業社会および経済社会の文化的特質を解明する

		2013年度	2014年度	2015年度
博士前期課程	1年	5名(1名は協定留学生)	3名	11名
	2年	6名	6名	4名
博士後期課程	1年	1名	3名	2名
	2年	5名	1名	3名
	3年	7名	8名	6名
委託生(国費留学生)			1名	1名
科目等履修生		12名	9名	6名

### 記録史料学研究 III

[中国近世・近代における記録史料]

武内房司

近世・近代の中国を中心に記録と記録システムの歴史を研究し、中国社会における記録史料の意味と特質を考える

### 記録史料学研究 III

[デジタル・アーカイブズ論]

保坂裕興、風間吉之、寺澤正直

吉田敏也(国立公文書館)

コンテンツ管理システム、電子記録管理とアーカイブズ資源化、インターネットとリアル空間での複合・編成という観点からデジタル・アーカイブズを検討する

### アーカイブズ・マネジメント論研究 I

[現代アーカイブズ管理論]

安藤正人、石原一則

システム設計から調査論、評価論、検索論まで、アーカイブズを科学的に管理、保存活用する現代的方法を考える

### アーカイブズ・マネジメント論研究 I

[記録管理法論]

早川和宏(東洋大学法学部法律学科教授)

アーカイブズに関わる現行法制度の正確な知識を身につけるとともに、法的思考力を鍛え、アーカイブズに関わる法制度を創造する力をつける

### アーカイブズ・マネジメント論研究 II

[公文書管理としてのアーカイブズ管理]

中島康比古、笈雅貴、

小原由美子(国立公文書館)

公文書管理法下における公文書のライフサイクル管理の一環としてのアーカイブズ管理について、国立公文書館の事例を中心に学ぶ

### アーカイブズ・マネジメント論研究 II

[レコード・マネジメント論]

古賀崇(天理大学准教授)

レコード・マネジメント(記録管理)とアーカイブズとの密接性という観点から、レコード・マネジメントの理論と実践について理解する

### アーカイブズ・マネジメント論研究 III

[記録史料保存論]

安江明夫

紙媒体から電子記録まで、様々なアーカイブズ資料を物理的に保存・管理していくための科学的な考え方と方法を学ぶ

### アーカイブズ・マネジメント論研究 III

[視聴覚アーカイブ論]

児玉優子(放送番組センター)

映画・テレビ番組・録音資料などを保存してきた視聴覚アーカイブの歴史と現状、機能の概要を学び、アーカイブズ機関における視聴覚資料/記録について考える

### 情報資源論 I [図書館情報学研究]

水谷長志(東京国立近代美術館)

情報資源の保存活用という点で共通性を持つ図書館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える

### 情報資源論 II [博物館情報学研究]

水嶋英治(筑波大学教授)

情報資源の保存活用という点で共通性を持つ博物館情報学について学び、アーカイブズ学との連携を考える

# GCAS Report

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻研究年報

## 投稿規程

### 1 — 発行

[1] 発行者は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻とする。

[2] 発行に関わる事務は、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報編集委員会(以下、編集委員会)が行うものとする。

[3] 本誌は、年一回刊行する。

[4] 掲載原稿は、インターネットにより公開する。

### 2 — 投稿資格

[1] アーカイブズ学専攻の教員および元教員

[2] アーカイブズ学専攻の学生および修了生(但し、博士後期課程単位取得退学者を含む)

[3] その他編集委員会が適当と認めた者

### 3 — 投稿原稿とジャンル

投稿する原稿は、アーカイブズ学に関する未発表の完成原稿とする。

ジャンルは次の4種類とする。

①論文/②研究ノート/

③書評(文献紹介を含む)/④報告等

### 4 — 形式と分量

[1] 原稿は、Microsoft Wordにより作成されたものを原則とする。図および表はMicrosoft ExcelまたはMicrosoft PowerPointで作成したものとし、画像はJPEG形式とする。

[2] 原稿は、A4横書きで、1ページにつき40字×30行とし、図表等を組み入れた完成原稿を提出する。著者校正は、原則として初校のみとし、誤字・誤植の修正に限る。

[3] 投稿原稿は、以下の各字数を上限とする。ただし、字数には、本文、図表、注、およびスペースを含むものとする。

①論文(24000字)/②研究ノート(16000字)/

③書評(8000字)/④報告等(8000字)

[4] 論文および研究ノートについては、以下の①～⑥を別添として提出する。

その他のジャンルは、①～④を別添として提出する。

①題目:和文および英文

②執筆者名:和文および英文

③所属

④連絡先:郵便番号、住所、電話番号、E-mailアドレス

⑤キーワード:5語以内

⑥論文要旨(和文および英文):和文は400字以内、英文は200ワード程度

[5] 執筆形式は、原則として以下の通りとする。

①本文は簡潔で分かりやすい文章とする。

②日本語の文章は、約物(句読点、疑問符、括弧等)を含めてすべて全角を用いる。

③句読点は「、」「。」を用いる。

④英数字は、特別な場合を除き半角を用いる。

⑤漢字は常用漢字を用いる。

[6] 本文中の書名、誌名は二重かぎ括弧(「」)、雑誌論文名、記事名はかぎ括弧(「」)でつづむ。欧文書名及び誌名はイタリック体とする。

[7] 注は、本文中の当該箇所の末尾に[1]、

[2]のごとく示し、提出原稿では本文末にまとめて掲載する。なお、参考文献を一覧にする方式は採らず、使用した文献はすべて注に含める。

[8] 使用した文献の記載事項とその順序は下記の例に従って示す。

①単行本の場合:著(編)者名、書名、出版社名、西暦刊行年、引用部分の頁数

②雑誌論文の場合:著者名、論文題名、雑誌名、巻(号)数、西暦刊行年、引用部分の頁数

③電子ジャーナルの場合:著者名、論文名、雑誌名、巻(号)数、西暦刊行年、引用部分の頁数、入手先(入手日付)

④ウェブサイトの場合:著者名、「ウェブサイトの題名」、ウェブサイトの名称、入手先(入手日付)

[9] 図および表・写真は、種類別の通し番号及びキャプションを付すものとする。なお、掲載決定後に電子ファイルを提出するものとする。

### 5 — 投稿方法

すべての原稿は、その電子ファイルを電子メールに添付し専攻事務室へ送信したうえ、紙に出力したものを1部提出する。原稿は原則として返却しない。

### 6 — 発行スケジュール

[1] 原稿締切:9月末日

[2] 発行予定:2月末日

### 7 — 審査と採否

[1] 論文の審査は、一論文につき編集委員会が指名する3名の査読者により行う。その際、以下の基準に基づき審査する。

①先行研究の把握/②獨創性/③実証性/④論理性/⑤表記・表現

[2] 論文の採否は、[1]により行われる査読者の審査結果に基づき、3ヶ月以内に編集委員会が決定する。

3で定める他のジャンルの採否も、[1]に掲げる審査基準に準じて、編集委員会が審査決定する。

[3] 論文投稿者の氏名は査読者には公表しない。また、査読者の氏名は公表しない。

[4] 編集委員会は、投稿者に修正を依頼することができる。

### 8 — 著作権

[1] 掲載された論文等の著作権は、著者に帰属する。

[2] 上記の著作権者は、複製、公衆送信、翻訳や翻案等、出版、オンラインでの公開・配信、二次的著作物の作成・利用について、学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻に著作権上の許諾を与えるものとする。

[3] 上記の著作権者は、論文等の電子化、学習院大学学術成果リポジトリへの登録、公開一般利用者の閲覧・ダウンロードについて、リポジトリを管理・運用する大学図書館に著作権上の許諾を与えるものとする。

[4] 論文等を投稿する者は、その論文等に引用する図版・写真等の著作権者から、電子化・オンライン上での公開も含めた、著作権上の許諾を予め得ておくものとする。

### 9 — 投稿・問い合わせ先

〒171-8588

東京都豊島区目白1-5-1

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻事務室

TEL:03-3986-0221(代表)

E-mail:gcas-off@gakushuin.ac.jp

[附則]

[1] 本規定の改訂は、必要に応じて、編集委員会が行うものとする。

[2] 本規定は、2011年7月28日より発効するものとする。2012年9月1日改訂。

執筆者一覧  
[五十音順]

青木祐一[あおき・ゆういち]

ワンビシ・アーカイブズ、  
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻博士後期課程単位取得退学

大木悠佑[おおき・ゆうすけ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程

川田恭子[かわた・きょうこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

倉方慶明[くらかた・よしあき]

東京外国語大学文書館特定研究員、  
学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程

齋藤歩[さいとう・あゆむ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士後期課程

白岩洋子[しらいわ・ようこ]

紙本・写真修復家

高野彩香[たかの・さやか]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

高埜利彦[たかの・としひこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 教授

田中智子[たなか・さとこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

千葉功[ちば・いさお]

学習院大学文学部史学科 教授

千代田裕子[ちよだ・ゆうこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

難波秋音[なんば・あきね]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

藤村涼子[ふじむら・りょうこ]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

松岡資明[まつおか・ただあき]

元日本経済新聞社編集委員、学習院大学客員教授

葉袋未夏[みない・みか]

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻 博士前期課程

[GCAS Report]

2015年度編集委員

安藤正人

保坂裕興

齋藤歩

阿久津美紀

倉方慶明

白種仁

川田恭子

高野彩香

千代田裕子

難波秋音

藤村涼子

葉袋未夏

清原和之(事務局)

Editorial Board 2015

Masahito Ando

Hirooki Hosaka

Ayumu Saito

Miki Akutsu

Yoshiaki Kurakata

Jyonin Beku

Kyoko Kawata

Sayaka Takano

Yuko Chiyoda

Akine Nanba

Ryoko Hujimura

Mika Minai

Kazuyuki Kiyohara (Secretariat)

編集後記

『GCAS Report』Vol.5、発行となりました。本年度は、アーカイブズ学を学び始めたばかりの1年生も多く編集委員となり、私自身論文の査読を初めて経験しました。先生方、先輩方とも討議しながら真剣に論文に向き合う査読の場に臨むことは、アーカイブズ学を学ぶとはどういう意味を持つのかを改めて問い直すきっかけになりました。専攻で学ぶ学生が積極的にかかわれる編集のかたちが、これからもつづくことを期待しています。最後になりましたが、デザイナーの木村稔将さん、創刊号より引き続き編集委員の中心的な役割を担っていただいている齋藤歩さん、初年度にもかかわらずご苦労をおかけした助教の清原和之さんに感謝申し上げます。 [編集委員:川田恭子]

『GCAS Report』Vol.5をお届けします。前任の青木祐一さんから引き継ぎ、試行錯誤しながらも無事刊行することができました。本号では、専攻行事の一環として実施した講演と特別講義の原稿に加え、専攻の研究活動の成果として、レコードキーパーの機能論やアーカイブズ業務のマネジメント論、書評や報告など、多彩な内容が掲載されています。ご一読いただけると幸いです。最後になりますが、お手伝いいただいた編集委員の先生方・学生の皆さま、また、今回も編集をお引き受けいただいたデザイナーの木村稔将さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。 [事務局:清原和之]

謝辞

研修旅行や史料調査の実施、および本誌の刊行には、一般社団法人テキストスタイル倶楽部より本専攻宛にいただいております指定寄付金を活用させていただきました。ここに記して御礼申し上げます。

GCAS Report

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻研究年報 第5号

[発行日] 2016年2月28日

[編集・発行]

学習院大学大学院

人文科学研究科

アーカイブズ学専攻

〒171-8588 東京都豊島区目白1-5-1

TEL: 03-3986-0221(代)

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/index.html>

---

[デザイン] 木村稔将

[印刷] 高速印刷株式会社

GCAS Report Vol. 5

2016-02-28

©Graduate Course in Archival Science,

Graduate School of Humanities,

Gakushuin University

Mejiro 1-5-1, Toshima-ku,

Tokyo 171-8588, Japan

TEL: +81 3 3986 0221

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/g-hum/arch/english/>

---

Design: Toshimasa Kimura

Print: Kousoku Printing Co. Ltd.

ISSN 2186-8778

